

Sustainability Data Book 2016

パナソニック株式会社

サステナビリティ データブック 2016



Panasonic

サステナビリティ データブック 2016について

当社のサステナビリティに関する報告は、当社Webサイト「CSR・環境」サイトと本誌「サステナビリティ データブック」で行っています。

報告テーマは、ステークホルダーの関心事と当社にとっての重要度に基づくマテリアリティ(重要テーマ)分析により選定しています。環境活動は、環境行動計画 グリーンプラン2018に規定した項目を基に報告を行っています。

「サステナビリティ データブック」では、「CSR・環境サイト」の報告内容のうち、方針や考え方、パフォーマンスデータなどの主要情報を抜粋して報告しています。割愛しているテーマや取り組みの具体例などは、「CSR・環境サイト」をご覧ください。

▶CSR・環境サイト

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability.html>

報告範囲

特に注記がない場合は、下記に基づき実績を算出

期間:2015年度(2015年4月1日～2016年3月31日)

組織:パナソニック株式会社と連結子会社

データ:

- 製造事業場に関するデータはパナソニックグループの環境マネジメントシステムを構築している全製造事業場(254)を対象
- 2013年度より、集計範囲に変更が発生しても過去に遡ってデータ修正をしない方針に変更
 - 2014年度データ:2014年度における対象事業場(278事業場)のデータ
 - 2013年度データ:2013年度における対象事業場(296事業場)のデータ
 - 2012年度以前のデータ:2012年度における対象事業場(300事業場)と同じ範囲のデータ
- 年度や地域が明記されていないデータは、グローバルの2015年度実績

保証

環境に関する主なデータは、KPMGあずさサステナビリティ株式会社による保証を受けています。保証対象指標の詳細はP116の独立保証報告書をご覧ください。

参考にしたガイドライン

GRI「サステナビリティ・レポーティング・ガイドラインG4」

環境省「環境報告ガイドライン2012年版」

社会・環境への取り組みに関する報告の体系図



サステナビリティ データブック 2016 目次

サステナビリティ データブック 2016

について..... 1

会社概要..... 4

経営理念とサステナビリティ..... 5

CSR活動の推進体制..... 6

リスクマネジメント..... 8

環境

方針..... 10

環境ガバナンス..... 14

環境マネジメントシステム..... 15

環境リスクマネジメント..... 16

環境情報システム..... 18

環境負荷の全体像と環境会計..... 19

環境配慮商品・工場..... 22

CO₂削減..... 27

省・創・蓄エネルギー商品..... 30

地球温暖化の緩和・適応..... 32

工場・オフィスの地球温暖化防止..... 33

グリーンロジスティクス..... 37

資源循環..... 40

投入資源の削減..... 42

製品のリサイクル..... 43

再生資源の活用..... 47

工場廃棄物管理 ゼロエミッション化..... 50

水資源保全..... 52

化学物質管理..... 54

生物多様性保全..... 61

サプライチェーン連携..... 64

人材育成..... 66

環境コミュニケーション..... 67

環境活動のあゆみ..... 69

品質向上と製品安全の確保

マネジメントシステム..... 71

方針..... 71

教育..... 72

責任者・体制..... 72

委員会・組織..... 73

国際安全規格の認証取得事例..... 73

製品事故への対応..... 74

お客様対応

マネジメントシステム..... 75

方針..... 75

責任者・体制..... 76

情報セキュリティ・個人情報保護

方針..... 79

情報セキュリティマネジメントシステム..... 79

公正な事業活動

マネジメントシステム..... 80

方針..... 80

コンプライアンス教育..... 81

責任者・体制..... 82

内部通報制度..... 82

評価(重大な違反と是正の取り組み)..... 83

公正取引(カルテル防止・腐敗防止)..... 84

人権の尊重

マネジメントシステム..... 85

方針..... 85

教育..... 85

責任者・体制..... 85

人権に関する相談窓口..... 85

評価..... 86

基本的人権への取り組み状況..... 87

グローバルな基準・法令等への取り組み状況..... 90

人材育成・多様性：LGBTに関する取り組み

方針	94
処遇面での人事関連制度の取り扱い	94
理解促進	94
外部活動支援	94

労働安全衛生

マネジメントシステム	95
方針	95
責任者・体制	96
労働安全衛生に関する相談窓口	96
健康問題への取り組み	97
評価	98

責任ある調達活動

マネジメントシステム	99
方針	99
教育	100
責任者・体制	100
購入先様へのCSRの徹底	101
紛争鉱物対応	102

CSR実績データ一覧

社外からの評価

EICC行動規範対照表

KPMGあずさサステナビリティ株式会社

による独立保証報告書

当社の事業活動に関するご報告

会社概要

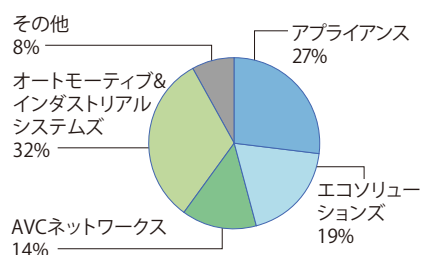
2016年3月31日現在

社名	パナソニック株式会社	創業	1918年(大正7年)3月7日
本社	〒571-8501 大阪府門真市大字門真1006番地 TEL (06) 6908-1121 (大代表)	代表者	取締役社長 津賀一宏
設立	1935年(昭和10年)12月15日	資本金	2,587億円

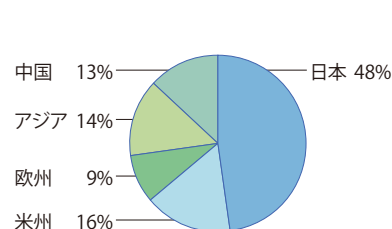
2015年度決算概要

売上高	75,537億円	営業利益	4,157億円	税引前利益	2,170億円
当社株主に帰属する当期純利益	1,933億円	従業員総数	249,520人		

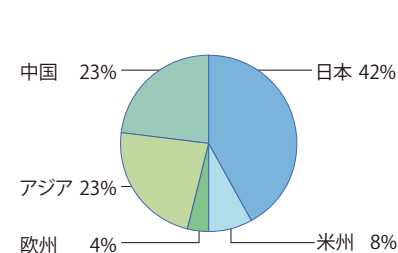
セグメント別売上高比率(2015年度)



地域別売上高比率(2015年度)



地域別従業員比率(2015年度末)



主要商品・サービス

当社グループにおけるセグメント別の主要な商品・サービスは次のとおりです。

アプライアンス

エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、美・理容器具、電子レンジ、オーディオ機器、ビデオ機器、掃除機、炊飯器、自転車、ショークース、大型空調、コンプレッサー、燃料電池

エコソリューションズ

照明器具、ランプ、配線器具、太陽光発電システム、水まわり設備、内装建材、換気・送風・空調機器、空気清浄機、介護関連

AVCネットワークス

航空機内AVシステム、パソコン・タブレット、プロジェクター、デジタルカメラ、監視・防犯カメラ、社会インフラシステム機器、固定電話、携帯電話

オートモーティブ&インダストリアルシステムズ

車載マルチメディア関連機器、電装品、リチウムイオン電池、車載電池、乾電池、電子部品、制御機器、半導体、電子材料、液晶パネル、電子部品自動実装システム、モーター、溶接機器

その他

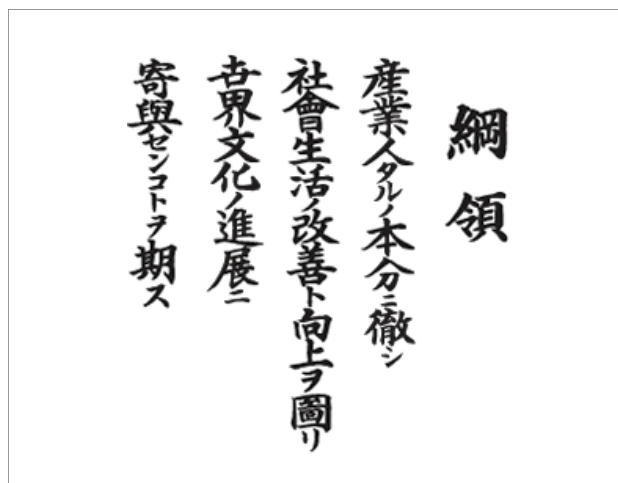
戸建住宅、集合住宅、分譲用土地・建物、リフォーム、原材料

経営理念とサステナビリティ

私たちパナソニックの使命は、生産・販売活動を通じて社会生活の改善と向上を図り、世界文化の進展に寄与すること——。当社「綱領（右図）」には、事業を通じて世界の人々の生活をより豊かでより幸福なものにするという、パナソニックグループの事業の目的とその存在の理由が簡潔に示されています。

当社は1918年の創業以来、これを経営理念としてすべての事業活動の基本としてきました。そこには「企業は社会の公器である」という基本的な考え方があります。企業にとっての人材、資金、物資など、あらゆる経営資源は、すべて社会が生み出したものです。企業は、こうした資源を社会から預かり事業活動を行っている以上、社会と共に発展し、その活動は透明で公明正大なものでなければならないと考えます。

私たちパナソニックグループは、あらゆる面で、「社会の公器」にふさわしい経営や行動を心がけ、これからも本業であるモノづくりを通して「経営理念」の実践に努めてまいります。そして、これこそが私たちパナソニックグループのサステナビリティそのものです。社会、経済、地球環境など、あらゆる面で大きな転換期にある今日、パナソニックグループはこれからも世界中でサステナビリティ経営を徹底し、明日のライフスタイルを提案し続けながら地球の未来と社会の発展に貢献していきます。



松下幸之助著「実践経営哲学」、1978年6月発行より

「企業の社会的責任」ということが言われるが、その内容はその時々社会情勢に応じて多岐にわたるとしても、基本の社会的責任というのは、どういう時代にあっても、この本来の事業を通じて生活の向上に貢献するということだといえよう。こうした使命観というものを根底に、一切の事業活動が営まれることがきわめて大切なのである。」

創業者 松下幸之助

「経営理念」を実践するための具体的な指針として、「パナソニック行動基準」を1992年に制定しました。
(改定・更新を経て2016年に現基準)

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/list.html>

「経営理念」を基盤とし、今日の社会において当社が果たすべき社会的責任と貢献を「サステナビリティポリシー」としてまとめています。(2013年に制定)

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/management/policy.html>

CSR活動の推進体制

サステナビリティに関わる課題や進捗を継続的、組織的にマネジメント

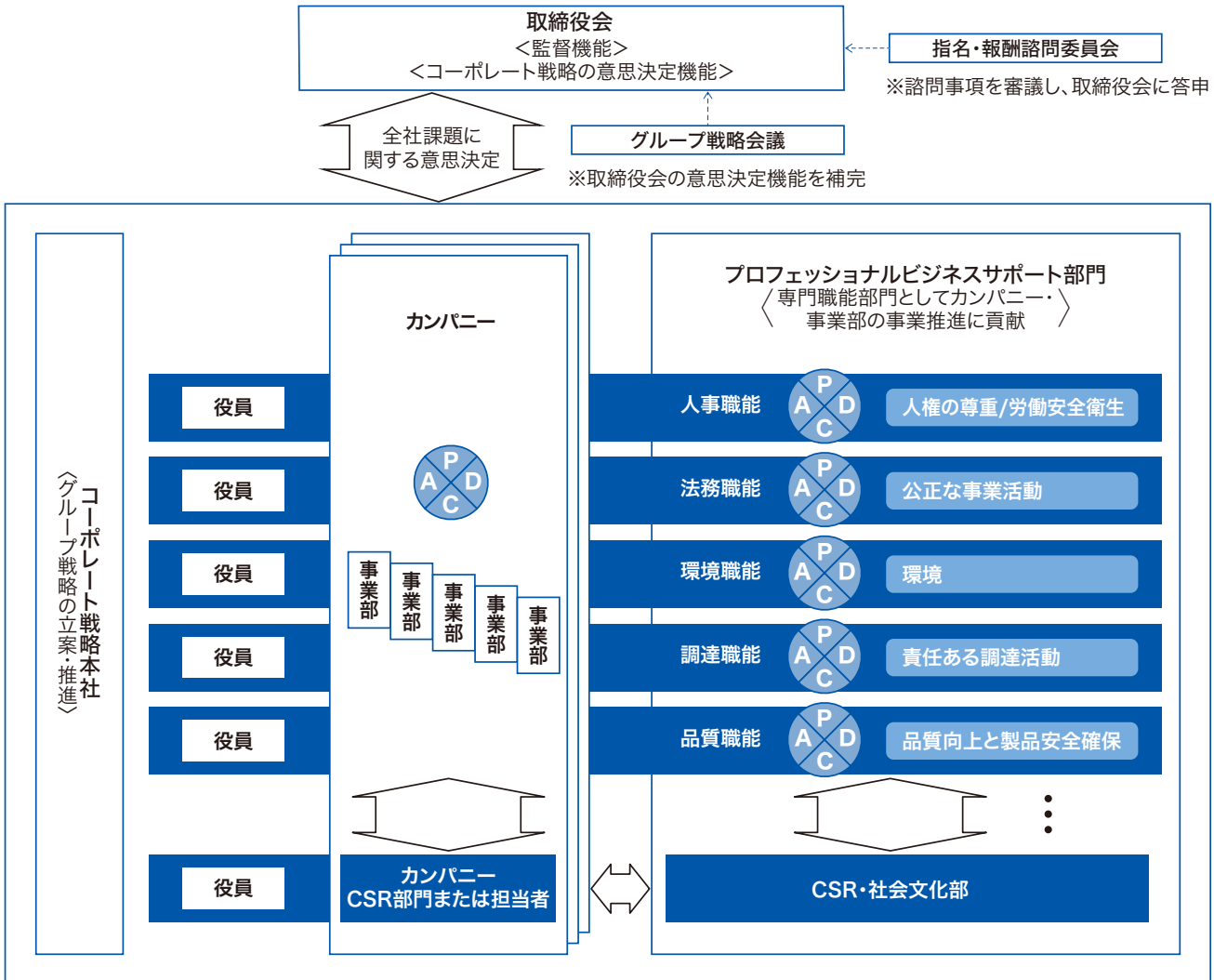
人権、公正な事業活動、環境などのCSR活動の取り組み分野ごとに担当役員と責任職能を配置して、カンパニー・事業部・地域・職能が様々な会議体やステークホルダーエンゲージメントの場を設けて日々の活動に落とし込み、PDCAサイクルを活用して進捗を確認しながら自立的に推進しています。

気候変動の緩和・適応や、水問題への貢献など、社会からの要請が高い全社課題については、取締役会やグループ戦略会議で意思決定を行っています。

マテリアリティについても、活動分野ごとに日々の活動のなかで分析と特定を行い、運営方針に織り込んでいます。活動分野ごとのマテリアリティとその選定の背景については、各分野の「マネジメントシステム」(環境については「方針」)の項をご覧ください。

また、国内外のガイドラインやステークホルダーの声を尊重することを基本的な考え方として、CSR活動を推進しています。

CSR活動の推進体制



グローバルな規格・規範・ガイドライン・イニシアティブを尊重

パナソニックは、グローバルスタンダードの規格や規範、ガイドライン、各種イニシアティブを踏まえて、事業を展開しています。また、これらの考え方は、事業活動の指針となる「パナソニック行動基準」や「サステナビリティポリシー」にも反映しています。

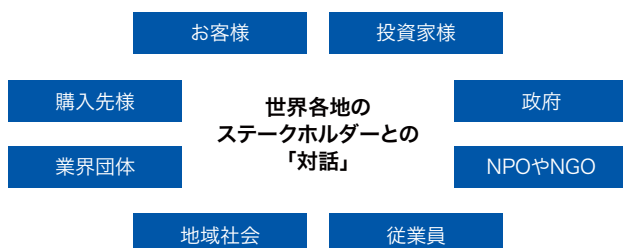
グローバルな規格・規範・ガイドライン・イニシアティブ

世界人権宣言	ILO中核的労働基準
OECD多国籍企業行動指針	国連ビジネスと人権に関する指導原則
日本経団連企業行動憲章	EICC(電子業界CSRアライアンス)など業界行動規範
ISO26000	グローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI)

ステークホルダーとの対話をもとに取り組みを推進

当社は、お客様、投資家様、購入先様、政府、業界団体、NPOやNGO、地域社会、従業員など世界中の幅広いステークホルダーと様々な場面で対話を実施しています。いただいたご意見は事業活動や商品づくりに取り入れています。

主なステークホルダー



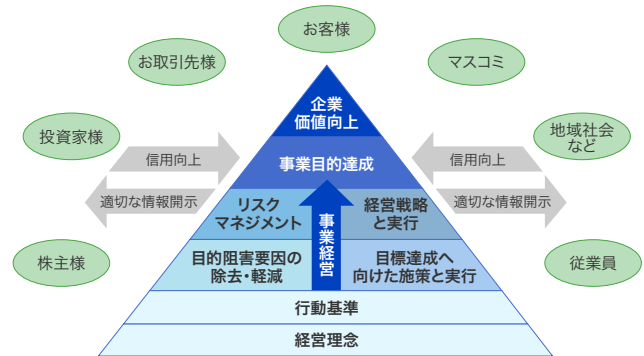
リスクマネジメント

基本的な考え方

当社では、創業者 松下幸之助の「先憂後楽の発想」「失敗の原因は我にあり」「すべての事には萌しがある」「小さい事が大事に至る。萌しを敏感にとらえて憂慮しなければならない」などの考え方を基軸とし、「失敗の原因」すなわち事業目的の達成を阻害する要因を事前になくしていく活動として、全社リスクマネジメント活動をグローバルに展開しています。

また、リスクマネジメント活動は、経営戦略の策定・実行とともに事業経営を推進するための「車の両輪」であり、これら両者が機能することで事業目的の達成をより確実にし、企業価値の向上につながるものと考えています。さらに、リスク情報を適切に社会に開示し、事業経営の透明度を高めるとともに、リスクに対して事前に対策を打ちリスクを低減することによって、お客様をはじめとするステークホルダーの皆様や地域・社会にご安心いただくことができるものと考えています。

事業経営におけるリスクマネジメントの役割

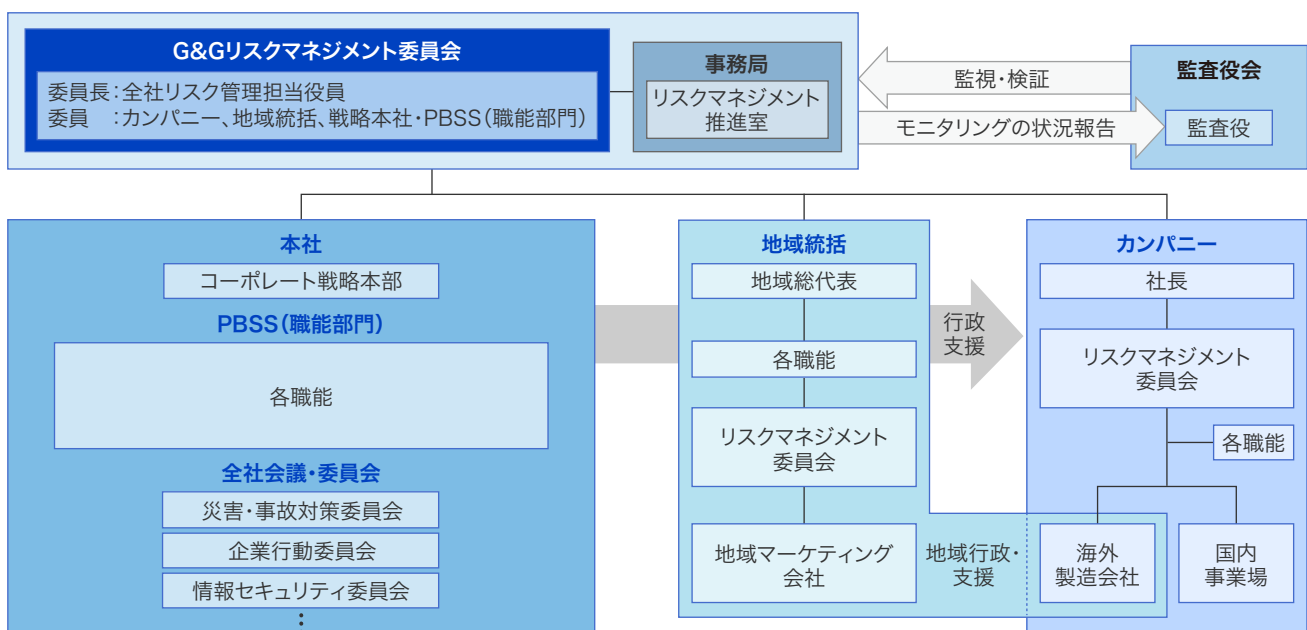


推進体制

当社では2005年4月から、パナソニックグループ全体のリスクマネジメントを推進する「グローバル&グループ リスクマネジメント委員会」（以下「G&Gリスクマネジメント委員会」）を設置しています。グループの経営幹部の中から任命される全社リスク管理担当役員を委員長とし、メンバーはカンパニーCRO (Chief Risk Officer)、地域統括会社、戦略本社・職能の責任者から構成され、事務局はリスクマネジメント推進室が担当しています。

G&Gリスクマネジメント委員会は、カンパニー・関係会社・本部および地域統括が実施したリスクアセスメントの結果をもとに全社重要リスクを決定します。これは、コーポレートとしての法的要請への対応の一環です。また、カンパニー・関係会社・本部および地域統括が策定した重要リスクの対策計画をもとに、対策進捗のモニタリングを実施し、必要に応じ職能・各種委員会への指示やカンパニー・関係会社・本部および地域統括への支援を行い、継続的改善を推進します。モニタリングの状況についてはG&Gリスクマネジメント委員会から監査役に報告され、監査役会がその監視と検証を行っています。

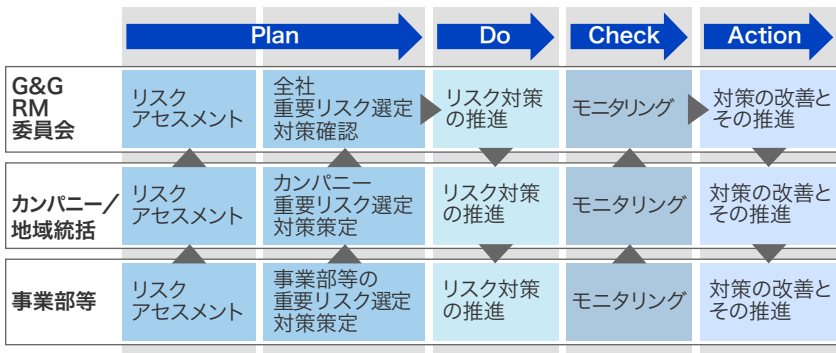
パナソニックグループ グローバル&グループ リスクマネジメント推進体制



基本的枠組み

当社では、G&Gリスクマネジメント委員会、カンパニーおよび事業部の3つのレベルでリスクマネジメントを推進しています。毎年、カンパニーおよび傘下の事業部等にて事業経営に影響を与えるリスクについてグローバル共通の基準（経営への影響度と発生可能性他）でリスクアセスメントを行い、カンパニー重要リスクを選定し対策を実施します。さらに、このカンパニー重要リスクを踏まえ、全社的な見地から全社重要リスクとして取り上げるべきリスクをG&Gリスクマネジメント委員会で検討、選定し、対策進捗のモニタリング、改善を行い、全社的なリスク対策の強化を図っています。

リスクマネジメントの基本的枠組み



2015年度 全社重要リスク

- 自然災害(地震、津波、気象災害など)
- 品質問題
- カルテル
- サイバー攻撃

2016年度 全社重要リスク

- 自然災害(地震、津波、気象災害など)
- 品質問題
- カルテル
- サイバー攻撃

リスク感性の向上

G&Gリスクマネジメント委員会では、リスクマネジメントの基本的な考え方を周知徹底し実践するため、パナソニックグループの従業員を対象として、リスクマネジメントに関する教育・啓発活動を計画的に推進しています。全従業員に社内広報を通じてG&Gリスクマネジメント委員会の内容(選定された全社重要リスクやその対策進捗)を周知するとともに、リスクマネジメント推進担当者に対しては毎年リスクアセスメントの説明会を実施。当社のリスクマネジメントの基本的な考え方である「リスクマネジメント実施要綱」を解説することで、リスクアセスメントの効果的な推進を行うためのスキルアップを図っています。

また、リスク発現時の対応不全によるリスク拡大を防止することを目的に、事業場長を対象とした「リスク発現時の対応指針」を発行し、徹底しています。新任の海外会社社長、海外赴任前の従業員に対しては、リスクマネジメントの基礎、リスク発現時の対応等についての研修を実施し、海外における現場でのリスク対応力を向上させています。

従業員が潜在的なリスクを報告できる仕組みとしては、コンプライアンス違反や各種ハラスメント、調達活動などに関するホットラインを整備しています。従業員およびお取引先様は、問題と感じた事象をいつでも自主的に通報することができます。また、毎年実施される全従業員対象のコンプライアンス意識実態調査でも職場に潜在的にあるコンプライアンス関連リスクを自主的に報告できる仕組みを設けています。収集されたリスクは各職場にフィードバックされ、リスク対応を行っています。

BCM(事業継続マネジメント)の取り組み

当社は社会の公器として生産・販売活動を通じて社会生活の改善と向上を図り、世界文化の進展に寄与することを経営理念としています。2005年より企業の社会的責務としての事業継続活動の必要性を強く認識し、有事にも商品の供給・サービスの提供を中断しないため、また万が一中断した場合においても早期に再開するためのBCM(事業継続マネジメント)活動を推進しています。特に、災害・事故などが当社のサプライチェーンにおいて発生した場合は、当社グループの生産・販売に影響が及び、これがBtoBビジネスにおいては、さらに納入先の生産・販売に影響することから、サプライチェーンも含めたBCMが重要であると考えています。

そのために、世界各地の自然災害リスク(地震、洪水、熱帯性低気圧、津波、自然火災、地滑り、竜巻、火山噴火)についてハザード調査を実施し、各カンパニーと結果を共有し、自社およびサプライチェーンで優先順位をつけた対策を実施しています。また、リアルタイムの災害・事故情報も入手し、従業員の安否確認や顧客企業への供給継続のための迅速な対応に努めています。

特に日本国内では、今後30年以内の発生可能性が高いと言われる首都直下地震、南海トラフ地震に備えるため、カンパニー横断タスクフォースを立ち上げ、政府の新たな被害想定に基づいた耐震対策や防災対策の推進、BCMの見直しを行っています。また、年1回、全社防災訓練を実施し、全社、カンパニー、事業部の各階層における緊急対策本部の立ち上げ、従業員の安否確認、各緊急対策本部間の被害状況の報告連絡といった初動対応能力の維持・向上を図っています。

調達活動においては、調達部材の重要度や代替可能性を評価の上、代替調達先の確保、緊急時の在庫の積み上げなどの管理を行っています。なお、火災事故に対しては、火災リスクアセスメント、防火自主点検、防火監査を定期的実施するとともに、火災事故対策事例の共有により事故再発防止を推進しています。



環境：方針

環境基本方針

当社は創業以来、健全な社会発展に貢献することを経営理念とし、1970年代より公害対策に取り組んできました。そして、1991年6月5日には環境宣言を発信し、社会の公器として地球環境問題に取り組む姿勢を社会に示すとともに、地球温暖化防止や資源循環など、持続可能で安心・安全な社会を目指した取り組みを進めてきました。

2013年度に当社グループは、お客様一人ひとりにとってのより良い暮らしの実現を目指す新ブランドスローガン「A Better Life, A Better World」を制定し、それを実現する重要な要素の一つとして環境の取り組みを推進しています。生産活動では、徹底した省エネ施策をグローバル全工場で実施し、生産活動におけるCO₂排出量の削減を進めています。また、資源を有効活用する循環型モノづくりの追求を目指しています。サプライヤー様と共同して、使用済み家電製品から発生する鉄スクラップをリサイクル、再び当社グループの製品材料の鋼板として使用する再生鉄の資源循環取引スキームを構築しているのが、その事例です。

製品使用時については、CO₂削減を徹底するため、当社独自の指標であるCO₂削減貢献量を導入しています。これまで当社は、主要民生製品の省エネ設計によって使用時の消費電力量を低減することで、直接的なCO₂排出削減に貢献した量を、CO₂削減貢献量として開示してきました。一方で現在では、住宅や車載、B2B事業の拡大に取り組んでいます。このため、当社の製品が最終的に他社の完成品やサービスに組み込まれ、その省エネ性能を支える機会も多くなっています。これらの事業分野におけるCO₂削減効果を間接的な削減貢献量と位置づけ、2014年度実績から開示しています。

また当社は、省エネ性能の向上など、持続可能な社会への転換を加速する商品・サービスを戦略GP(グリーンプロダクツ)、その中でも業界トップレベルの環境性能を持つ商品をスーパーGPと定義し、積極的に事業展開しています。普及促進を図ることにより、さらなるCO₂排出量削減への貢献を目指しています。

環境基本方針

環境宣言

私たち人間には宇宙万物と共存し、調和ある繁栄を実現する崇高な使命が与えられている。我が社はこの人間に与えられた使命を自覚し、企業としての社会的責任を遂行するとともに、この地球がバランスのとれた健康体であり続けるために環境の維持向上に万全の配慮と不断の努力を行う。

環境行動指針

私たちは、持続可能な社会の実現を目指し、環境価値の創出を通じた事業発展に取り組めます。そのために、事業活動を通じて環境課題の改善を進めるとともに、社会の人々から共感を得て、環境取り組みを拡大します。

(1) 環境課題への取り組み

- ・生産活動と商品・サービスを通じて、CO₂削減に取り組めます。
- ・循環型モノづくりの追求を通じて、資源の有効活用に取り組めます。
- ・効率的な水の利用と汚染防止により、水資源の保全に努めます。
- ・化学物質による人や環境への影響を減らします。
- ・生物多様性への配慮とその保全に努めます。

(2) 社会との共感を通じた取り組み

- ・技術を強みに、お客様の環境価値を創出する商品・サービスを提供します。
- ・パートナー様とともに環境貢献活動を拡大します。
- ・地域社会とのコミュニケーションを深め、協力して環境課題へ取り組めます。

環境行動計画

当社の従業員一人ひとりがこの環境基本方針に則し、環境課題へ取り組んでいくとともに、技術を強みに環境価値を創出することで当社自身もまた生成発展する姿を目指しています。そのためには、パートナー様をはじめ、社会の皆様のご理解・ご賛同が不可欠です。皆様から共感をいただけるよう、今後も環境経営に真摯に取り組んでいきます。

環境行動計画グリーンプラン2018

当社は、2001年に策定したグリーンプラン2010の完遂を受け、2010年にグリーンプラン2018を策定し、2018年度の当社が達成すべき目標と、全従業員のためのアクションプランを明確にしました。グリーンプラン2018では、CO₂削減、資源循環を中心に、水、化学物質、生物多様性という5つの分野での取り組みを推進しています。

2013年には、新たに定めた環境行動指針を受け、グリーンプラン2018の改定を行いました。

さらに、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)を背景にCO₂削減に対する社会要請が高まってきたことや、車載・B2B事業の拡大など当社の事業形態の変化を反映することを目的に、2016年に再度改定を実施しました。

CO₂削減においては、社会全体におけるCO₂排出総量ピークアウトの早期実現へ貢献すべく、自社のCO₂削減努力を示す指標であるCO₂削減貢献量の最大化と、継続的かつ着実な工場のCO₂削減に注力しています。当社において、主要民生製品だけでなく住宅・車載・B2B事業分野でのCO₂削減への貢献が拡大していることを踏まえ、改定後のグリーンプラン2018は、これらの分野での貢献度合いを明確にするため、幅広い製品群によるCO₂削減貢献量の目標を明記しました。また、自社での再生可能エネルギーの活用目標にも言及しています。資源循環においては、再生資源利用率・工場廃棄物リサイクル率の向上を推進し、資源循環商品のさらなる創出に取り組むなど、循環型モノづくりの具現化を進めています。

合わせて、改定後のグリーンプラン2018は、当社工場における水リスクアセスメント100%完了という目標を新たに設定。工場と製品に関する法令順守(法令違反ゼロ)についても明文化しました。

さらに、環境配慮商品・事業については、従来の生活家電分野での強みを継承しながら、活動範囲をB2B事業の製品・サービス・ソリューションまで拡大。グリーンプラン2018の改定と合わせて具体的な数値目標も設定し、お客様の環境価値の創出を目指していきます。そして、社会のよりよい影響を広げていくために、パナソニック社だけでなく、サプライチェーン全体にわたって様々なパートナー様と連携を深め、環境取り組みを加速していきます。

2018年度の目標達成に向け、この環境行動計画を着実に実践していきます。

環境行動計画 グリーンプラン2018

重点課題	改定前グリーンプラン2018 2018年度目標	改定後グリーンプラン2018 2018年度目標
(1) 環境課題への取り組み		
CO ₂ 削減	● 生産活動と商品使用でCO ₂ 削減貢献量を最大化 (2015年度に、CO ₂ 削減貢献量 4,700万トン) ^{※1}	● 製品・サービスによるCO ₂ 削減貢献量 ^{※2} を最大化 (製品・サービスによるCO ₂ 削減貢献量5,500万トン)
	● 物流のCO ₂ 原単位を削減 (2018年度に2005年度比で重量原単位 ^{※3} 46%以上削減 [国内・国際間])	● 工場のCO ₂ 原単位を削減 (CO ₂ 原単位 5%以上削減 (2013年度比))
	● オフィスのCO ₂ 排出量を削減 (2018年度まで、2007年度比で年平均2%以上削減[国内自社拠点])	● 再生可能エネルギーの活用を拡大 (再生可能エネルギー自社導入量 1万MWh以上)
	● 工場まるごとの省エネ支援サービス事業を拡大	● 物流のCO ₂ 原単位を削減 (重量原単位 5%以上削減 (2013年度比) [日本国内])
資源循環	● 投入資源を減らし循環資源の活用を拡大 (2018年度に再生資源利用率 ^{※5} 16%以上)	— ^{※4}
	● グローバルで工場廃棄物をゼロエミッション化 (2018年度に工場廃棄物リサイクル率 ^{※6} 99.5%以上)	● 工場まるごとの省エネ支援サービス事業を拡大
	● 資源循環商品の創出拡大	● 投入資源を減らし循環資源の活用を拡大 (再生樹脂利用量 4.5万トン以上 (2014～2018年度累計))
		● グローバルで工場廃棄物をゼロエミッション化 (工場廃棄物リサイクル率 99%以上)
		● 資源循環商品の創出拡大

水	<ul style="list-style-type: none"> ● 節水商品・水循環に貢献する商品を拡大 ● 生産活動で水使用量削減と循環利用拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ● 節水商品・水循環に貢献する商品を拡大 ● 生産活動で水使用量削減と循環利用拡大 ● 当社工場における水リスクアセスメント100%完了 																		
化学物質	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境負荷物質に対する代替技術を開発 ● 商品で代替可能な環境負荷物質を使用廃止 ● 生産活動での環境負荷物質の排出を最小化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境負荷物質に対する代替技術を開発 ● 商品で代替可能な環境負荷物質を使用廃止 ● 生産活動での環境負荷物質の排出を最小化 																		
生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性保全に貢献する商品を拡大 ● 生物多様性に貢献する事業場緑地を活用 ● 森林資源の持続可能な利用に向けた木材調達を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性保全に貢献する商品を拡大 ● 生物多様性に貢献する事業場緑地を活用 ● 森林資源の持続可能な利用に向けた木材調達を推進 																		
コンプライアンス	—	● 法令順守(工場・製品)：法令違反ゼロ																		
(2) 社会との共感を通じた取り組み																				
顧客	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活環境の改善や環境負荷の低減、さらに持続可能な社会への転換に寄与する商品・サービス・ソリューションを提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活環境の改善や環境負荷の低減、さらに持続可能な社会への転換に寄与する製品・サービス・ソリューションを提供 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>主要民生機器^{※7}の省エネ改善</td> <td>省エネ性能改善 35% (2005年度比)</td> </tr> <tr> <td>家庭用燃料電池の普及</td> <td>累計発電量 44万MWh (2010～2018年度)</td> </tr> <tr> <td>LED照明の普及 (一般住宅、非住宅用)</td> <td>LED照明販売比率 75%</td> </tr> <tr> <td>太陽電池の普及</td> <td>累計発電量 500万MWh (2012～2018年度)</td> </tr> <tr> <td>生活環境の空質改善 (空気浄化)</td> <td>空質改善された空気量1,400万部屋相当分 (2015～2018年度)</td> </tr> <tr> <td>ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の普及</td> <td>全戸建住宅のZEH^{※8}比率 68%</td> </tr> <tr> <td>スマートシティの街づくり</td> <td>着工・販売 3拠点(870区画) (2015～2018年度)</td> </tr> <tr> <td>車載電池の供給量増大</td> <td>対象相当の電池供給量 200% (2014年度比)</td> </tr> <tr> <td>環境配慮B2B機器^{※9}の普及</td> <td>戦略GP販売拡大 120% (2015年度比)</td> </tr> </tbody> </table>	主要民生機器 ^{※7} の省エネ改善	省エネ性能改善 35% (2005年度比)	家庭用燃料電池の普及	累計発電量 44万MWh (2010～2018年度)	LED照明の普及 (一般住宅、非住宅用)	LED照明販売比率 75%	太陽電池の普及	累計発電量 500万MWh (2012～2018年度)	生活環境の空質改善 (空気浄化)	空質改善された空気量1,400万部屋相当分 (2015～2018年度)	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の普及	全戸建住宅のZEH ^{※8} 比率 68%	スマートシティの街づくり	着工・販売 3拠点(870区画) (2015～2018年度)	車載電池の供給量増大	対象相当の電池供給量 200% (2014年度比)	環境配慮B2B機器 ^{※9} の普及	戦略GP販売拡大 120% (2015年度比)
主要民生機器 ^{※7} の省エネ改善	省エネ性能改善 35% (2005年度比)																			
家庭用燃料電池の普及	累計発電量 44万MWh (2010～2018年度)																			
LED照明の普及 (一般住宅、非住宅用)	LED照明販売比率 75%																			
太陽電池の普及	累計発電量 500万MWh (2012～2018年度)																			
生活環境の空質改善 (空気浄化)	空質改善された空気量1,400万部屋相当分 (2015～2018年度)																			
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の普及	全戸建住宅のZEH ^{※8} 比率 68%																			
スマートシティの街づくり	着工・販売 3拠点(870区画) (2015～2018年度)																			
車載電池の供給量増大	対象相当の電池供給量 200% (2014年度比)																			
環境配慮B2B機器 ^{※9} の普及	戦略GP販売拡大 120% (2015年度比)																			
	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に密着したエコマーケティングを展開 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に密着したエコマーケティングを展開 																		
サプライチェーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 購入先様と環境貢献を拡大するグリーン調達を推進 (環境マネジメントシステム構築と5つの環境課題への取り組み) ● 環境貢献とコスト合理化の同時実現を目指す「ECO・VC(Value Creation)活動」を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 購入先様と環境貢献を拡大するグリーン調達を推進 (環境マネジメントシステム構築と5つの環境課題への取り組み) ● 環境貢献とコスト合理化の同時実現を目指す「ECO・VC(Value Creation)活動」を推進 																		
地域社会	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境貢献の姿勢を「エコアイデア宣言」として社会に発信 ● 持続可能な社会づくりを目指した環境政策の提言活動に参画 ● 地域社会貢献および次世代育成の取り組みを展開 (「パナソニック エコリレー・フォー・サステナブル・アース」を推進) (2018年度までに、環境教育をグローバルで200万人の子どもたちに展開) 	<p>— ^{※10}</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な社会づくりを目指した環境政策の提言活動に参画 ● 地域社会貢献および次世代育成の取り組みを展開 (「パナソニック エコリレー・フォー・サステナブル・アース」を推進) (2018年度までに、環境教育をグローバルで300万人以上の子どもたちに展開) 																		

※1 2005年度から商品の省エネ性能と生産効率の改善がないと仮定した場合の想定排出量から実際の排出量を差し引いた量に、創エネ商品の発電によるCO₂削減見合いを加えたもの(P27～29参照)。4,700万トンの対象は直接的な削減貢献量であり、商品は主要民生製品を指す

※2 ※1で示した商品による直接的な削減貢献量、および当社住宅の断熱性能向上による空調負荷の削減効果、当社の省エネ型コンプレッサやモータを搭載した他社製品による省エネ効果、当社車載電池を搭載する電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド車(PHV)・ハイブリッド車(HV)による燃費改善効果、当社の真空断熱材が用いられた他社製品による省エネ効果などによる間接的な削減貢献量

※3 物流のCO₂排出量重量原単位＝物流CO₂排出量÷物流重量

※4 改定前の目標を大きく上回るペースで進捗し、すでに活動が定着したため、ただし、省エネ法努力義務水準は継続

※5 再生資源利用率＝投入再生資源量÷投入資源量

※6 工場廃棄物リサイクル率＝再資源化量÷(再資源化量+最終処分量)

※7 エアコン・冷蔵庫・テレビ・洗濯機など

※8 Nearly ZEH(P32参照)も含む

※9 映像ソリューション、およびモビリティソリューション機器(例：ノートパソコン)など

※10 地域環境経営の実践が定着したため。全社の環境年度方針を踏まえ、各地域の環境課題や事業特性に沿って、独自の環境活動を計画、取り組みを推進中

グリーンプラン2018の数字目標に対する2015年度実績は下記の通りです。

グリーンプラン2018の数字目標と実績

数字目標	2015年度実績	進捗掲載ページ
2015年度に、CO ₂ 削減貢献量 4,700万トン	直接的な削減貢献量： 4,312万トン 間接的な削減貢献量： 1,047万トン	P27～36
2018年度に、2005年度比で物流のCO ₂ 排出量重量原単位を46%以上削減 [国内・国際間]	39%	P37
2018年度までに、2007年度比でオフィスのCO ₂ 排出量を年平均2%以上削減 [国内自社拠点]	4.2%	P36
2018年度に、再生資源利用率 16%以上	16.9%	P41
2018年度に、工場廃棄物リサイクル率 99.5%以上	99.2%	P50
2018年度までに、環境教育をグローバルで200万人の子どもたちに展開	270万9,000人※11	Web※12

※11 2009年から2015年度の累計。2015年度単年度の実績は29万8,000人

※12 地域社会貢献・次世代育成

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/community.html>

環境：環境ガバナンス



PDCAを軸とする全社環境経営の推進

当社は、持続可能な社会の実現を目指して、環境に配慮した事業活動によって企業の社会的責任を果たすとともに、製品やサービスを通じ、気候変動・資源・水などの環境課題の解決に、環境担当役員の責任のもと取り組んでいます。

パナソニックグループでは、グループの事業方針や環境行動指針、環境行動計画グリーンプラン2018に基づいて、年度環境方針を策定しています。年度環境方針は、社長から権限を委譲された環境担当役員が主宰する運営方針発表会を通じて、全社に共有されます。カンパニー・事業部と海外地域統括会社は、本方針に基づいて、自部門や地域の環境方針・環境目標を設定して、それぞれの取り組みを計画・推進しています。

グリーンプラン2018で社会にお約束した環境目標の主要項目に対する進捗と実績は、社長と4カンパニー社長などの経営幹部が出席するグループ戦略会議で確認し、方向性や課題、とくに重要な施策について意思決定しています。

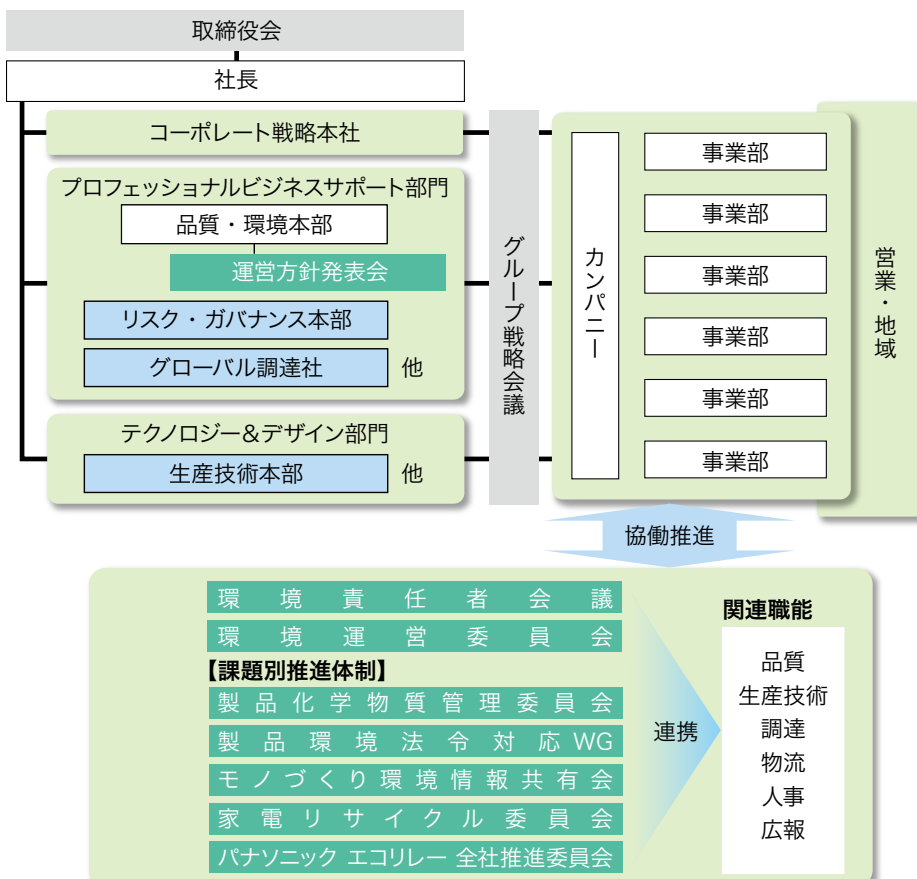
2016年度からは、環境担当役員と4カンパニー環境責任者による環境責任者会議(年2回開催)を新たに設置し、全社環境経営に関する意思決定を迅速に行っていきます。さらに従来同様、カンパニーや地域が実践した成功事例や推進上の課題、中長期目標の考え方については、カンパニーや地域統括会社の環境責任者/環境実務責任者で構成する環境運営委員会(年2回開催)で共有・討議して、PDCAのマネジメントサイクルを回し、全社環境経営のレベルアップを図っています。

環境目標に関する活動実績は、環境パフォーマンスデータとして、原則月度単位で収集して把握し、必要に応じて追加施策を実施します。年間の実績データは、第三者によるデータ精査と現地往査を経て、独立保証を受けた上で社内へフィードバックし、社外へ開示しています。さらに、ステークホルダーからいただくご批評を次の施策に活かしながら、継続的な改善を図っています。

環境経営推進体制

全社の重点施策の実施にあたっては、テーマ別に委員会やワーキンググループを設置して、カンパニー、関連職能、海外の地域統括会社などが連携して推進できる体制を構築しています。具体的には、化学物質の管理指針を審議・徹底する製品化学物質管理委員会や、製品関連法令の情報共有と対応を検討する製品環境法令対応ワーキンググループ(WG)などがあります。

2016年度環境経営推進体制



環境：環境マネジメントシステム

eco ideas

環境マネジメントシステム(EMS)を基盤とした環境経営の実践

当社は環境経営の基本として、1998年度にグローバル全製造事業場でEMSを構築し、以降、ISO14001の認証取得を継続してきました。そしてグローバルでの環境経営をさらに強化するため、非製造事業も対象とした全拠点でEMSを構築し、原則としてISO14001認証を取得しています。2011年10月に、グローバルで環境基本規定に基づくEMSの構築を目指し、製造系、販売・サービス系、本社系など業務形態ごとのEMSの考え方をまとめた「EMS構築ガイドライン」を発行し、これに基づきグループでグリーンプラン2018の達成を目指した環境経営を進めています。

2015年9月にISO14001が改訂され、環境活動と事業活動の一体化や、より幅広い視点での取り組みが求められるようになりました。改訂されたISO14001に対し、3年以内に対応することが必要であるため、カンパニーや事業場ごとに、ISO14001：2015移行勉強会や相談会、外部講師を招いての講演会などを実施しています。また、経営層が環境マネジメントに責任を持って関与することがこれまで以上に求められていることを受け、経営層向けに特化したテキストを作成するなど、経営層の認識を高める取り組みも行っています。今後も、経営層と現場が一体となって環境マネジメントシステムが、より有効な仕組みとして機能するよう、活動を強化していきます。



ISO14001：2015移行勉強会

ISO14001 認証取得状況(2016年3月31日時点)

地域	認証取得数※1		合計
	製造	非製造	
日本	16	16	32
北米・中南米	16	4	20
欧州・CIS	12	3	15
東南アジア・大洋州	42	9	51
中国・北東アジア	54	2	56
インド・南アジア・中東阿	7	1	8
合計	147	35	182

※1 統合認証を含む。事業や拠点の統廃合、統合認証の推進により、取得数は毎年変動

▶ISO認証取得組織一覧

http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/pdf/eco_isolist2015.pdf

環境：環境リスクマネジメント

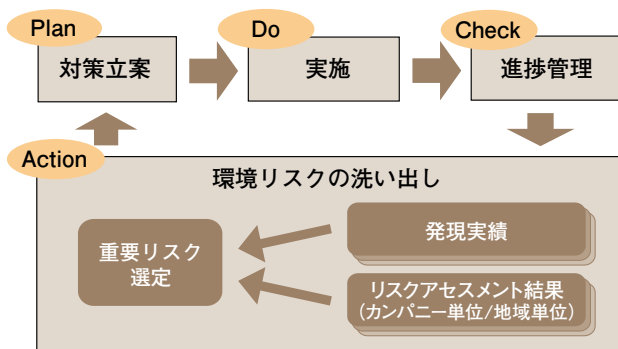
環境リスクの全社管理体制

当社は環境リスクを継続的に低減させていくためのマネジメント体制として、カンパニーごとの環境リスク管理体制を組織し、全社のリスクマネジメントの基本的な考え方(P8参照)に則り、(1)毎年度、環境リスクの洗い出しと全社リスクマネジメント推進、(2)環境リスク発現時の迅速な対応、を進めています。

環境リスクの洗い出しとマネジメント推進を図るために、カンパニー単位および海外地域単位で対象とする環境リスクを毎年度選定し、そこからさらに全社レベルの環境リスクを選定しています。その中でもとくに発生頻度が高いもしくは経営への影響が大きいリスクを重要リスクとして特定し、重点的にリスク低減対策を立案・実践します。重要リスク単位でリスク低減取り組みを進めますが、その進捗は四半期ごとに確認・フォローしながらPDCAサイクルを回します。

環境リスク発現時には、当該カンパニーと関連職能部門、地域統括会社が協働し、緊急対策やリスクレベルに応じた再発防止対策を速やかに実施します。また、リスク発現時のマネジメントフローなどを標準化し、混乱による二次リスクが生じないようにしています。

環境リスクの選定と対策の推進



工場における環境汚染防止に向けた法律の順守

当社は、環境マネジメントシステムの中で順法を大前提に管理を行っています。定期的に排気ガス・排水・騒音・悪臭などを測定管理し、重大な違反につながる事例については全製造事業場と情報を共有し、再発の防止を進めています。さらに汚染防止に向けて、カンパニー・事業部、環境職能部門、地域統括会社ともに製造拠点がある各国の工場管理に関わる法規制の情報共有と順法を徹底するための基幹人材を育成しています。具体的には、日本、欧州、中国、東南アジアの地域単位もしくは国単位での情報交流活動や化学物質管理、廃棄物管理、排水・排気ガス管理などの工場管理担当者への専門研修の実施です。また、環境コンプライアンスの確実な実践を確認するため、グローバルで実態調査を行い、各種施策の効果検証にも着手しました。

しかしながら、2015年度は、日本以外の地域で8件の環境に関する法・条例の違反がありました。

これらについて速やかに行政に届出を行うとともに、発生原因に対する対策を実施しました。今後とも順法管理の徹底と再発防止に努めます。

2015年度 法・条例の違反の件数(罰則となった基準値超過など)

地域	環境汚染					その他	合計
	大気	水質	騒音	悪臭	廃棄物	許認可	
グローバル	3	1	0	0	3	1	8
(うち日本)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

土壌・地下水汚染への対応

当社では1980年代後半に一部の事業場で塩素系有機溶剤による土壌・地下水汚染が発見され、それ以降、全社で対策に取り組んできました。1991年には「土壌・地下水汚染防止マニュアル」を作成して調査・対策を進め、1995年には塩素系有機溶剤の使用を全廃し、1999年には環境汚染予防管理の手引きを作成して環境汚染の再発防止に努めてきました。さらに日本では2003年の土壌汚染対策法の施行など法規制が進む中、当社は2002年度に調査・対策の再徹底に着手し、2003年度にはグローバル全拠点を「管理下に置く」取り組みをスタートしました。

具体的には、揮発性有機化合物(VOC)および重金属などの使用状況調査に加え、現地確認・ヒアリングによる履歴調査と土壌表層調査を実施し、基準を超える汚染が発見された事業場については、さらに詳細なボーリング調査で汚染範囲を特定し、対策を行います。

これらの取り組みを着実に推進してきた結果、2008年時点のグローバル全拠点で「管理下に置く」ことを達成しました。さらに、2010年度からは「管理下に置く」を目的別に整理・強化した新「管理下に置く」指針を制定し、敷地外への汚染拡散防止を最優先に、グローバル全拠点で汚染対策と防止を進め、レベルアップを図っています。

2015年度、土地活用検討のため土壌調査を行った結果、新たに2件の敷地内汚染を発見しました。敷地外への汚染がないことは確認できており、かつ浄化も完了しています。

土壌・地下水リスクマネジメント指針

管理下に置く条件	取り組み手順
敷地外への汚染拡散防止	<ol style="list-style-type: none"> 1. 履歴調査の実施 2. 敷地境界への監視井戸の検討と設置 3. 敷地境界の地下水分析調査の実施 4. もらい汚染の可能性の確認 5. 管理部門への報告 6. 敷地外への拡散防止工法の検討 7. 敷地外への拡散防止対策工事の実施 8. 評価井戸の設置 9. 評価(モニタリング)の実施
汚染源対策の徹底	<ol style="list-style-type: none"> 10. 概況調査の実施 11-1. 水平方向詳細調査 11-2. 深度方向詳細調査 12. 汚染範囲の推定 13. 浄化範囲・浄化工法の検討 14. 汚染浄化・拡散防止対策工事の実施 15. 浄化後、汚染源モニタリングの実施(地下水) 16. 管理部門へ浄化完了報告

2015年度 土壌・地下水汚染対策状況

地域	汚染対策完了	対策中
グローバル	7	43
(うち日本)	(7)	(37)

PCB問題への対応

下記のWebサイトに掲載しています。

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/risk.html>

環境：環境情報システム

全社環境情報の一元管理

環境経営のPDCAを回す上では、各事業場でのエネルギー使用量や廃棄物・有価物発生量、化学物質排出・移動量、水使用量などに関する膨大なデータを、迅速かつ正確に把握することが不可欠です。

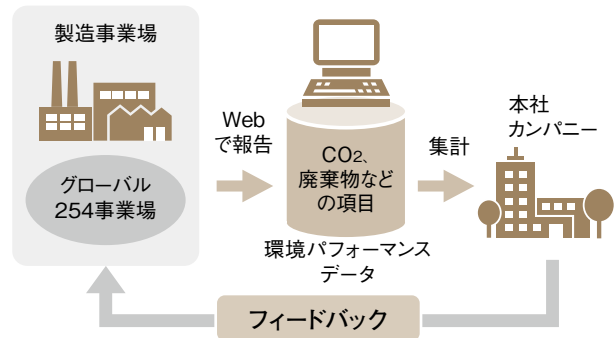
当社はグローバルに全事業場の環境関連データを収集・管理する環境パフォーマンスシステムである、エコシステム(工場)を構築・導入しており、このシステムを活用して、とくに月度でのCO₂排出量の管理を実施し、取り組みの進捗確認や課題抽出を行っています。そして、その情報を共有し、対策実施を徹底することで、CO₂排出量削減に向け重要な役割を果たしています。

エコシステム(工場)は、グローバル全事業場からの順法状況などの共有の仕組みとしても機能しています。近隣住民からの苦情や、条例の規制値を上回った場合に事業場の担当者が状況を入力することで、カンパニー、本社の担当者に即時にメール配信され、迅速な情報共有と、適切な対応ができるようになっていきます。

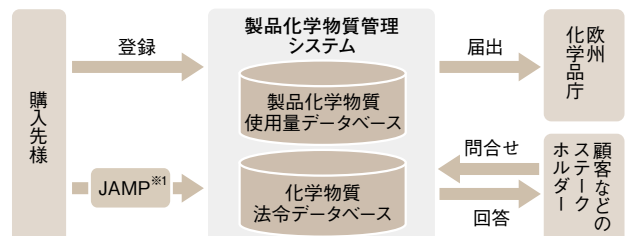
製品については、含有化学物質の法規制が強化され、REACH規則ではサプライチェーンでの情報伝達や開示が義務化されています。当社は、業界標準の情報伝達方式に対応した製品化学物質管理システムを構築・導入し、国内外1万社前後の購入先様から部材の情報収集を行い、顧客などからの製品含有化学物質の調査依頼に対し速やかに回答を行っています。

また、当社では製品の省エネ性能を向上させることにより、製品使用時におけるCO₂排出の抑制を目指しています。そこで、製品分野ごとの年間消費電力量などの製品性能情報と、地域ごとの販売台数、CO₂排出係数のデータを連携させ、CO₂削減貢献量をグローバルに把握するシステムである、エコシステム(製品)を運用しています。

エコシステム(工場)の仕組み

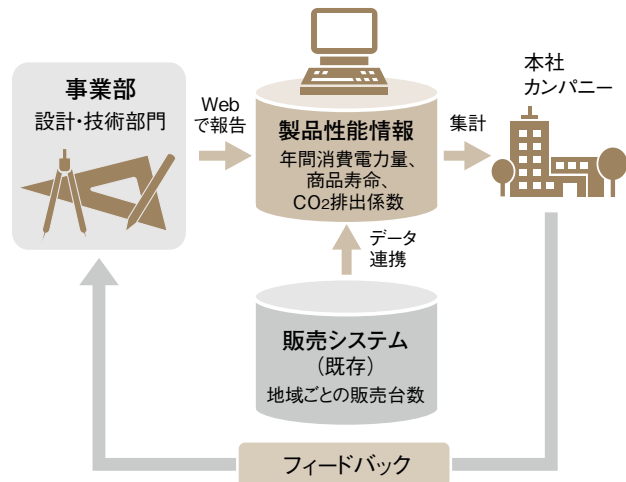


製品化学物質管理システムの仕組み



※1 アーティクルマネジメント推進協議会

エコシステム(製品)の仕組み



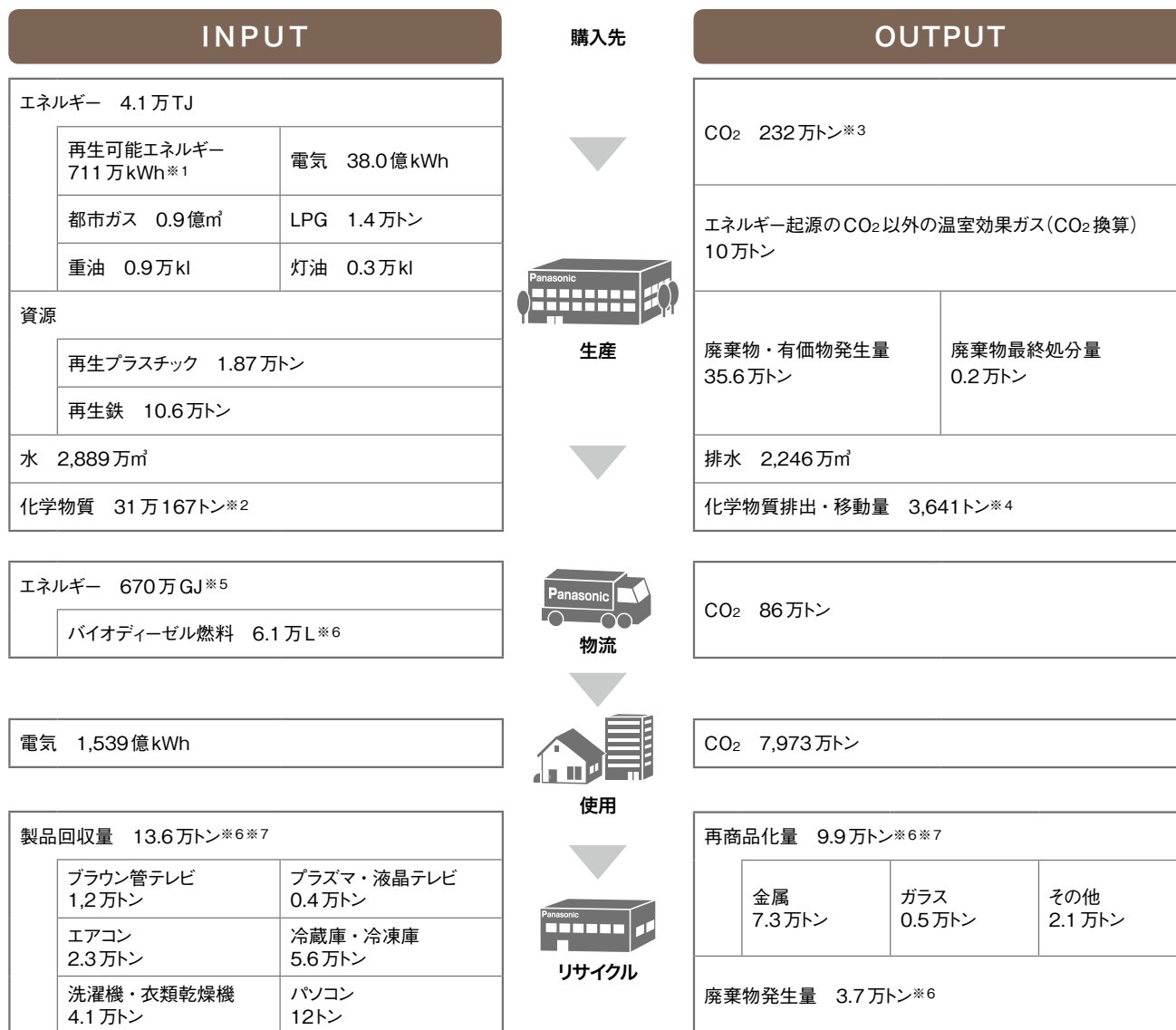
環境：環境負荷の全体像と環境会計

eco ideas

事業活動における環境負荷の全体像

当社は電気電子機器などを製造販売するため、石油や電気などのエネルギーとともに、部品や材料として多くの資源を使用し、結果としてCO₂や廃棄物などを排出しています。下記の図は、調達からリサイクルまで、当社が与えている環境負荷の全体像を示しています。また、サプライチェーン全体における温室効果ガスについては、国際的な算定基準であるGHGプロトコルに従ってスコープ1、2、3にわけて把握しています。

事業活動における環境負荷の全体像



生産：254製造事業場

物流：物流パートナー、または当社が輸送する調達・生産・販売・廃棄物の物流工程

使用：エネルギー使用量の大きい主要商品※8の生涯消費電力量(a)とそれによる生涯CO₂排出量(b)

a=販売商品の年間消費電力量※9×販売台数×商品寿命※10

b=販売商品の年間消費電力量※9×販売台数×商品寿命※10×CO₂排出係数※11

リサイクル：再商品化とは、分離した製品の部品または原材料を、自ら利用すること、あるいは、有償または無償で譲渡できる状態にすること

※1 太陽光、バイオマスなどが対象。ヒートポンプ含まず

※2 対象物質は化学物質管理ランク指針(工場版)対象物質をすべて含む

※3 燃料関係は環境省温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver2.2)の係数に基づく。日本の購入電力の係数(kg-CO₂/kWh)は、0.410を使用。

PPS(特定規模電気事業者)からの購入電力についても上記係数を使用。日本以外の購入電力の係数は、GHGプロトコルの各国の係数を使用

※4 排出量：大気、公共用水域、土壌への排出を含む。移動量：廃棄物としての移動と下水道への排水移動を含む。なお、廃棄物処理法上廃棄物に該当する無償および当社が処理費用等を支払う（逆有償）リサイクルはリサイクル量に含む（日本のPRTR法で届け出た移動量とは異なる）

※5 日本以外の地域内含まず

※6 日本での実績

※7 エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機およびパソコンが対象

※8 家庭用エアコン、業務用エアコン、蛍光灯、LED照明、家庭用冷蔵庫、業務用冷蔵庫、液晶テレビ、洗濯乾燥機、全自動洗濯機、衣類乾燥機、食器洗い乾燥機、IHクッキングヒーター、エコキュート、バス換気乾燥機、加湿器、除湿機、空気清浄機、換気扇、自動販売機、ジャー炊飯器、電子レンジ、温水洗浄便座、アイロン、ドライヤー、電気カーペット、掃除機、ジャーボット、レンジフード、電話機、セキュリティカメラ、プロジェクター など

※9 商品カテゴリの各地域で最多販売台数の機種を選定

※10 当社が定める補修用部品の保有年数

※11 地域別のCO₂排出係数(kg-CO₂/kWh)は、0.410(日本)、0.487(欧州)、0.579(北米)、0.740(中国・北東アジア)、0.927(インド・南アジア)、0.527(東南アジア・大洋州)、0.332(中南米)、0.599(中東阿)を使用

サプライチェーン全体における温室効果ガス排出量(スコープ別)

カテゴリ		排出量(万トン)	
		2014年度	2015年度
スコープ1※12		47	43
スコープ2※13		211	200
スコープ3※14	1. 購入した製品・サービス	1,280	1,299
	2. 資本財	65	71
	3. スコープ1、2に含まれない燃料およびエネルギー関連活動	14	13
	4. 輸送、配送(上流)	81	86
	5. 事業から出る廃棄物	1.8	1.6
	6. 出張	2.2※15	2.3※15
	7. 雇用者の通勤	3.4※15	3.4※15
	8. リース資産(上流)	0.6※15	0.9※15
	9. 輸送、配送(下流)	2.1※15	2.1※15
	10. 販売した製品の加工	-	-
	11. 販売した製品の使用	7,890	7,973
	12. 販売した製品の廃棄	124	123
	13. リース資産(下流)	-	-
	14. フランチャイズ	-	-
	15. 投資	-	-

※12 自社で所有・支配する施設からの直接排出量(例：都市ガスや重油の使用にともなう排出量)

※13 自社が所有・支配する施設で消費するエネルギーの製造時からの排出量

※14 スコープ1・スコープ2を除く、その他の間接的な排出量

※15 日本での実績

環境経営を支える環境会計

当社は、環境保全と経済効果を環境負荷量(抑制量)と関連づけてグローバルに集計しており、環境経営の基盤情報として内部活用を進めています。

2015年度 環境会計

工場環境保全	
投資額※16	3,555百万円
費用額※16※17	139百万円
経済効果	1,777百万円

※16 環境保全に関する投資はすべて含む。ただし差額集計あるいは按分集計を行っていない

※17 費用額には設備投資の初年度分の減価償却費を含む。例えば、最新の省エネ設備を導入した場合、当該設備の初年度の減価償却費は含むが、2年目以降の減価償却費は含めていない

2015年度 環境保全効果(物量)

分類	排出抑制量	参考指標：環境負荷量	
		2014年度	2015年度
生産活動におけるCO ₂ 排出量	16万トン	248万トン	232万トン
ヒト・環境影響度	39千カウント	585千カウント	546千カウント
廃棄物最終処分量	0.15万トン	0.39万トン	0.24万トン
水使用量	351万m ³	3,240万m ³	2,889万m ³

2015年度の当社の省エネ商品による削減電力量および電気代削減効果の実績は下表のとおりです。当社は、環境価値を創出し新たなお役立ちにつながる研究・開発にも取り組んでいます。2015年度、環境に関わる研究開発費は約40億円でした。

2015年度 顧客経済効果

商品使用時の電気代削減	
削減電力量※18	704億kWh
電気代削減額※19	1兆6,219億円

※18 省エネ商品によるCO₂削減貢献量(P27参照)と同じ条件で算出

※19 電力料金はIEA統計をもとに地域別に設定

環境：環境配慮商品・工場

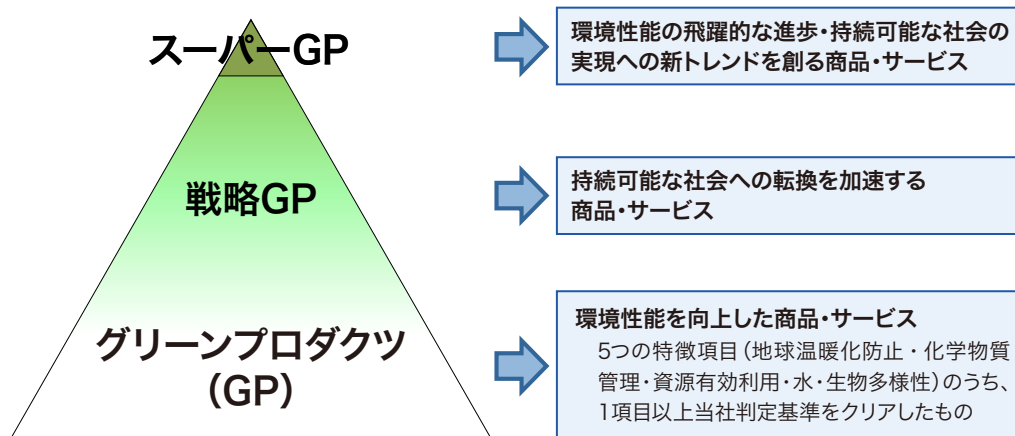
環境配慮商品(グリーンプロダクツ)の取り組み

当社では、商品が環境に与える影響を企画・設計段階から事前評価する製品環境アセスメントをもとに、環境性能を向上させた商品・サービスをグリーンプロダクツ(GP)と認定するとともに、2013年度からは従来のダントツGP^{※1}を発展させ、持続可能な社会への転換を加速する商品・サービスを戦略GPとして新たに定義しました。その中でも、とくに新しいトレンドを創る商品をスーパーGPとして認定しています。

GPの判定基準では、自社比較のみならず他社比較も実施しながら、地球温暖化防止や資源有効利用の環境性能を評価すると同時に、環境への影響が懸念される化学物質の管理にも取り組んできました。2011年度からは、これらの項目に加えて生物多様性および水に関する判定基準も追加・充実し、より広い側面からGPの創出を図っています。

※1 業界同一カテゴリの中で環境性能が優れた商品・サービス

グリーンプロダクツの体系



戦略GPの定義

持続可能な社会への転換を加速する商品・サービス：

(1) 業界トップクラスの環境性能で地球環境への負荷を抑制する商品・サービス

(例：省エネ・省資源・節水商品、など)

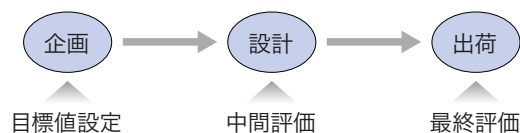
(2) 普及促進そのものが地球環境への負荷を抑制する商品・サービス

(例：再生可能・新エネルギーを創出する商品、蓄エネ商品、エネルギーマネジメントシステム、スマートハウス・スマートシティ、スマートメーター、次世代の自動車や店舗の環境性能を支援する商品・サービス、LED照明、など)

(3) ある地域の環境負荷を低減、または環境負荷への対処を支援する商品・サービス

(例：空気清浄機、浄水器、環境エンジニアリングサービス、など)

製品環境アセスメントの概要



製品環境アセスメント		
評価項目	評価基準	
①製品本体	地球温暖化防止	CO ₂ 排出量・省エネルギー
	資源有効利用	省資源、軽量化・減容化、リユース部品点数、長期使用性、再生資源使用量、電池の取り外し容易化構造、回収・再資源化に必要な表示、など
	水、生物多様性	節水、生物多様性保全への配慮
	他社比較	
②生産工程 (該当製品での評価)	地球温暖化防止	CO ₂ 排出量・省エネルギー
	資源有効利用	省資源、排出物となる包装材料の質量、資源使用量、工場廃棄物量、など
③包装	資源有効利用	省資源、軽量化・減容化、発泡プラスチックの使用量、再生資源使用量、など
④取扱説明書	資源有効利用	省資源、軽量化・減容化、再生資源使用量
①②③④	化学物質管理	当社化学物質管理ランク指針(製品・工場)
LCA評価※2	地球温暖化	
情報管理	グリーン調達、サプライチェーンでの情報提供、など	

法規制、当社基準・指針、環境行動計画

※2 製品がライフサイクルの各段階において環境に与える影響を定量的に評価する手法

戦略GPの拡大

2012年度までは環境配慮No.1商品(ダントツGP)の創出に注力してきましたが、2013年度からは、B2B事業の拡大など事業構造の改革が進む中で、民生商品の環境性能を追求するだけでなく、環境負荷の低減につながる商品・サービスのさらなる拡大にも注力するため、ダントツGPを発展させ、新たに戦略GPを定義し、その創出を進めています。トップクラスの環境性能で地球環境への負荷を抑制するものに加え、普及促進により負荷抑制が期待できるもの、特定地域での環境負荷を直接低減するものも含め、多様な事業を介して持続可能な社会への転換加速を目指します。戦略GPの売上比率は、2014年度の約19%から2015年度は21%に向上しました。今後、さらなる売上比率の拡大に取り組んでいきます。

また、戦略GPの中から、業界トップクラスの環境性能を持つ点から高信頼性・鉛無添加マンガン乾電池、普及促進で環境負荷を大いに抑制できる点からLED高天井照明・LED投光器(モジュールタイプ)を、2015年度のスーパーGPとして認定しました。

▶高信頼性・鉛無添加マンガン乾電池

<http://panasonic.jp/battery/drycell/>

▶LED高天井照明(モジュールタイプ)

<http://www2.panasonic.biz/es/lighting/led/lineup/indoor/high-bay/08.html>

▶LED投光器(モジュールタイプ)

<http://www2.panasonic.biz/es/lighting/led/lineup/outdoor/spotlight/09.html>

発展途上国や新興国を中心に普及しているマンガン乾電池は、一般的には品質確保のためには鉛の添加が必要です。しかし鉛は環境負荷が高く、製品のリサイクルも困難になる点が課題です。そこで当社のマンガン乾電池は、鉛を添加することなく品質・信頼性を確保する技術を、他社に先駆けて開発しグローバルに展開。世界各国で加速する環境規制強化や、お客様の環境意識の高まりにも対応する環境配慮商品です。



高信頼性・鉛無添加マンガン乾電池

またLED高天井照明・LED投光器は、HID光源の機器と比べて、消費電力を大幅に削減できますが、これまでは光源・器具一体型の製品が中心で、品揃えが十分ではありませんでした。今回スーパーGPに認定した製品は、モジュラー設計により幅広いバリエーションの器具スタイル・配光・明るさの品揃えを実現。既設照明の入れ替えにも柔軟に対応し、高天井照明や投光器のLED化に貢献します。



拡散パネル一体型 LED高天井
用照明器具 モジュールタイプ



LED投光器 モジュールタイプ

▶スーパーGP認定商品一覧

http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/gp_gf/super_gp.html

環境配慮工場(グリーンファクトリー)の取り組み

当社は、製品づくりによる環境負荷の低減を目指したグリーンファクトリー(GF)活動にグローバル全工場で行っています。具体的には、各工場が法規制の順守を前提に、CO₂排出量、廃棄物・有価物発生量、水使用量、化学物質排出・移動量などの生産活動におけるあらゆる環境負荷の削減計画を策定し、排出量などの総量削減や原単位管理で進捗管理を実践・改善し、環境負荷低減と事業活動の両立を図っています。

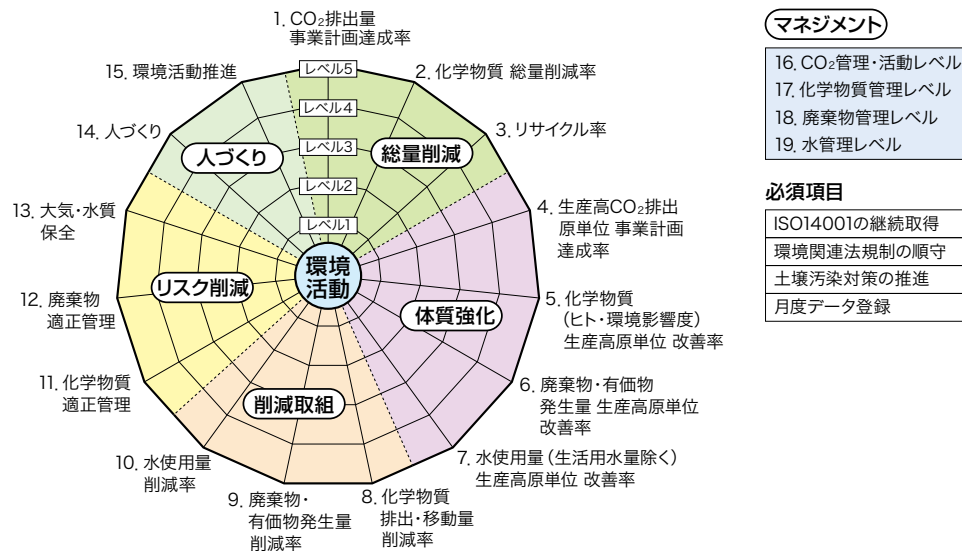
2010年度からはGFアセスメント制度をスタートし、工場での取り組み水準を見える化することで、さらなる向上を目指しています。GFアセスメント制度では、基本となる総量削減、体質強化、削減取組、リスク削減、人づくり、マネジメントの6側面からなる環境活動19項目について、5段階で自己評価し、目標への進捗状況を他拠点などと比較しつつ相対的に評価することで、課題抽出および改善策の自主的な検討・推進に役立てます。2013年度からは19項目以外にも、各カンパニー独自の視点に基づく側面でもアセスメント項目が追加できる制度へと改善しました。

カンパニーでは定期的に傘下の工場の進捗状況を確認し、さらなる改善につなげるため、類似工場などの優秀事例や管理ノウハウの横展開を実施し、継続的な改善を通じて取り組みレベルの高位準化につなげています。各工場で実践された削減取り組み事例は、社内のBefore/After(BA)チャート検索システムに登録し、他工場でも活用できるように更新を行っています。現在、2,700件以上の事例が登録されています。

このほか、各国単位で工場間をまたいだ情報交流の設置や人材育成、さらにアジアや欧州などそれぞれの地域課題に応じたGF推進活動を実践しています。また、モノづくり環境情報共有会を通じ、グローバルの環境負荷低減活動や法規制・社会動向の共有、GF推進課題の解決に向けた議論を実施して取り組んでいます。日本以外では、当社工場が立地している欧州、東南アジア、中国で地域別の情報交流を推進しています。その中でもとくに工場が多く立地し、規制や課題が国ごとに異なる東南アジアでは、当該地域の全工場を対象とした環境負荷低減の取り組み事例コンペ(優秀事例の表彰/横展開活動)を実施し、取り組みの拡大・加速を進めています。

さらに、これらGF活動を支えるため、毎年、海外各地域の統括会社、カンパニー、そして関連する部門が連携しながら、各地域で様々な人材育成を展開しています。拠点数の多い中国、東南アジアでニーズの高い、省エネ、化学物質管理、廃棄物管理の研修、そしてとくに中国では急速に強化されている環境法規制に確実に対応するための研修などを実施しています。

GFアセスメント制度の評価指標



また当社は、大気汚染の主な原因となるSO_x(硫黄酸化物)・NO_x(窒素酸化物)、水質汚濁の指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)・COD(化学的酸素要求量)の適正な管理に取り組んでいます。

SOx・NOxの管理事例：パナソニック エコソリューションズ内装建材株式会社 群馬工場

	年度	施設名	実績平均値	実績最大値
SOx(Nm ³ /h)	2013	1号ボイラー	0.11	0.12
		4号ボイラー	0.02	0.02
		6号ボイラー	0.02	0.02
	2014	1号ボイラー	0.08	0.10
		3号ボイラー	0.06	0.06
		4号ボイラー	0.03	0.03
	2015	1号ボイラー	0.09	0.11
		3号ボイラー	0.07	0.07
		5号ボイラー	0.06	0.06

1号ボイラー 法令規制値:23.44、自主規制値:4.00、計測頻度:2回/年

2013・14年 他のボイラー 法令規制値:0.65、自主規制値:0.50、計測頻度:1回/年

2015年 3号ボイラー 法令規制値:1.12、自主規制値:0.50、計測頻度:1回/年

5号ボイラー 法令規制値0.61、自主規制値0.50、計測頻度1回/年

当該年度において計測値が高かったボイラー 3基の実績を掲載

	年度	施設名	実績平均値	実績最大値
NOx(ppm)	2013	1号ボイラー	280.00	290.00
		4号ボイラー	80.00	80.00
		6号ボイラー	78.00	78.00
	2014	1号ボイラー	305.00	320.00
		3号ボイラー	110.00	110.00
		4号ボイラー	92.00	92.00
	2015	1号ボイラー	295.00	320.00
		3号ボイラー	100.00	100.00
		5号ボイラー	100.00	100.00

1号ボイラー 法令規制値:350.00、自主規制値:320.00、計測頻度:2回/年

他のボイラー 法令規制値:250.00、自主規制値:180.00、計測頻度:1回/年

当該年度において計測値が高かったボイラー 3基の実績を掲載

BOD・CODの管理事例：パナソニック エコシステムズ株式会社 本社工場

	年度	施設名	実績平均値	実績最大値
BOD(mg/l)	2013	排水処理施設/総合排水口	3.40	6.80
	2014	排水処理施設/総合排水口	2.91	9.50
	2015	排水処理施設/総合排水口	2.20	4.30

法令規制値:25.00、自主規制値:16.00、計測頻度:1回/月

	年度	施設名	実績平均値	実績最大値
COD(mg/l)	2013	排水処理施設/総合排水口	4.13	5.80
	2014	排水処理施設/総合排水口	4.66	8.70
	2015	排水処理施設/総合排水口	3.80	7.60

法令規制値:25.00、自主規制値:16.00、計測頻度:1回/月

▶エコソリューションズ社 環境・パフォーマンスデータ

<http://panasonic.co.jp/es/environment/report/>

下記のWebサイトには、環境配慮工場の具体事例も掲載しています。

http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/gp_gf.html#factory

環境：CO₂削減



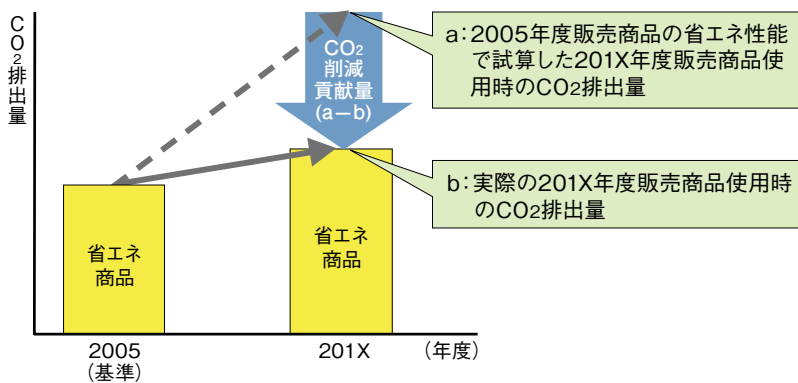
CO₂削減貢献量

2015年11月から12月にかけて開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約 第21回 締約国会議）では、世界の気温上昇を産業革命前から2度未満とする目標、1.5度未満とする努力目標を設定し、今世紀後半にCO₂などの温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指すパリ協定が採択されました。これを実現するためには、CO₂排出量を可能な限り早期に増加から減少へと転換（ピークアウト）させる必要があります。このような背景の中、企業はこれまで以上にCO₂削減に貢献していくことが求められています。

当社は、独自の指標CO₂削減貢献量を導入し、商品（省エネ、創エネ）・生産活動の二つの切り口で削減取り組みを加速しています。CO₂削減貢献量とは、2005年度から商品の省エネ性能と生産効率の改善がないと仮定した場合の想定排出量から実際の排出量を差し引いた量に、創エネ商品の発電による排出抑制量を加えたものと定義しています。この指標はCO₂排出削減の継続的努力を反映でき、当社は今後も引き続きCO₂削減貢献量の最大化を推進していきます。

商品では省エネ性能を高め、使用時の消費電力量を下げることで、CO₂削減に貢献します。そして、省エネ商品をより普及させることによって、商品によるCO₂削減貢献量は一層大きくなります。

省エネ商品による直接的なCO₂削減貢献量



a: 2005年度販売商品の年間消費電力量^{※1}×201X年度販売台数×CO₂排出係数^{※2}×商品寿命^{※3}

b: 201X年度販売商品の年間消費電力量^{※1}×201X年度販売台数×CO₂排出係数^{※2}×商品寿命^{※3}

※1 商品カテゴリーの各地域で最多販売台数の機種を選定

※2 地域別のCO₂排出係数(kg-CO₂/kWh)は、0.410(日本)、0.487(欧州)、0.579(北米)、0.740(中国・北東アジア)、0.927(インド・南アジア)、0.527(東南アジア・大洋州)、0.332(中南米)、0.599(中東阿)を使用

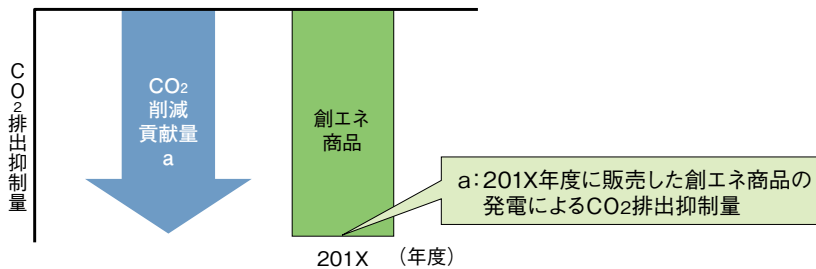
※3 当社が定める補修用部品の保有年数

一方、当社は2013年度以降、住宅や車載、B2B分野での事業推進も強化しており、2014年度実績からこの領域でのCO₂削減効果を開示しています。具体的には、当社住宅の断熱性能向上による空調負荷の削減効果、当社の省エネ型コンプレッサやモータを搭載する他社製品による省エネ効果、当社車載電池を搭載する電気自動車などによる燃費改善効果によるものです。2015年度実績から、当社の真空断熱材が用いられた、他社製品による省エネ効果によるCO₂削減効果も算定・開示します。これらのCO₂削減貢献量の試算も、家電商品の省エネと同様に2005年度での性能相当との比較を基本としています。

なお、これらのCO₂削減貢献量は、家電のようなパナソニックブランドの製品による直接的なCO₂削減効果と区分するため、間接的な貢献と位置づけています。当社製の完成品そのものが省エネ効果を発揮するものではない、または他社製品のCO₂削減効果を当社製品が支えている、という意味を含めています。

太陽光発電や燃料電池からの電気を使うことで、一般の火力発電所などから発生するCO₂排出量を抑制することができます。当社は創エネ事業を発展させることで、創エネによるCO₂削減貢献量を増やしていきます。

創エネ商品によるCO₂削減貢献量



a : 201X年度に販売した創エネ商品の年間発電容量×発電量係数^{※4}×CO₂排出抑制係数^{※5}×商品寿命^{※6}

※4 太陽光発電の場合、1,204kWh/kW(2014年度以降)、1,193kWh/kW(2013年度以前)。日照条件やシステムの損失など、発電効率変動の要素を考慮済み

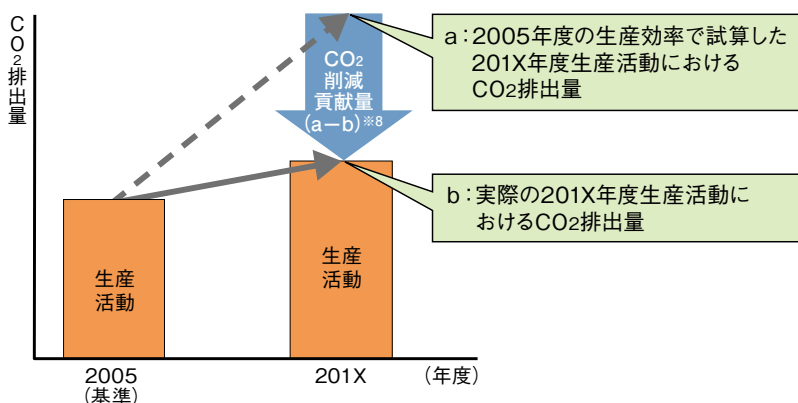
※5 太陽光発電の場合、0.360kg-CO₂/kWh(太陽光発電協会の表示に関する自主ルール(平成22年度)より)

※6 太陽光発電の場合、20年間

生産活動におけるCO₂削減貢献の要は、生産効率の向上です。CO₂生産高原単位(トン/億円)^{※7}が小さいほど生産効率がよく、CO₂削減貢献量が大きくなります。

※7 1億円分の商品を生産するのに消費したエネルギーをCO₂排出量に換算した値で、生産効率を示す指標

生産活動におけるCO₂削減貢献量



a : 2005年度工場使用エネルギー生産高原単位^{※9}×CO₂排出係数^{※10}×201X年度生産高^{※11}

b : 201X年度工場使用エネルギー生産高原単位^{※9}×CO₂排出係数^{※10}×201X年度生産高^{※11}

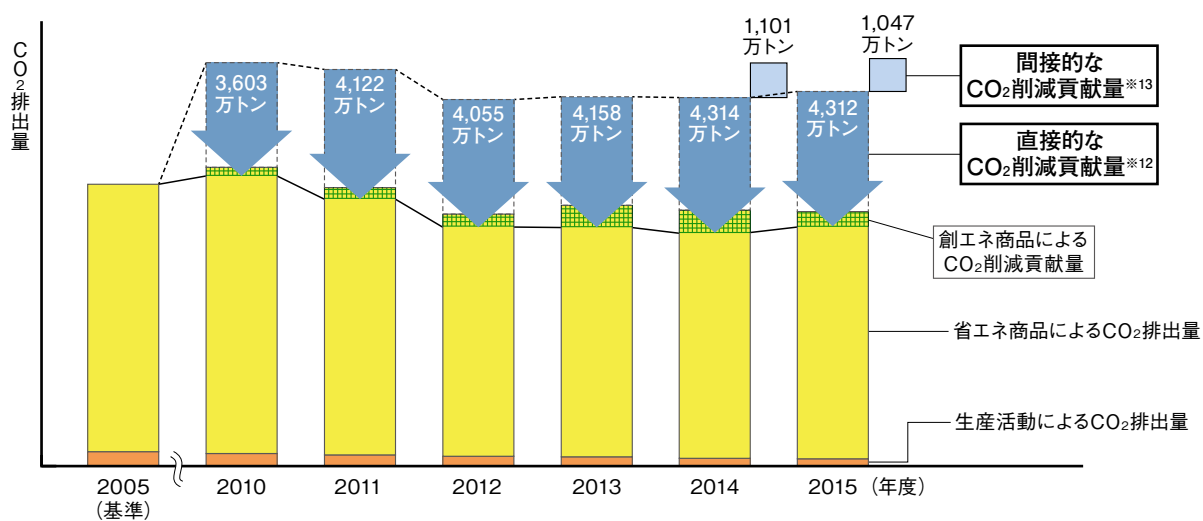
※8 製品価格の下落が大きいなどの理由で名目生産高原単位が2005年度比で悪化した工場は、マイナスのCO₂削減貢献量となる。2006年度以降、統廃合・売却された工場のCO₂削減貢献量は、2005年度のCO₂排出量を使用。買収の場合に2005年度のCO₂排出量をマイナスのCO₂削減貢献量とする考え方は採用していない

※9 工場買収時は2005年度、工場新設時は新設年度の原単位を使用

※10 燃料関係は環境省温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver.2.2)の係数に基づく。日本の各年度購入電力の係数(kg-CO₂/kWh)は0.410を固定して使用。PPS(特定規模電気事業者)からの購入電力についても上記係数を使用。日本以外の購入電力の係数は、GHGプロトコルの各国ごとの係数を使用

※11 名目生産高

2015年度のCO₂削減貢献量は、4,312万トンでした。なおこれとは別に、当社製品による間接的なCO₂削減貢献量は1,047万トンとなっています。直接的なCO₂削減貢献量と合わせると、5,360万トンとなります。

CO₂削減貢献量

-----2005年度から商品の省エネ性能と生産効率の改善がないと仮定した場合の、想定CO₂排出量の推移

— 生産活動と省エネ商品によるCO₂排出量の合計から、創エネ商品によるCO₂削減貢献量を引いたものの推移

※12 2005年度から、主要製品の省エネ性能と生産効率の改善がないと仮定した場合の想定排出量から実際の排出量を差し引いた量に、創エネ商品の発電によるCO₂削減貢献量を加えたもの。

※13 住宅や車載、B2B事業分野でのCO₂削減貢献量。具体的には当社住宅の断熱性能向上による空調負荷の削減効果、当社の省エネ型コンプレッサやモータを搭載する他社製品による省エネ効果、当社車載電池を搭載する電気自動車などによる燃費改善効果、および当社の真空断熱材が用いられた他社製品による省エネ効果(2015年度のみ)によるもの

環境：省・創・蓄エネルギー商品



省エネ商品による直接的なCO₂削減貢献

2015年度の当社省エネ商品による、直接的なCO₂削減貢献量は、テレビやエアコンの販売減があったもののLED照明などの販売が好調だったことにより、3,493万トンでした。グローバル商品別のCO₂削減貢献量では、75%がエアコン、照明、テレビによるもので、地域別では、日本、東南アジア・大洋州、中国・北東アジアで約78%を占めました。2015年度の主要商品使用時のCO₂排出量^{※1}は約7,973万トンと算定しています。今後、省エネ商品のさらなる普及により、主要商品使用時のCO₂排出量を抑制していきます。

※1 エネルギー使用量の大きい主要商品^{※2}の生涯CO₂排出量。生涯CO₂排出量=販売商品の年間消費電力量^{※3}×販売台数×商品寿命^{※4}×CO₂排出係数^{※5}

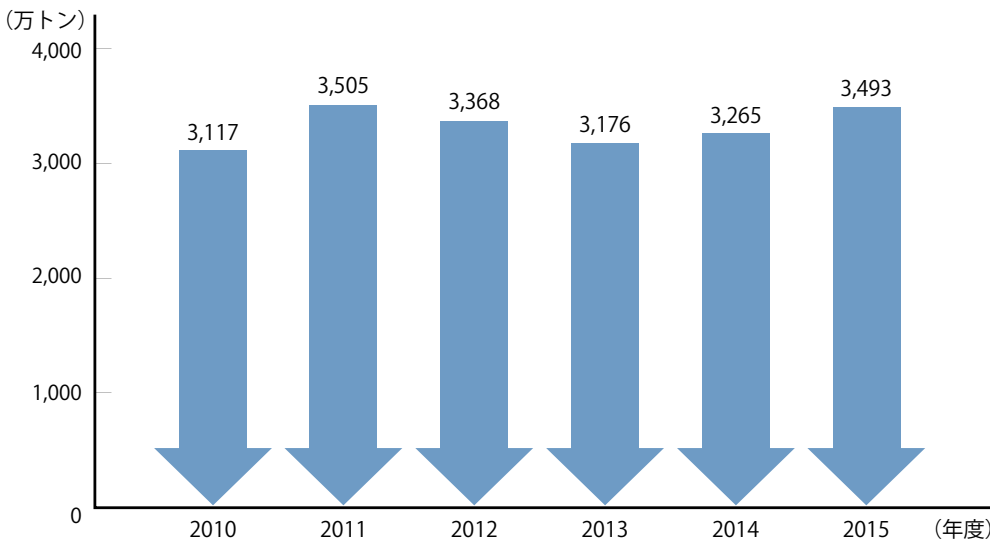
※2 家庭用エアコン、業務用エアコン、蛍光灯、LED照明、家庭用冷蔵庫、業務用冷蔵庫、液晶テレビ、洗濯乾燥機、全自動洗濯機、衣類乾燥機、食器洗い乾燥機、IHクッキングヒーター、エコキュート、バス換気乾燥機、加湿器、除湿機、空気清浄機、換気扇、自動販売機、ジャー炊飯器、電子レンジ、温水洗浄便座、アイロン、ドライヤー、電気カーペット、掃除機、ジャーポット、レンジフード、電話機、セキュリティカメラ、プロジェクターなど

※3 商品カテゴリの各地域での最多販売の機種を選定

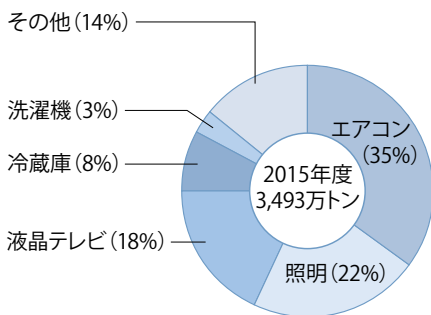
※4 当社が定める補修用部品の保有年数

※5 地域別のCO₂排出係数(kg-CO₂/kWh)は、0.410(日本)、0.487(欧州)、0.579(北米)、0.740(中国・北東アジア)、0.927(インド・南アジア)、0.527(東南アジア・大洋州)、0.332(中南米)、0.599(中東阿)を使用

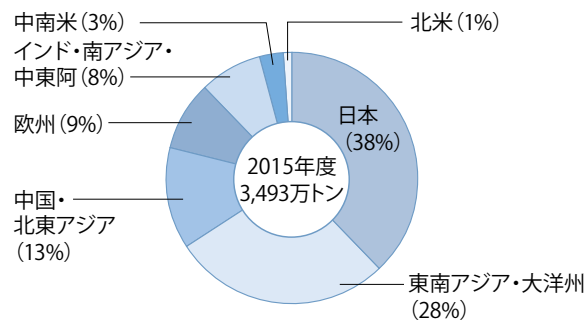
省エネ商品によるCO₂削減貢献量



省エネ商品によるCO₂削減貢献量(商品別)



省エネ商品によるCO₂削減貢献量(地域別)

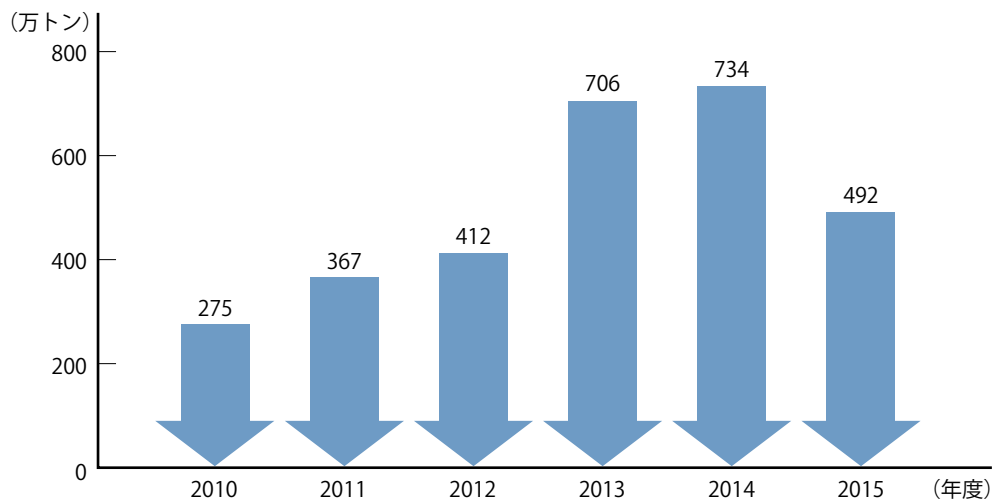


創エネ商品によるCO₂削減貢献

当社は、CO₂削減貢献量の最大化に向けて、創エネルギー事業を積極的に進めています。必要な電気をCO₂排出量の少ない方式で発電する太陽光発電システムと家庭用燃料電池コージェネレーションシステムを社会に提供することで、CO₂排出量を低減します。

2015年度の創エネ商品によるCO₂削減貢献量は、日本国内における太陽光発電システム事業が落ち込んだ影響で492万トンとなりました。地域別では、日本が大部分を占めています。

創エネ商品によるCO₂削減貢献量



蓄エネ商品の取り組み

リチウムイオン電池などの蓄エネ関連商品は、電気を貯めて様々な場面に活用することができ、オフィスや住宅などに導入することでCO₂削減に貢献します。当社は蓄エネ商品の開発に積極的に取り組んでいます。

下記のWebサイトには、省・創・蓄エネルギー商品の具体事例も掲載しています。

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/co2/product.html>

環境：地球温暖化の緩和・適応

eco ideas

地球温暖化の緩和

人々が豊かにならぬの実現を求める一方、人々の生活や企業活動を通じて排出される温室効果ガスの増加にともなう、地球温暖化の進行が懸念されています。当社は、生産活動と製品・サービスを通じて排出される温室効果ガスを減らすことで、気候変動の進行を抑制しその影響を小さくする緩和策を推進しています。

製品・サービスを通じた緩和策として、省・創・蓄エネルギー商品に加え、それらをつなぎコントロールするエネルギーマネジメント(エネマネ)商品・ソリューションを提供しています。また、パナホーム(株)は、2016年度に受託する戸建住宅の26%、2018年度は68%、2020年度には80%を、エネルギー収支ゼロのネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)^{※1}、またはそれに順ずるNearly ZEH^{※2}化することを目標に掲げています。

さらに当社グループは、住宅分野でのエネルギーマネジメントソリューションに加え、神奈川県藤沢市や横浜市などではスマートシティのプロジェクトも推進しています。

このほか、工場やオフィスでのCO₂削減はP33～36、輸送におけるCO₂削減はP37～39で、詳しく紹介しています。

※1 国が2020年までに標準的な新築住宅として実現を目指すもので、住宅の躯体・設備の省エネ性能向上、再生可能エネルギーの活用等により、年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロ、または概ねゼロとなる住宅

※2 再生可能エネルギーの活用等により、年間の一次エネルギー消費量の75%以上100%未満を削減する住宅

下記のWebサイトには、地球温暖化の緩和ソリューションの具体事例を掲載しています。

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/co2/solution.html>

地球温暖化への適応

併せて当社は、緩和策を実施しても回避できない地球環境への影響に対処する適応策も推進しています。適応策としては、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)などが指摘している、気候変動が生態系、社会・経済などの各分野に与える影響への対処が基本と考えています。気候変動の影響は地域によって異なるため、地域性を加味した対策が重要と認識しています。

適応策としては、以下の2つの側面から取り組みを進めています。

- ①当社製品・サービス・ソリューションによる気候変動の影響を低減する取り組み
- ②当社の企業活動への影響を低減する取り組み

①の具体例としては、沿岸監視システム、パッシブハウス型農業システムなどがあります。沿岸監視システムは、遠隔地から沿岸の状況の確認を可能とするもので、太陽光で発電し蓄えた電力でネットワークカメラを常時稼働し、無線通信も可能な完全独立電源型のシステムです。気候変動により影響増大が予測される高潮の対策に貢献すると考えています。また、パッシブハウス型農業システムは、ビニールハウス内の環境を、太陽光・水・風といった自然の力を利用しながら作物の生育に最適な状態に制御するため、温暖化が野菜栽培にもたらす悪影響を低減することが期待できます。

▶宮城県東松島市 沿岸津波監視システム(沿岸監視システムの事例)

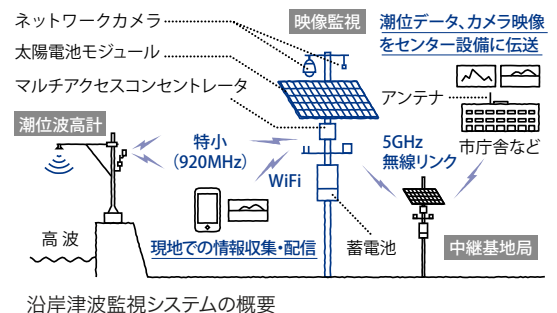
<http://www2.panasonic.biz/es/solution/works/higashimatsushima.html>

▶パッシブハウス型農業システム

http://www2.panasonic.biz/es/solution/theme/agri/passive_house/index.html



宮城県東松島市の沿岸津波監視システム



②については、当社への気候変動の影響を評価し、対処すべき課題を見極めることが先決と考えています。当社にとっての事例の一つが、水不足による生産活動への影響です。現在、水リスク評価に取り組んでおり、今後、評価結果を基に必要な対策を検討していきます。詳細は、水資源保全(P52～53)を参照ください。



環境：工場・オフィスの地球温暖化防止

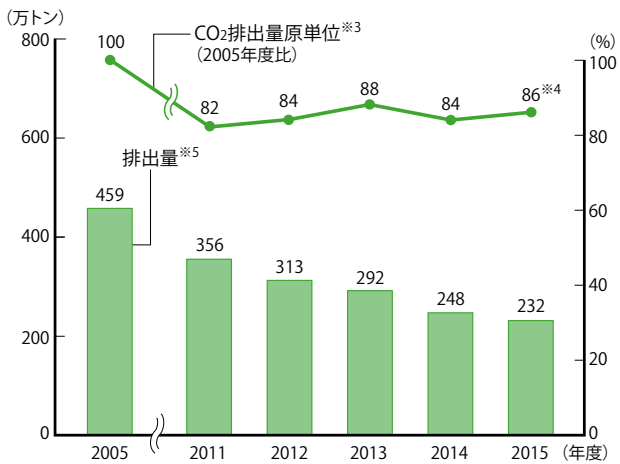
生産活動におけるCO₂削減貢献

当社は、気候変動対策への貢献と、工場の生産性向上、エネルギーコスト削減を目的に、工場のCO₂排出量削減に取り組んでいます。2007年度には、全社の経営目標として、生産活動におけるCO₂排出総量を2009年度に2006年度比で30万トン削減する目標を設定し、全社で取り組んだ結果、84万トン削減と大幅達成しました。そして2010年度からは当社独自の指標であるCO₂削減貢献量(P27～29参照)を設けて、さらなる省エネ体質の改善、CO₂排出量原単位の低減に取り組み、生産活動におけるCO₂削減貢献量の最大化を目指しています。省エネ・CO₂削減施策としては、各工場単位の個別の取り組みに加えて、全社として優秀事例の横展開や専門人材の育成、CO₂イタコナ活動^{※1}を推進しています。2015年度は326万トンの生産活動におけるCO₂削減貢献量(2005年度基準)を実現しました。また、エネルギー消費量も年々減少しています。2015年度のCO₂削減取り組みへの投資額は32億円^{※2}でした。その他、当社は2030年を目指した電機電子業界を挙げた温暖化防止の自主行動計画である経団連低炭素社会実行計画に参画しています。具体的には、業界が掲げる目標「2030年に向けて、工場と大規模オフィスのエネルギー原単位改善率 年平均1%」の達成を目指して、工場などにおける省エネを着実に進めています。また製品・部品による他産業の省エネへの貢献量拡大も図っています。

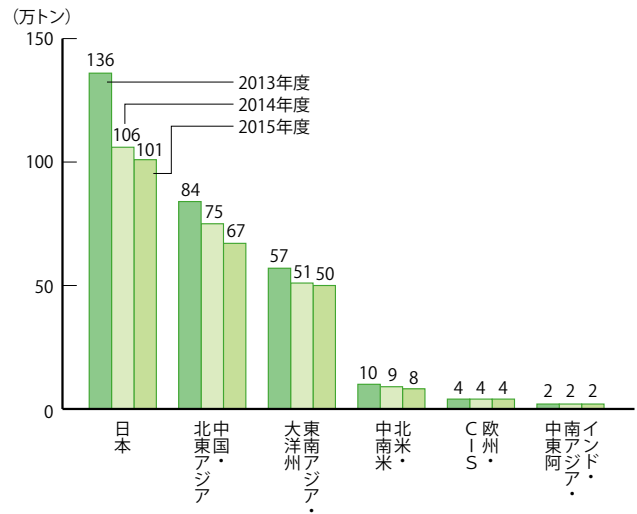
※1 当社の造語で、商品開発段階で商品設計上のムダを探す際に、商品の構成要素を板(イタ)や粉(コナ)にまで細かく原価分解してムダを発見する手法の考え方を、CO₂削減に適用させたもの。単位生産量当たりのエネルギー使用量(エネルギー原単位)を連続的に見える化し、原単位の変動要因、最小の原単位で生産するための方策を分析・検討することによって、省エネの新たな切り口、施策を発見する活動

※2 CO₂削減に関する投資はすべて含む。ただし差額集計あるいは按分集計を行っていない

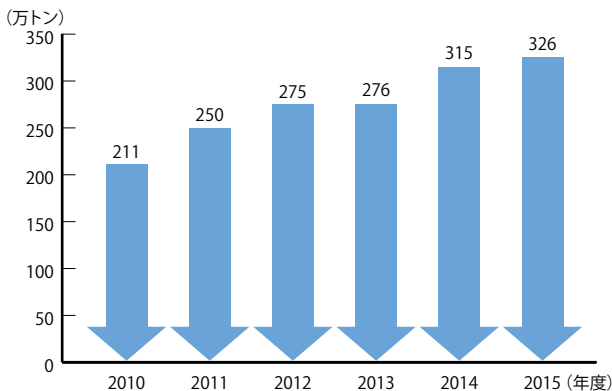
生産活動におけるCO₂排出量と原単位



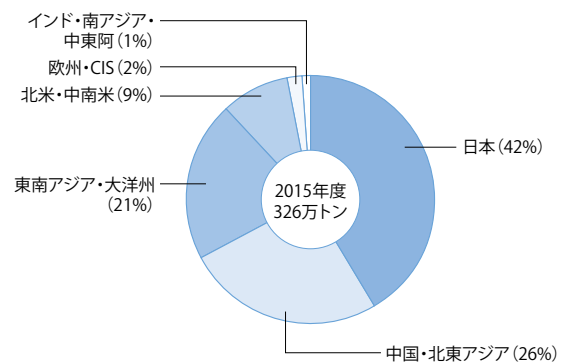
生産活動におけるCO₂排出量(地域別)



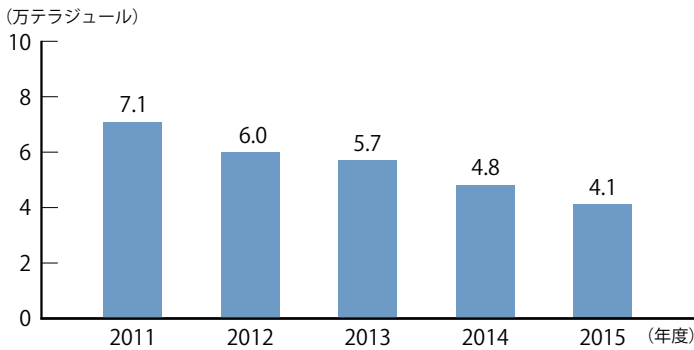
生産活動におけるCO₂削減貢献量



生産活動におけるCO₂削減貢献量(地域別)



生産活動におけるエネルギー消費量



※3 各工場の名目生産高原単位の改善率を加重平均して算出。重みは改善がなかったと仮定した場合の各工場のCO₂排出量を使用。2005年度の原単位を100として指数化

※4 2012、2013、2015年度原単位の増加は、取り組みによるCO₂排出量削減を上回る、生産高減の影響によるもの

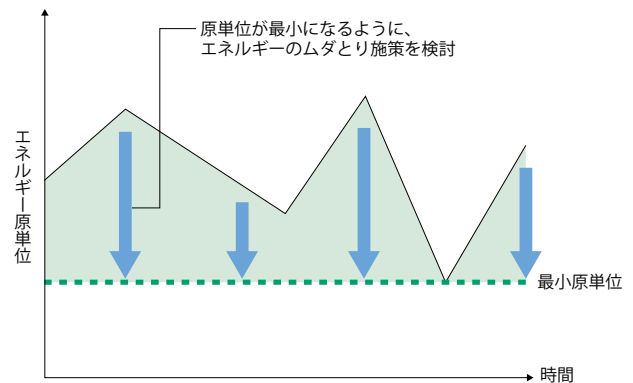
※5 燃料関係は環境省温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver2.2)の係数に基づく。日本の各年度購入電力の係数(kg-CO₂/kWh)は、CO₂削減取り組みの努力を正確に反映するため0.410を固定して使用。各年度の電力係数である0.425(2005年度)、0.476(2011年度)、0.487(2012年度)、0.57(2013年度、2014年度)、0.55(2015年度)を使用した場合のCO₂排出量は、463万トン(2005年度)、381万トン(2011年度)、335万トン(2012年度)、318万トン(2013年度)、280万トン(2014年度)、261万トン(2015年度)。PPS(特定規模電気事業者)からの購入電力についても上記係数を使用。日本以外の購入電力の係数は、GHGプロトコルの各国の係数を使用

CO₂イタコナ活動の推進

CO₂削減を確実に実行するためには、工場の各施設のエネルギー使用状況や対策による削減効果を見える化することが重要です。これまでグローバル全製造拠点において4万点以上の計測装置やファクトリーエネルギーマネジメントシステム(FEMS)を導入し、CO₂メタゲジ^{※6}活動に取り組んできました。

2010年度からはこの仕組みを活かして、CO₂イタコナ活動を展開しています。この活動は、単位生産量当たりのエネルギー使用量(エネルギー原単位)を連続的に見える化し、原単位の変動要因、最小の原単位で生産するための方策を分析・検討することで、省エネの新たな切り口、施策を発見することができます。

CO₂イタコナ活動の概念図



CO₂イタコナ活動を加速するため、エネルギーと生産情報を同時

に見える化し、単位生産量当たりのエネルギー使用量を分析するソフトであるSE-Naviをこれまで開発してきました。本ソフトの省エネナビ機能により、CO₂イタコナ分析によるエネルギーロスの自動分析結果に基づいて、装置別エネルギーロスと要因別エネルギーロスを定量的に抽出することができます。エネルギーロスが大きい箇所から優先順位を付けた省エネ取り組みが容易になりました。

従来は、エネルギー使用量などのデータを手動で分析し専門家による検討を経て、省エネ施策を抽出していましたが、データを自動で分析し、省エネ施策データベースに基づいて、省エネ対策を検討することが可能となり、時間短縮だけでなく、専門家なしで省エネ提案が可能になりました。

下記のWebサイトには、工場省エネ支援サービスの具体事例を掲載しています。

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/co2/service.html>

※6 当社の造語で、メータやゲージなどの計測器を導入してエネルギー使用量を見える化し、測定可能な削減対策を実行すること

再生可能エネルギー活用の取り組み

当社は太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入することで、CO₂排出量を削減すると共に産業界における太陽光エネルギーの使用促進をグローバルで積極的に進めています。2016年の環境行動計画グリーンプラン2018改訂時に2018年度に再生可能エネルギー自社導入量1万MWhという目標を掲げ、達成に向けた取り組みをグローバルで推進しています。

具体的な事例として、2015年10月にパナソニックアプライアンス冷機デバイスシンガポール社(PAPRDSG)の工場に、発電容量2.4MWの太陽光発電システムを導入しました。従来から設置されていた太陽光発電システムと合わせて同工場で発電可能な総容量は2.8MWとなり、ピーク時の電力総需要の10%をまかなうことが可能となります。なお、この太陽光発電システム導入は、シンガポール最大のクリーンエネルギー供給会社サンシーブ社とのリース契約によるものです。

このような取り組みの結果、2015年度の再生可能エネルギーによる発電量は、当社全体^{※7}で711万kWh^{※8}になりました。

▶[プレスリリース]パナソニックがシンガポールで、冷機デバイス工場の太陽光発電設備リース契約をサンシーブ社と締結

<http://news.panasonic.com/jp/topics/2015/44415.html>

※7 非製造拠点に導入された再生可能エネルギーによる発電量を含む

※8 太陽光、バイオマスなどが対象。ヒートポンプ含まず



PAPRDSGの太陽光発電システム

中国CO₂排出量取引制度への対応

現在中国では、2省5市(北京市、天津市、上海市、重慶市、広東省、湖北省、深セン市)で排出量取引制度の試行事業が実施されています。当社はパナソニック デバイスタイコー深セン(有)、パナソニック デバイス上海(有)が同制度の対象になっています。2017年度に排出量取引制度は中国全土に拡大される予定であり、当社は、この対応を通じて、従来より進めてきた生産活動におけるCO₂削減を一層加速させています。

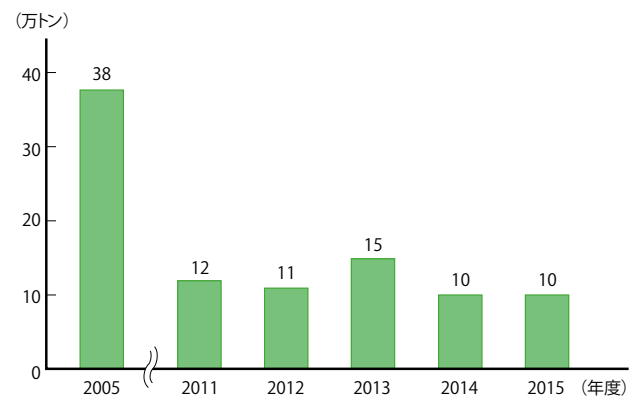
エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス削減

当社が排出するエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスは、エアコン工場での製品の冷媒として使用しているHFC、液晶工場でのクリーニングガスとして使用しているNF₃などです。これらの削減に向けて、それぞれ冷媒の漏洩防止や廃冷媒の回収と外部での破壊処理、除外装置の設置などの対策を実施しています。

2015年度のエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量は、10万トン(CO₂換算)となり、前年度と同レベルでした。

なお、2013年度より、京都議定書の第二約束期間で対象ガスが追加されたことにあわせて、NF₃(三ふっ化窒素)などの温室効果ガスを算定対象に加えて、地球温暖化係数(GWP)を見直しています。これにともなって、2013年度は前年度比で4万トン増加しています。一方、2014年度より、半導体の北陸拡散工場のウエハ製造工程を合併会社に移管したことにもなって、4万トン減少しました。

生産活動におけるエネルギー起源のCO₂以外の温室効果ガス排出量(CO₂換算)

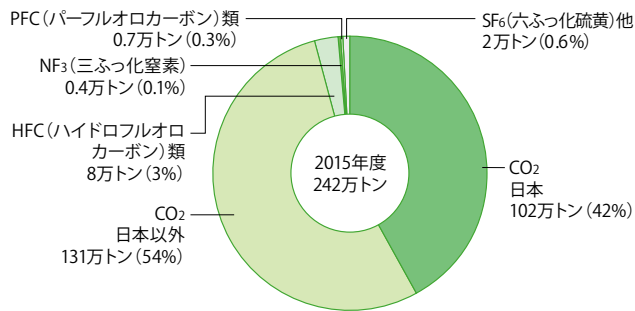


温室効果ガス排出量の内訳(ガス別、スコープ別)

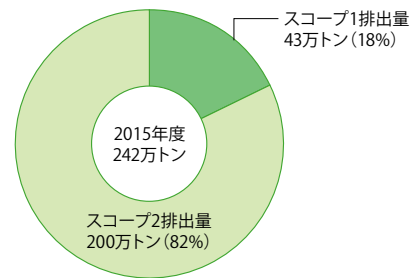
エネルギー起源、非エネルギー起源を含めた当社の温室効果ガス排出量は、2015年度は242万トンになりました。内訳としては、スコープ1排出量^{※9}が18%、スコープ2排出量^{※9}は82%となっています(スコープ3排出量はP20参照)。

※9 国際的なGHG排出量の算定基準であるGHGプロトコルで定義される温室効果ガス排出量。自社で所有・支配する施設からの直接排出量をスコープ1排出量(例：都市ガスや重油の使用にともなう排出量)、自社が所有・支配する施設で消費するエネルギーの製造時からの排出量をスコープ2排出量(例：購入電力の発電時の排出量)と呼ぶ

生産活動における温室効果ガス排出量(CO₂換算)の内訳(種類別)



生産活動における温室効果ガス排出量(CO₂換算)の内訳(スコープ別)



非製造拠点におけるCO₂削減

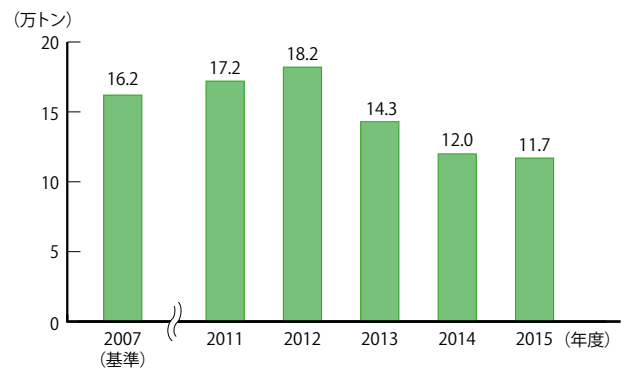
当社は、事務所や研究所などの非製造におけるCO₂削減取り組みを推進しています。日本の自社所有建物47拠点では、CO₂排出量2007年度比で年平均2%以上削減を目標に、主要拠点で省エネ計画策定や、専門家による省エネ診断などにより対策を進めています。2015年度のCO₂排出量は11.7万トンで、2007年度に比べて年平均4.2%^{※10}の削減となり、目標を達成しました。さらに、独自の省エネ自己評価ツールであるグリーンオフィスアセスメントを用いて、40の具体的な省エネ項目に基づいて取り組み状況をチェックし、管理レベルの向上を図っています。その他、事務所や研究所の屋根などに太陽光パネルを設置するなど、再生可能エネルギー導入にも取り組んでいます。

※10 基準年度(2007年度)のCO₂排出量には、2015年度の対象拠点に基づいて、過年度数字を補正した値(16.5万トン)を使用

下記のWebサイトには、オフィスの地球温暖化防止の具体事例も掲載しています。

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/co2/site.html>

非製造拠点からのCO₂排出量(日本の自社所有建物)



注：集計対象は、各年度に存在していた従業員100人以上の日本の非製造拠点(自社建物)。購入電力のCO₂排出係数には0.410kg-CO₂/kWhを使用



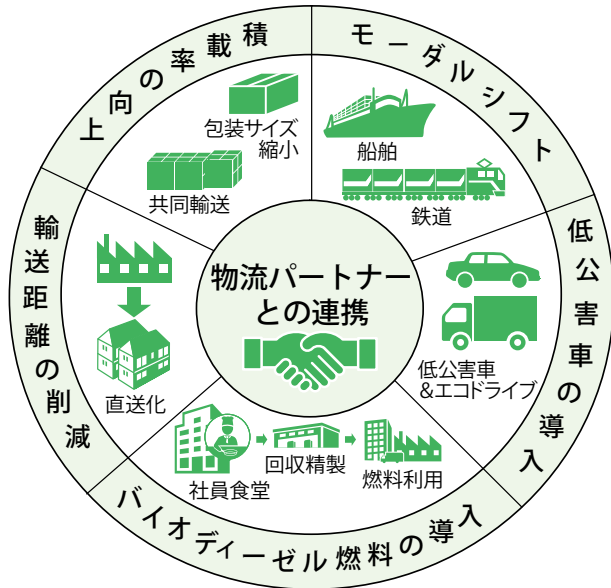
環境：グリーンロジスティクス

輸送におけるCO₂排出量の削減

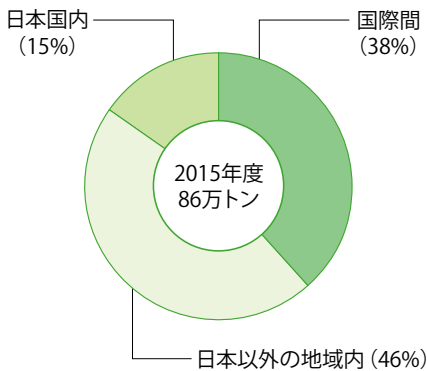
当社は、地球温暖化防止に貢献するとともに、輸送効率の向上、輸送コストの削減を目的に、輸送におけるCO₂排出量削減に取り組んでいます。数値目標としては、CO₂排出量原単位^{※1}を毎年前年度比で1%以上削減し、2018年度までに2005年度比で46%削減することを掲げ、モーダルシフトや低公害車の導入、バイオディーゼル燃料の導入、輸送距離の削減、積載率の向上に重点的に取り組んでいます。2015年度の輸送におけるCO₂排出量は、グローバルで86万トン、そのうち国際間の輸送が33万トン(38%)、日本国内の輸送が13万2,000トン(15%)でした。CO₂排出量原単位は、国際間の空輸の減少により、前年度比では6%良化し、2005年度比では39%削減することができています。

※1 CO₂排出量÷物流重量。対象範囲は、国際間物流と日本国内物流

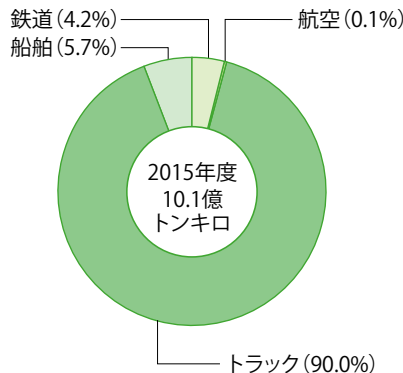
グリーンロジスティクスの重点取り組み



輸送におけるCO₂排出量



輸送手段別輸送量(日本)



物流パートナー様と連携したモーダルシフト※2の取り組み

当社は、トラック輸送を鉄道輸送に切り替えてCO₂排出量を削減するモーダルシフトの取り組みを進めています。

2015年度は、三井倉庫ロジスティクス(株)様、日本貨物鉄道(株)様、日本通運(株)様などの物流パートナー様と連携した取り組みを推進しました。

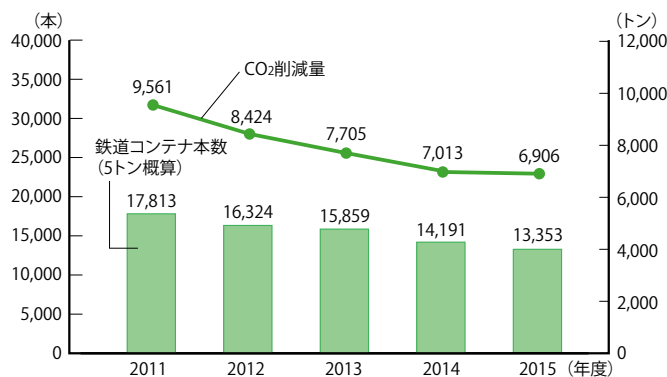
当社は群馬から福岡までのコールドチェーン機器の輸送を、従来はお客様からのオーダーに基づきトラックで行っていましたが、安定した商品供給を実現できるよう、2015年に九州SP(ストックポイント)を設置しました。九州SPへの計画的な送品・配置が必要となったことから、安定して輸送できる分を鉄道輸送に切り替え、平日は1日1便を定常運行しています。この取り組みによるCO₂削減効果は年間269トン相当になります。こうした取り組みの結果、2015年度の日本における鉄道貨物輸送量は5トンコンテナ換算で1万3,353本となり、6,906トンのCO₂排出量を削減しました。



鉄道貨物輸送

※2 トラックや航空機による輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶輸送に転換すること

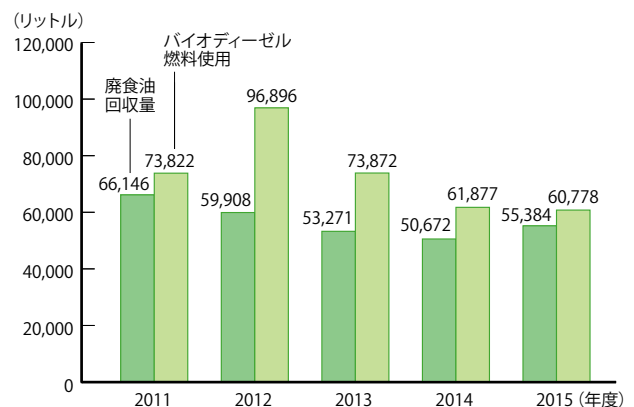
鉄道輸送の活用によるCO₂排出量の削減効果(日本)



バイオディーゼル燃料の使用

当社は、社内の事業場などから回収した使用済み天ぷら油(廃食用油)をバイオディーゼル燃料に転換し、生産・調達・販売で使用する車両へ活用する取り組みを進めています。2009年度からは、(株)朝日新聞社様と実施する東海・甲信越・首都圏地域での共同輸送にも活用し、100%バイオディーゼル燃料のさらなる使用拡大に取り組んできました。2015年度は、100%バイオディーゼル燃料を活用して運搬している廃棄物物流の減少にとともに、バイオディーゼル燃料の使用量は減少しました。

廃食用油回収量とバイオディーゼル燃料使用量(日本)

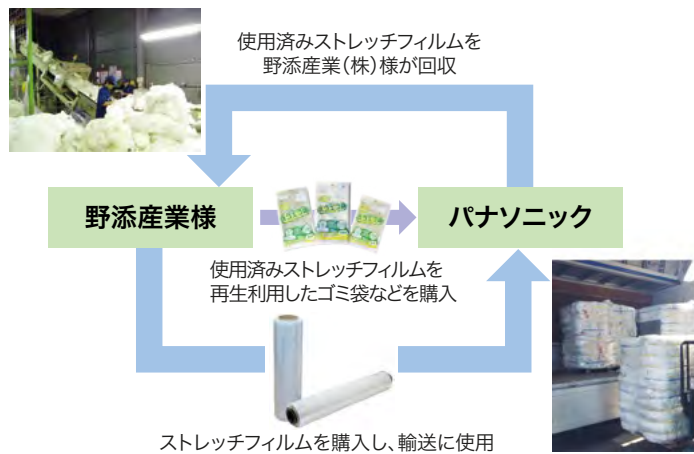


輸送に使用したストレッチフィルムの再生利用

物流における廃棄物削減の取り組みとして、2014年度より使用済みのストレッチフィルムを再生利用する取り組みを、野添産業(株)様と開始し、2015年度も取り組みを進めています。従来、輸送に使用したストレッチフィルムは廃棄していましたが、野添産業様がプラスチック製ゴミ袋などの原材料として活用し、製造されたゴミ袋を当社が購入しています。

2015年度は取り組み対象拠点を拡大(前年度比150%)したことで、合計155トン(前年度比250%)のストレッチフィルムを再生利用することができました。2016年度は関東地区への展開も計画しています。今後も使用済みストレッチフィルムの有効活用と、物流における廃棄物削減の取り組みを進めていきます。

野添産業(株)様とのストレッチフィルムの再利用スキーム



製品直送化の取り組み

当社では、製品輸送の効率化を目指し、家電量販店などのお客様への製品の直送化を進めています。従来は工場生産した製品を物流拠点に集約した後に、複数商品をまとめてお客様へ輸送していましたが、工場から直接お客様へ輸送する方法を進めています。2015年度は、洗濯機でこの取り組みを拡大しました。静岡県の袋井工場生産された洗濯機を、従来は尼崎にある西日本グローバル物流センター(GLC)、または浦安にある東日本GLCに一旦集約し、そこから家電量販店などに届けていましたが、現在は袋井工場から家電量販店の在庫拠点への直送を増やしています。輸送距離を減らすことでCO₂排出削減につながることはもちろん、最短ルートから離れた倉庫への立ち寄りや、入庫・出庫・保管料の削減にも貢献できます。この取り組みにより、年間98.9トンのCO₂を削減することができました。今後は、物量の多い冷蔵庫・テレビ・エアコンの輸送においてこれまで以上に幅広い注文に拡大させることや、物量の比較的少ない商品への拡大を進めていきます。

環境：資源循環

循環型モノづくり

グローバルで急速な経済成長が進むにつれ、資源に対する社会的な課題・関心が高まっています。新規資源の採掘は環境に大きな負荷を与えるだけでなく、鉱物資源の枯渇や資源価格の高騰が、問題になってきました。

そのような中、当社は多量の資源を使用するメーカーの責務として、CO₂削減に並ぶ重要課題として、2010年より資源循環を掲げて、循環型モノづくりを進めています。

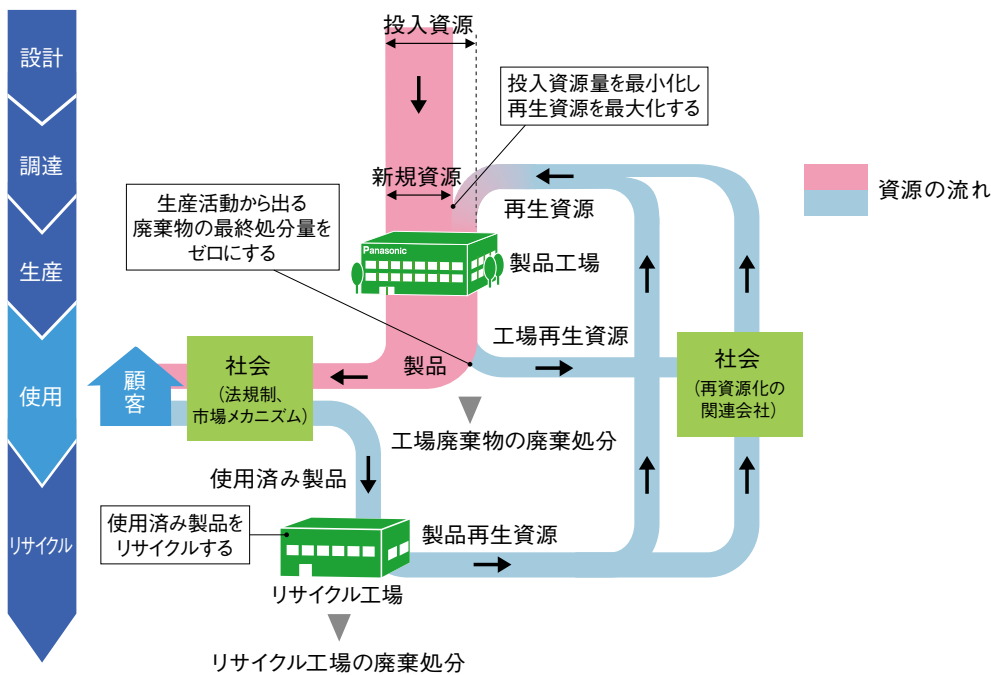
循環型モノづくりには、投入資源を最小化し再生資源を最大化する、生産活動から出る廃棄物の最終処分量をゼロにする、使用済み製品をリサイクルするという、三つの取り組み側面があります。

投入資源の最小化については、製品の軽量化・小型化に取り組んできましたが、同時に、再生資源の活用を拡大するため、新しいリサイクル技術や、仕組みの導入などにより、資源の回収量を増やしています。

また工場廃棄物の発生量を減らすと同時に、排出物の再資源化を徹底して行うことによって、埋立処分量を限りなくゼロに近づけています。

このように、生産プロセスの上流から下流にわたりムダになっていた資源を活用するだけでなく、さらに使用済み製品から資源を回収・リサイクルして再び商品をつくり、お客様に使っていただくというプロセスまでを確立することで、製品ライフサイクルにわたる持続可能な事業活動を実現していきます。

循環型モノづくりの目指す姿



当社の事業は、家電製品や半導体・電池などの部品から住宅に至るまで、幅広い分野におよぶため、鉄（投入資源全体の27%）、プラスチック（10%）など、多種の資源を活用しています。循環型モノづくりにおいては、投入資源の削減をこれまで以上に進めるとともに、再生資源の活用拡大についても、資源の種類ごとに、その特性にあわせた循環の仕組みづくりに取り組んでいます。

さらに当社は、グループ全体の資源別投入量を把握することで、再生資源活用への課題を明確化しています。例えば再生プラスチックの場合、活用する部材に求められる特性への対応、供給量の安定的確保、製造側での使いこなす工夫、リサイクル技術開発などの課題に取り組むことで、2015年度は約1万8,700トンの再生プラスチックを製品に活用しました。

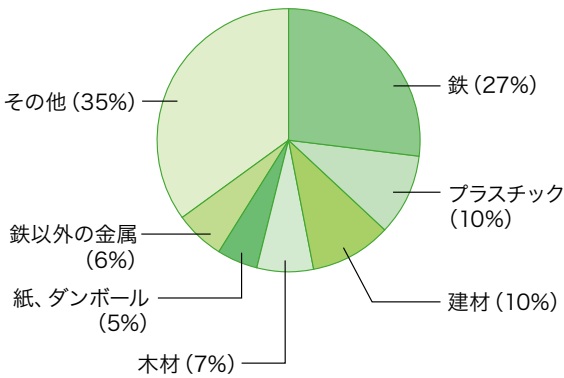
当社では、投入資源量および投入再生資源量は、共に減少傾向にあります。しかしながら2015年度は、再生樹脂や電炉鋼板の使用が拡大したため、再生資源利用率^{※1}は16.9%と前年度を上回りました。今後引き続き投入資源の最小化と再生資源の最大化に努め、再生資源利用率の維持向上に取り組んでいきます。

また、工場廃棄物リサイクル率^{※2}においては、従来から日本や諸外国では、それぞれリサイクル基盤の差に応じた目標設定をしてきましたが、ゼロエミッション活動が重要であるとの認識に立ち、2010年度以降の目標設定をグローバルで統一し、全グループにおける廃棄物リサイクルの高位平準化を図っています。工場廃棄物リサイクル率は、2018年度99.5%以上の目標に対して、2015年度実績99.2%となりました（P50参照）。

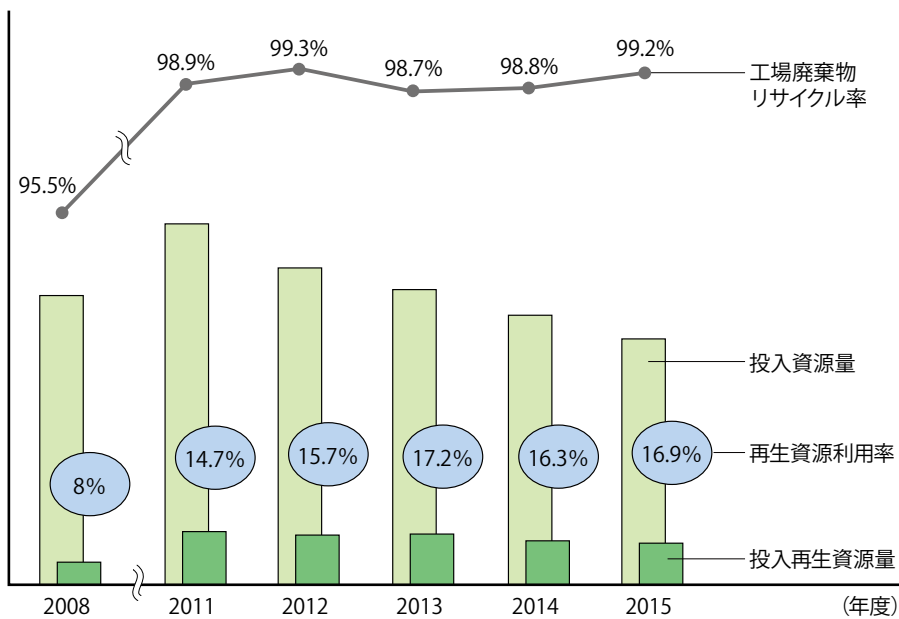
※1 再生資源利用率=投入再生資源量÷投入資源量

※2 工場廃棄物リサイクル率=再資源化量÷(再資源化量+最終処分量)

2015年度投入資源の内訳(種類別)



再生資源利用率および工場廃棄物リサイクル率



環境：投入資源の削減



製品の小型化・軽量化

投入資源を最小化するためには、製品質量を削減することが大切です。当社は製品環境アセスメント(P23参照)を通じて、省資源、軽量化・減容化、部品点数の削減など、商品の企画設計段階から省資源化を進めてきました。また製品ライフサイクルで資源循環を進めるという視点から、部品リユース、長期使用性向上、再生資源使用、電池の取り外し容易化、回収・再資源化時に必要な表示などの取り組みも、同時に行っています。

下記のWebサイトには、軽量化・リサイクルしやすい設計の具体事例も掲載しています。

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource/reduce.html>

環境：製品のリサイクル

eco ideas

使用済み製品リサイクルのグローバルでの取り組み

資源有効利用や環境汚染防止などを目的に、世界各国でリサイクルの法制度、仕組みの整備が行われています。日本では特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)や資源有効利用促進法、EUではWEEE指令が、米国の多くの州でもリサイクル法が制定・施行され、中国でも法律が施行されました。当社は非OECD国への有害廃棄物の移動を規制するバーゼル条約の規定や各国の関連法規順守はもとより、サードパーティーの活用も含めて国ごとのリサイクルインフラの実情に即した最も効率的な仕組みづくりに貢献しています。

2015年度の製品リサイクル実績は以下の通りです。近年はブラウン管テレビの回収・リサイクル量が減少して薄型テレビが増加するなど、製品が小型・軽量化しているため、実績重量は横ばいまたは減少傾向にあります。

2015年度実績

日本	使用済み家電4品目を約11万5,000トン再商品化
欧州	使用済み電気電子機器を約3万1,000トン回収
米国	使用済み電気電子機器を約7,200トン回収

日本における製品リサイクルの取り組み

当社は、2001年に4品目を対象とした家電リサイクル法の施行にともない、既存インフラを活用した地域分散型処理システムを運営管理する(株)エコロジーネットを、(株)東芝様と設立しました。このリサイクル管理会社は、Aグループ(当社をはじめとする18社)に所属するメーカーの委託を受けて関連業務を一括代行し、指定引取場所350カ所(A・Bグループ共有)と再商品化拠点32カ所を管理運営しています。当社のリサイクル工場であるパナソニック エコテクノロジーセンター(株)(PETEC)、パナソニック エコテクノロジー関東(株)(PETECK)、中部エコテクノロジー(株)(CETEC)^{※1}は使用済み家電4品目^{※2}のリサイクルをより効率的に、かつ多くの資源の回収・供給ができるよう独自の研究を行い、工程改善に努めています。2015年度、当社は使用済み家電4品目を約11万5,000トン再商品化しました。2014年にリサイクル料金の透明化・低減とリサイクル率^{※3}の向上に向けて家電リサイクル法の改正が検討され、2015年4月に法定リサイクル率^{※4}が改正されました。パナソニックの各リサイクル工場は、製品の特性や使用原材料に応じたりサイクルの取り組みを通じ、生産性とリサイクル率向上に努め、資源循環のさらなる拡大を図っています。

例えば、薄型テレビは2020年の東京オリンピックの前後に大幅な排出量増大が予測されていますが、人手による手分解作業が多く工数がかかります。そこでPETECKとCETECは2015年度に分解工程のネジ外し作業を自動化する装置を導入して、生産性向上に努めています。また、冷蔵庫は断熱材の発泡剤として使用されているフロンとシクロペンタンのリサイクル工程が異なるため、同時処理が出来ません。近年はシクロペンタンを使った冷蔵庫が増えてきたため、PETECでは2015年にシクロペンタン専用破碎選別ラインを新設して生産性向上と資源価値向上に努めています。PETECK、CETECでもこうした変化への対応を行っています。さらに当社は近赤外線識別技術を使って3種類の樹脂を同時に選別できる装置を2014年に開発し、同年のPETEC導入に続きPETECKとCETECにも同タイプの装置を順次導入してきました。これによって純度の高い再生樹脂の回収量が増え、資源循環のさらなる拡大が可能になりました。この技術は2015年、産業環境管理協会が主催する資源循環技術・システム表彰で経済産業大臣賞を受賞しました(詳細はP47～48に記載)。

※1 PETECKとCETECは三菱マテリアル(株)様と当社の合併会社

※2 エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目

※3 リサイクル率=有価資源重量÷使用済み家電総重量

※4 改正後の法定リサイクル率は、エアコン80%以上、ブラウン管式テレビ55%以上、液晶・プラズマ式テレビ74%以上、冷蔵庫・冷凍庫70%以上、洗濯機・衣類乾燥機82%以上



PETECKの薄型テレビネジ外し作業自動化装置



PETECのシクロペンタン専用破碎選別ライン



CETECの近赤外線樹脂3種同時選別機

▶特定家庭用機器廃棄物の再商品化等実施状況(家電リサイクル実績)

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource/recovery/recycling.html>

▶パナソニック エコテクノロジーセンター(株) <http://panasonic.co.jp/eco/petec/>

欧州・CIS地域におけるリサイクルの取り組み

英国において当社は、家電リサイクルのコンプライアンススキームであるRecycling Electrical Products Industry Consortium(REPIC)の運営に、設立当初より深く関わっています。英国では10年以上前からWEEE法制化が検討され、リサイクルシステム構築を含め様々な検討を行い、他社と協働して非営利のコンプライアンススキーム、REPICを設立。REPICは生産者に戻ってくるWEEE総重量の約半分を請け負っています。

長年にわたり、当社はREPICを通じて、英国政府や他ステークホルダーとも連携し、2014年に発効した改正法令へ貢献しました。英国のWEEE法令では、処理したWEEEを証明するエビデンスをスキーム間で売買できるエビデンス取引という課題の多い仕組みがありました。今回の法令改正は、このエビデンス取引の仕組みを廃止するものです。これにより、スキームが処理施設の監査を行うことができるようになり、処理品質が向上し、費用低減が可能となりました。当社は引き続き、業界団体を通じて、英国の家電リサイクルシステムが持続可能な形で運営されるよう、貢献していきます。

2015年、当社は欧州においてWEEE指令対象製品を約3万1,000トン^{※5}回収しました。

ロシアの廃棄物法令は何度も改定されており、直近のもの(包括法令)は2015年1月に施行されました。細則は現在策定中です。当社はこの法令が適切なものとなるよう、業界団体RATEKを通じて活動をしています。

2015年12月9日付の新たな大統領令では2017年のWEEE回収目標を5%と設定しています。ロシア政府は、法令対象製品に対し、リサイクル費用を税金のような形で一律にメーカーから徴収しようとしています。そのため、RATEKでは、メーカー主体で効率的なリサイクルスキームを構築できるよう、活動を進めています。

※5 回収システムごとの回収重量×当該システムにおける当社重量ベース市場投入シェアにより算出

北米におけるリサイクル活動の推進

当社は北米で廃電池・廃家電リサイクルシステムの構築・運営に対し、積極的な取り組みを継続しています。

米国では、2007年7月に施行されたミネソタ州のリサイクル法を契機に、同年9月に、当社が主体となり、(株)東芝様およびシャープ(株)様とともにアメリカリサイクルマネジメントLLC(MRM)を設立し、テレビ、パソコンやその他の電子機器製品のリサイクルを開始しました。リサイクラー数社との提携を通じ、MRMは40企業から委託を受け20州において回収プログラムを運営し、2015年は全米1,600カ所以上の回収拠点で州法に基づく回収および自主取り組みにより約7,200トンの使用済み電子製品を回収しました。回収実績は、商品販売減の影響に伴う法定回収義務量の減少もあり、前年度を下回っています。

廃電池については、1994年に他の電池メーカーと協働してCall2Recycleというプログラムを設立し、全米ならびにカナダで二次電池のリサイクルプログラムを提供しています。Call2Recycleは300を超える企業に回収プログラムと小売店回収ネットワークを提供、2015年は全米とカナダで約5,730トンの二次電池を回収しました。

カナダにおける使用済み製品のリサイクルは、アルバータ州政府拡大生産者責任法の下、2004年に開始されました。それ以来9州でWEEEの法制化が完了しており、それぞれに特徴と要求事項が盛り込まれています。パナソニック カナダはこれらプログラムの調和を図る非営利組織である電子製品リサイクル協会(EPPRA)運営の主要メンバーとして参画しています。同協会は政府がプログラムを直接管轄するアルバータ州ならびに北西地域を除く、すべての州プログラムの管理責任を負い、リサイクル運営の標準化を義務付けた上で、2,200カ所の回収拠点を通じて全国規模でのスケールメリットを追求しています。これらの州の拡大生産者責任(EPR)プログラムの下、2014年には合計146,423トン(国民一人当たり4.32キログラム)の使用済み製品が回収されました。

なお、ニューブランズウィック州、ユーコン、ヌナブトでは法制化に至っていませんが、これら人口密度が少ない地域での最良の方法を決断すべく、EPPRAも関与しながら法案協議が継続されています。

中国におけるリサイクル事業

2011年1月、中国で廃棄電器電子製品回収処理管理条例が施行されました。このような背景のもと、当社は中国の企業様と合併で浙江省杭州市において、使用済み家電のリサイクル事業を行う新会社を設立し、2014年2月に操業を開始しました。新会社は同条例に則り、中国の先進家電リサイクルモデル企業を目指し、15年以上にわたり日本のリサイクル事業で築き上げてきた先進的かつ実用的な技術と近代的管理方法をベースに、使用済み家電の回収、解体処理、資源売却の事業を展開しています。2015年度の廃家電処理量は55万台となりました。

2015年2月には中国政府が廃電気電子機器対象品目を改定、2016年3月1日に施行しました。製品分類が5区分から14区分になったことをうけ、今後より多くの分野で事業の拡大を計画しています。これらの事業を通して中国の環境保全、資源の有効活用に貢献していきます。



新会社のテレビ解体ライン

東南アジア・大洋州における各国政府との連携

シンガポールでは、廃家電の適正なリサイクルに向けた統合プラットフォーム機能を果たす自主取り組みとして、ハートランド廃家電リサイクルプログラムを実施しています。同プログラムはメーカーである当社をはじめ、リサイクル業者、小売業者、地域社会および行政機関の適切な役割分担に基づく共同をコンセプトに進められています。

2015年2月から2016年1月までの1年間で、シンガポールの南東7地区の回収拠点76カ所において、約3,000台、総重量8,700kgを超える廃家電を回収しました。併せて約500人の学生ボランティアが、南東地区の家庭22,000軒以上を訪問し、家電リサイクルに関する意識調査を実施。地域住民のリサイクルに対する意識向上にも貢献しています。



ハートランド廃家電リサイクルプログラムの月例回収活動に参加する学生ボランティア

マレーシアでは、現地政府からの要請により日本の独立行政法人国際協力機構（JICA）が行ったE-waste管理に関する情報収集・確認調査プロジェクトに業界団体を通じて参画し、リサイクル法案検討を政府と共に進めてきました。次年度以降もJICAが行うE-waste管理制度構築支援プロジェクトにも参画し、実効性のある法制度になるよう働きかけています。ベトナムでは日本・ベトナム政府間協議の日越共同イニシアチブ枠組みでリサイクル法案の検討を政府と進めてきました。タイやシンガポールでもリサイクル法制化の検討が進められ、業界団体を通じて政府と協議しています。

また、オーストラリアでは現行の使用済み製品リサイクル法令の見直しに対し業界団体を通じて政府と協議しています。テレビ、パソコンの国家リサイクルスキームは2011年に設立され、それらの回収率を2015年7月以降は50%、2026年、2027年は80%に増やすことを目指しています。パナソニック オーストラリアはこの国家スキームの下、政府公認の共同規制協定であるElectronic Product Stewardship Australasia（EPSA）に加入しています。2012年から2015年までのテレビ、パソコンのリサイクル関連データは下記の通りです。

期間	回収率（重量）
2012年7月 - 2013年6月	30%（1,452トン）
2013年7月 - 2014年6月	33%（1,052トン）
2014年7月 - 2015年6月	35%（1,166トン）

こうした政府や業界団体との連携を踏まえながら、当社は各国において持続可能な使用済み家電の管理政策の確立に向けて貢献していきます。

インドにおけるリサイクルの取り組み

インドでは、2012年5月にリサイクル法が施行され、各メーカーにリサイクルスキーム構築が求められるようになりました。当社ではこの法施行を受け、廃家電の回収・処理を行うリサイクルスキームプログラムであるI Recycleを構築しています。また当社は、現地の電機電子業界団体CEAMAに参画しています。CEAMAでは、インドのリサイクル活動の現状分析や、課題解決に向けた中長期提案などを盛り込んだ

白書を作成。2015年1月に、インドの環境森林気候変動省に提出しました。

今後も家電普及率が大幅に上昇していくインドにおいて、当社は業界団体を通じて政府と協議を行い、さらなる効率的なリサイクルシステム構築に向けて取り組みを進めていきます。

中南米におけるリサイクルの取り組み

中南米各国においても環境法令の強化が進む中、リサイクル法制化の検討・導入が進められています。

ブラジルではリサイクルシステム構築に向け、当社は業界団体、小売業界等と共同で政府と協議を進めており、各主要都市における回収キャンペーンにも積極的に参画しています。さらに、ブラジル政府からの要請によりJICAが技術協力を3年にわたって行うリバースロジスティクス改善プロジェクトにも業界団体を通じて参画し、実効性のあるシステムとなるよう働きかけています。

ペルー、メキシコ、コスタリカではリサイクル管理計画を政府に提出し、2016年から取り組みを開始しています。コロンビアでは政府・関係団体と連携し主要生産者とリサイクル管理機構を形成し、オゾン層破壊問題の解決に向け、2014年から冷蔵庫の回収を行っています。

環境：再生資源の活用

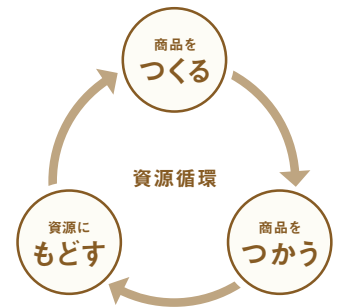
eco ideas

再生資源を活用した商品

当社では商品から商品へをコンセプトに、使い終わった商品から取り出した資源を活用する取り組みの拡大を進めています。樹脂では、使用済み家電製品（冷蔵庫、エアコン、洗濯機）から取り出した樹脂の自社製品への再利用を進めています。また鉄でも、使用済み家電製品から取り出した鉄スクラップの自社製品への再利用を2013年より始めています。

▶パナソニックが考える資源循環

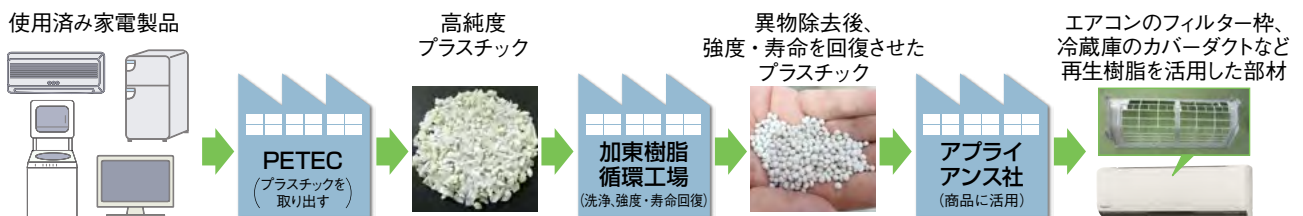
http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource_sp.html



家電製品における再生樹脂の使用拡大

当社では、回収された廃家電から鉄や銅、アルミなどの金属だけでなく樹脂も有効に活用すべく、当社の家電リサイクル工場であるパナソニック エコテクノロジーセンター(株) (PETEC)とアプライアンス社加東樹脂循環工場が連携して、樹脂循環の取り組みを推進しています。

樹脂循環取り組みの流れ



PETECでは、廃家電のシュレッダーダストから、用途や物性の異なる主要3種類の樹脂、ポリプロピレン(PP)、アクリロニトリルブタジエンスチレン(ABS)、ポリスチレン(PS)を99%以上の高精度で分別します。これを可能にしているのが当社独自の近赤外線識別技術です。従来、シュレッダーダストは主に廃棄または燃料として使われることが一般的でしたが、この技術により単一樹脂ごとに選別・回収できるようになりました。

従来はPP、ABS、PSを1種類ずつ3回にわけて選別していましたが、2014年度、その3種類を同時に選別する新技術を開発しました。

新技術の一つ目が、形や大きさが異なる樹脂の種類を識別した後、コンベアから空中に飛ばす際に起こる空気抵抗の影響を減らし、軌道を安定化させる気流制御技術です。二つ目は、樹脂を打ち落とすため吐出するエアの時間や、ノズルの位置などを瞬時に最適化するエア吐出技術です。三つ目は、秒速3mで飛ぶ樹脂の種類を瞬時に判定し、700本以上のエアノズルで連続して確実に打ち落とす高速信号処理技術です。

これにより、樹脂分別の効率が大幅に上昇しました。このような新技術の開発・導入により、リサイクル処理の高効率化と資源循環の拡大に努めています。また樹脂選別時に、特定の有害物質を検出・除去することで、厳しい欧州の法律による基準値を大幅に下回る含有量に抑制することができます。さらにこの選別工程では、水や廃液処理も不要であるため、リサイクル処理後の排水による環境負荷低減にも貢献しています。これらの取り組み「使用済み家電品廃棄混合樹脂からの樹脂循環リサイクル」は、一般社団法人産業環境管理協会が主催する、平成27年度 資源循環技術・システム表彰で経済産業大臣賞を受賞しました。

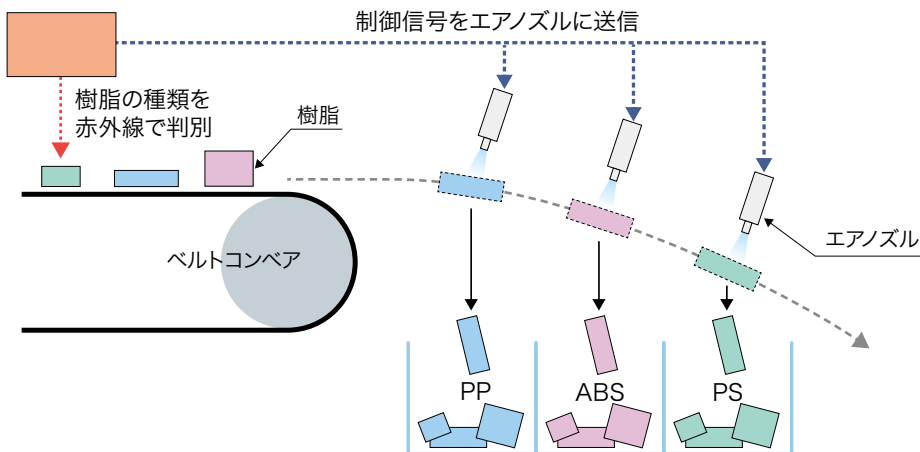


3種の樹脂を同時に選別できる近赤外線樹脂選別機



資源循環技術・システム表彰で経済産業大臣賞を受賞

近赤外線樹脂3種同時選別機の模式図



そしてPETECで選別・回収された単一の再生樹脂は、近隣に立地しているアプライアンス社加東樹脂循環工場へ持ち込まれ、再生樹脂の洗浄と物性回復が行われます。加東樹脂循環工場は、白物家電などを生産・販売するアプライアンス社における再生樹脂の活用促進のための製造・開発実証拠点であり、再生樹脂の洗浄度を高める技術の開発など、樹脂の利用拡大に貢献しています。また一般的に再生樹脂は新しい材料に比べ強度や寿命が劣化するため、様々な製品の部位・部材へ適用するためには、新しい材料と同程度に物性を回復させる必要があります。要求される物性は樹脂により異なりますが、当社は、酸化防止剤の添加や、再生樹脂と新しい原材料を調合するなどPP、ABS、PSそれぞれの樹脂に最適な、物性を見極めた使いこなし技術を確立しています。

PETEC、加東樹脂循環工場を経て品質保証された再生樹脂は、樹脂の種類によって当社の製品工場、エアコンのフィルター枠やIHクーキングヒーターの内部部品、冷蔵庫の内部部品などに生まれ変わります。

再生鉄の循環スキーム構築

当社は東京製鉄(株)様と共同で、使用済み家電製品から発生する鉄スクラップをリサイクルし、再び当社グループの製品材料の鋼板として使用する再生鉄の資源循環取引スキームを、2013年7月から開始しました。使用済み鉄スクラップを支給し鋼板として買い戻すスキームは、国内電機業界初の取り組みとなります。

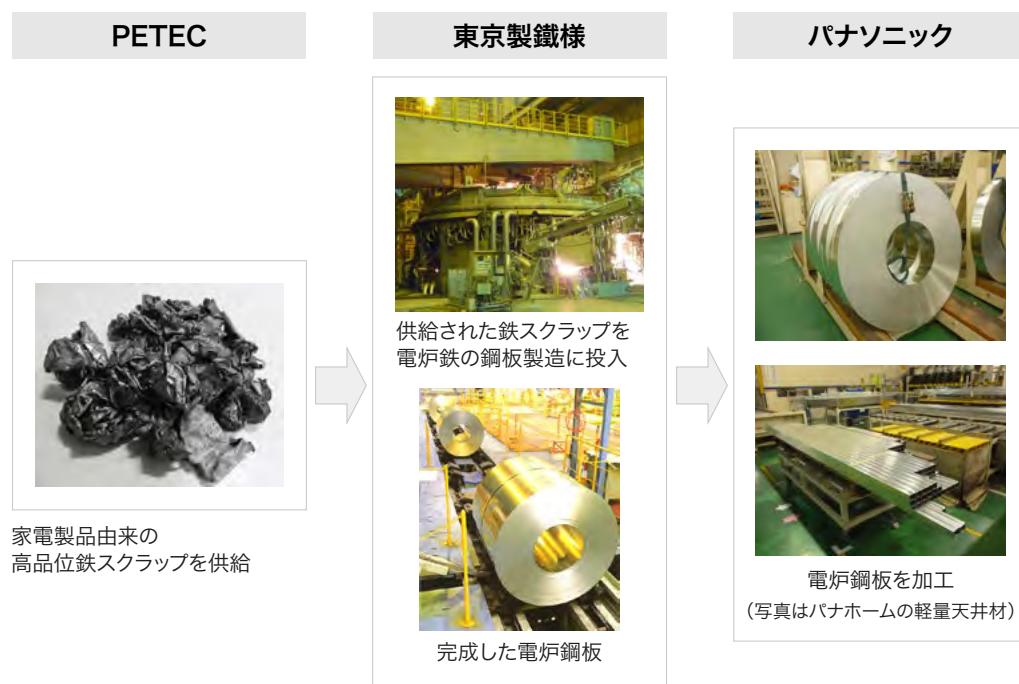
電炉鋼板の自己循環スキームイメージ



具体的には、PETECで回収された家電製品由来の鉄スクラップを、東京製鉄様の岡山工場に納入し、同工場で電炉鋼板^{※1}に加工後、再び当社がそれを調達し製品に活用します。2010年から東京製鉄様と検討を始め、再生鉄の品質を製品に使用できるレベルまで上げたり、加工性を向上させたりするための技術開発を行い、電炉鋼板特性にあった使い方を抽出し、さらに用途ごとに要求される特性(形状や強度、溶接性など)をチューニングして、2011年より電炉鋼板の薄板を製品へ導入してきました。そのような実績を経て、2013年に当社資本の家電リサイクル会社から納品された鉄スクラップを電炉鋼板に使用するスキームが実現しました。

当初、当社からの鉄スクラップの提供は月50トン程度でしたが、2014年度は1年間で2,100トン以上、2015年度は1年間で2,400トン以上を東京製鉄様に納品し、住宅用天井材や洗濯機など当社製品に利用しています。

自己循環スキームのフロー



家電製品由来の
高品位鉄スクラップを供給

電炉鋼板の使用拡大は、日本の貴重な資源の一つである鉄スクラップの活用拡大につながります。さらに鉄スクラップを原料として鋼板をつくる場合、最初から鋼板を製造する方法に比べてCO₂排出量が大幅に少なくなります。またこのスキームでは、当社の家電リサイクル会社から出荷する鉄スクラップ価格および東京製鐵様から調達する電炉鋼材の購入価格は、両者で協議した支給スクラップの変動ルールに基づいて取り決めることから、調達価格の安定化も実現します。さらなる資源の有効活用、CO₂排出量削減と調達価格の安定化を目指し、今後も本スキームの拡大を図っていきます。

※1 鉄スクラップを電気炉で溶解・精錬してつくられる鋼板のこと

下記のWebサイトには、再生資源活用の具体事例も掲載しています。

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource/reuse.html>

環境：工場廃棄物管理 ゼロエミッション化

eco ideas

工場廃棄物リサイクル率の向上

工場から発生する廃棄物・有価物は、たとえ有価で売却できたとしても資源の有効活用の観点から発生そのものを削減すべきという考えのもと、発生量(廃棄物と有価売却できるものの両方を含んだ量)を把握し、(1)再資源化量(有価売却、無償譲渡、逆有償譲渡に関係なく再資源化できた量)、(2)減量化量(焼却や脱水により減量化した量)、(3)最終処分量(埋め立て処分せざるを得ないものの量)に分類しています。当社は生産工程において、材料歩留まりを向上して廃棄物・有価物の発生量を抑えるとともに、再資源化量を増やすことで最終処分量を限りなくゼロに近づける、工場廃棄物ゼロエミッション^{※1}の実現をグローバルで目指してきました。

中国や他のアジア地域、欧州での取り組みを強化してきました。2013年度にリサイクル率が低下した原因となった新設工場でのリサイクルスキームが2015年度から軌道に乗り、2015年度のリサイクル率は99.2%と昨年度から0.4ポイント改善しました。2018年度目標の工場廃棄物リサイクル率99.5%に向けて、今後も取り組みを推進していきます。

また廃棄物の発生量を削減する取り組みとして、商品面では開発設計の見直しによる省資源化を推進しています。生産面では、当社独自のマテリアルフロー分析手法を用いた資源ロス削減活動を展開しています。商品にならない材料や、必要以上に使用される消耗品などをロスと考えて、工程別にモノの流れ・ロス金額を見える化し、設計や製造など関連する部門全体を巻き込んで課題の解決に取り組んでいます。今後は当社で開発した、資源ロスを見える化してロス削減のヒントを自動で提示する機能である資源ロスナビも活用して、さらなる資源ロス削減を進めていきます。

廃棄物・有価物の最終処分量を削減する取り組みとして、熱硬化性樹脂など、とくにリサイクルしにくい材料の廃棄量を抑えるとともに、工程ごとの廃棄物分別を徹底することで再資源化の拡大などを実施しています。

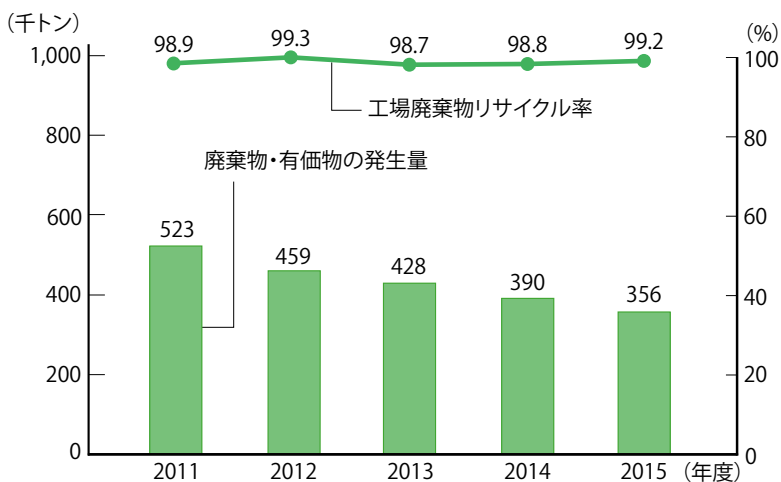
さらに工場廃棄物リサイクル率は日本より海外が低いため、海外地域内あるいは地域間の情報共有により取り組みの高位平準化を図ってきました。具体的には、現地工場と日本のグループ会社間で廃棄物リサイクル課題の共有を加速するとともに、長年取り組んできたCO₂削減活動のアプローチを踏襲し、BAチャート^{※2}を各地域で作成するなど、グループの優秀事例共有によるノウハウの横展開を推進しています。

※1 当社定義：工場廃棄物リサイクル率99%以上

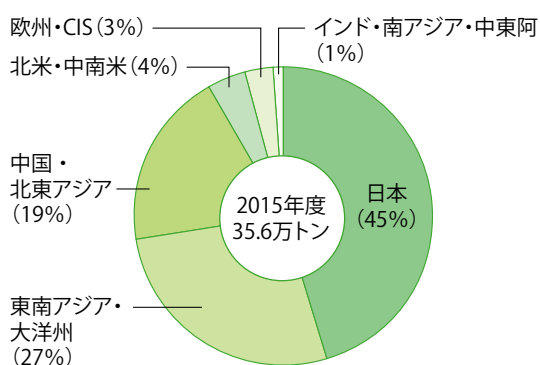
リサイクル率=再資源化量÷(再資源化量+最終処分量)

※2 廃棄物削減やリサイクル率向上事例についての実施前(Before)と実施後(After)の比較をチャート形式の資料にまとめたもの

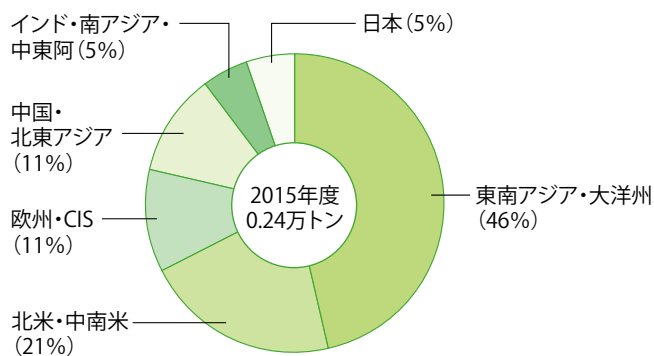
廃棄物・有価物の発生量と工場廃棄物リサイクル率



廃棄物・有価物発生量の内訳(地域別)



廃棄物最終処分量の内訳(地域別)



2015年度 廃棄物・有価物発生量の内訳(種類別)

(単位:千トン)

種類	発生量	再資源化量	最終処分量
金属くず	148	146	0.5
紙くず	38	36	0.1
廃プラスチック類	37	33	0.2
廃酸	35	25	0.003
汚泥	17	13	0.3
木くず	22	18	0.006
ガラス・陶磁器くず	6	5	0.07
廃油	15	13	0.1
廃アルカリ	22	18	0.01
その他※3	17	15	1.1
合計	356	321	2.4

※3 燃えがら、繊維くず、動物性残さ、ゴムくず、がれき類、ばいじん、処分するために処理したもの、鉋さい、感染性廃棄物、PCB、廃石綿

下記のWebサイトには、工場の廃棄物削減の具体事例も掲載しています。

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource/zero.html>

環境：水資源保全



水資源保全に対する考え方

地球上で利用可能な淡水は水資源全体の0.01%程度に過ぎません。また、ダボス会議を運営する世界経済フォーラムは、毎年発表するグローバルリスク報告書において、今後の経済発展や人口増加による水使用量の増加を見据え、世界で最も影響力が大きいグローバルリスクのひとつとして水危機を継続的にあげています。

社会問題として水不足の深刻さが増す中、当社は、企業の社会的責任の遂行と経営リスク低減のため、商品・生産活動の両面から水資源保全に取り組んでおり、環境基本方針(P10参照)において、効率的な水の利用と汚染防止により、水資源の保全に努めることを定めています。2018年度に向けた環境行動計画グリーンプラン2018では、商品の取り組みとして、節水商品・水循環に貢献する商品の拡大を目指しています。一方、生産活動では、水使用量削減と循環利用拡大のため、事業活動全体を通じた水資源の保全を図っています。またリスク管理の観点から、2018年度までに当社の全ての製造拠点における水リスクアセスメントを完了させることを目指しています。

その具体的な対応として、水に関する事業活動への影響を把握・軽減していくため、グローバルで製造拠点が位置する全ての地域において水リスクの大きさを評価しました。評価にあたっては、水量不足などの物理的なリスクだけでなく水に関する規制や地域の評判リスクなど、多様な側面からリスクを評価できる世界資源研究所(WRI)のAqueductや、世界自然保護基金(WWF)のWater Risk Filterといった評価ツールや各国政府などの公的データベースを活用しています。今後は、水リスクが高い可能性がある地域において、現地情報や水使用量などの拠点情報を詳細に分析し、事業活動への影響を、より具体的に特定していきます。また、水リスク影響が大きいと判断した地域においては、重点的に水使用量削減や循環利用拡大を推進し、経営リスクの低減を図るとともに、水資源保全に取り組んでいきます。

このような活動を推進するにあたり、当社では水管理を含む環境経営の推進体制(P14)を構築し、PDCAのマネジメントサイクルを回して、環境経営のレベルアップを図っています。またリスクを継続的に低減させていくための環境リスク管理体制を組織し、(1)毎年度、環境リスクの洗い出しと全社リスクマネジメント推進、(2)環境リスク発現時の迅速な対応を進めています(P16)。今後もこのような活動を通して、継続的に環境リスクの管理を行っていきます。

さらに、2014年に日本の環境省主導で発足した官民連携啓発プロジェクトであるウォータープロジェクトに当社は参画しています。このプロジェクトは健全な水循環の維持または回復の推進などを目的としており、企業の水の取り組みの紹介、水の重要性や情報の発信を行っています。当社は日本政府や他社とも協働して、水資源保全に取り組んでいきます。

商品による水資源保全への取り組み

当社は、商品における水の使い方を徹底的に分析し、水流制御、水量制限などの機能を向上させ、水を最大限に活用することで、気遣いなくとも節水を可能にします。2011年度からグリーンプロダクツ(P22～24参照)の判定基準に水の項目を充実し、節水商品の開発を加速しています。

下記のWebサイトには、節水商品の具体事例も掲載しています。

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/water.html>

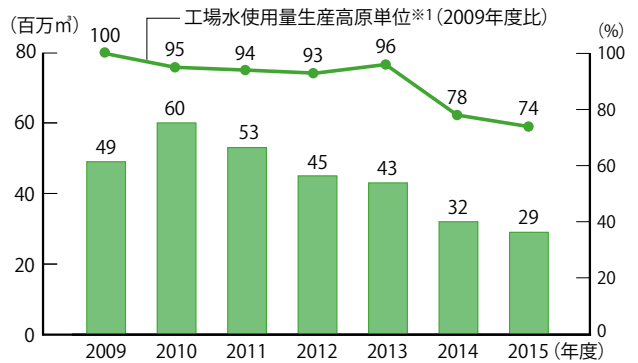
生産活動における水資源保全への取り組み

当社は生産工程排水、空調系統排水などを回収し、水を再利用することで、新規補給水および排水放流量を削減し、生産活動の取水・排水による水資源への負荷を削減しています。世界には水不足に脅かされる地域が数多く存在しており、当社は重点取り組み地域を絞り、活動を進めています。2015年度の工場水使用量は、2,889万 m^3 となり、前年度比で10.8%削減しました。また、工場水使用量生産高原単位^{※1}は、構造改革による生産拠点集約などのため、前年度比で原単位が良化しました。2015年度の水の循環利用率^{※2}は892万 m^3 であり、水使用量に対する循環水量の割合は31%となりました。

※1 工場水使用量生産高原単位=工場水使用量÷生産高

※2 同じ目的のために単に循環させている水(クーリングタワーの冷却水など)は除外して算定

生産活動における水使用量と原単位



注：2009年度は当時の三洋電機・パナソニック液晶ディスプレイを含まず

2015年度水使用の内訳(地域別)

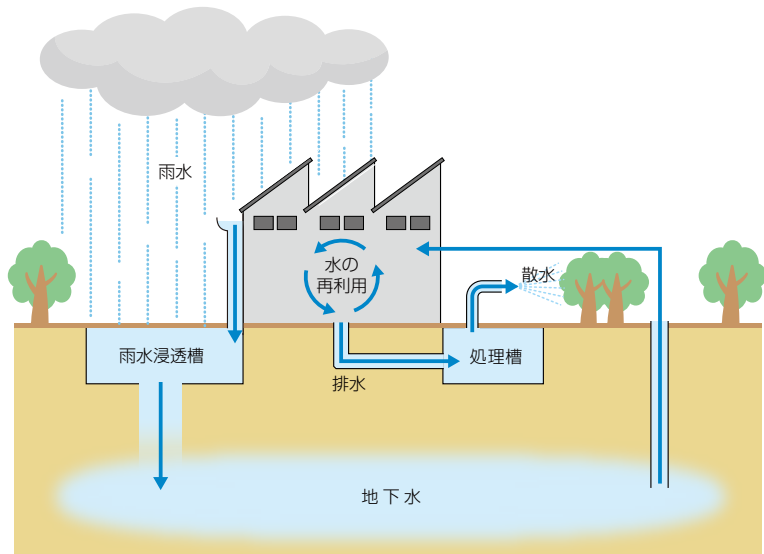
(単位：万 m^3)

地域	使用量	使用量			排水量	排水量	
		上水道・工業用水	地下水	河川・湖水		下水	公共用水域
日本	1,792	698	1,094	0	1,491	261	1,230
中国・北東アジア	500	495	5	0	325	228	97
東南アジア・大洋州	520	443	72	5	384	189	195
北米・中南米	44	32	12	0	26	25	0
欧州・CIS	19	9	10	0	17	7	10
インド・南アジア・中東阿	14	3	11	0	3	1	2
合計	2,889	1,680	1,204	5	2,246	711	1,534

社内カンパニーであるオートモーティブ&インダストリアルシステムズ社では、2015年度の水使用量の目標1,850万 m^3 に対し、実績は1,726万 m^3 となりました。

また、水の循環利用も積極的に行っています。パナソニックインドグループのテクノパークでは、水資源の持続可能な循環を目指して、工場で使用する水が100%循環するシステムで設計されています。工場で使用する水は地下水を使用し、使用後は排水処理を行った後、下水や河川への放流などを行わずに、トイレ洗浄水への再利用や芝生への散水に利用し再び地下水として循環させています。また、敷地面積に対して必要な地下水量を計算し、算出された量以上に水を使わないことにより、地下水の保全に貢献しています。

パナソニックインド テクノパークの水循環システム



環境：化学物質管理

化学物質による環境影響の低減の考え方

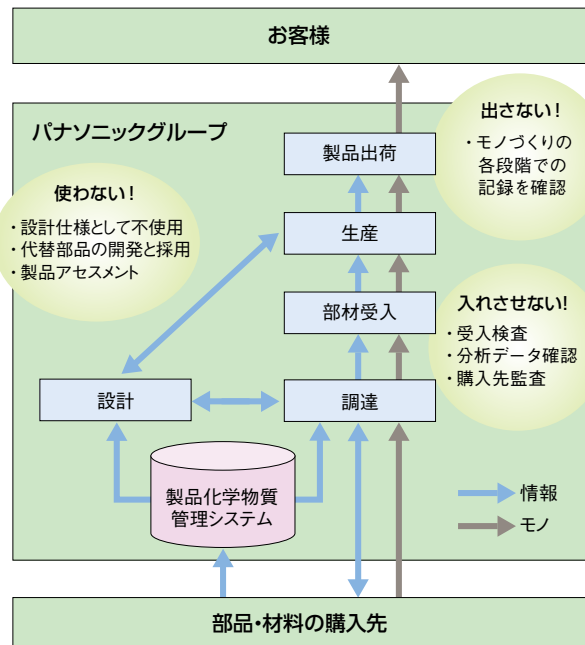
2002年に公布・2011年に改正されたEU RoHS指令^{※1}などで、製品への含有が禁止されている化学物質の当社製品への混入を防止するためには、製品設計段階での配慮ばかりでなく、購入する部品に特定の化学物質が含まれないようにすることが重要です。そこで当社は、製品設計から出荷検査に至る生産活動の各過程で、特定の化学物質を「入れさせない!使わない!出さない!」取り組みを、2005年10月以降全世界の事業場で展開しています。具体的には、特定の化学物質が混入していないかを現場で分析・確認できるよう、分析装置を導入して検査する仕組みを構築しています。さらに、特定の化学物質の混合リスクの高い購入先様に対して定期的に環境監査を実施し、これらの購入先様の管理体制構築を支援しています。

一方、世界ではEUのREACH規則^{※2}に代表されるように、2002年に開催された持続可能な開発に関する世界サミット(WSSD)で合意した、2020年までにすべての化学物質をヒトの健康や環境への影響を最小化する方法で生産・利用するという目標に向けて取り組みが進んでいます。当社は、その背景である1992年のリオ宣言で提唱された予防的アプローチを支持するとともに、ヒトと環境への影響が懸念される化学物質の使用を製品のライフサイクル全体で削減するという基本方針に基づいた製品づくりを目指しています。具体的な取り組みとして、EU RoHS指令などの法令順守はもちろん、(1)含有される有害物質の把握に努め、(2)環境影響を評価し、(3)化学物質による環境リスクが懸念される場合には自主的に使用・排出を削減、廃止することによって、当社の製品に起源する環境への影響を低減できるよう取り組んでいます。

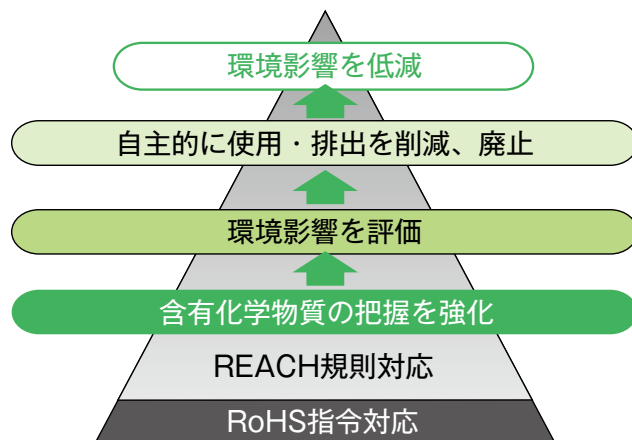
※1 電気電子機器に含まれる特定の有害物質を使用制限する指令

※2 化学物質の登録、評価、認可および制限に関する規則

特定化学物質の管理体制



化学物質環境影響削減の取り組みプロセス



このような取り組みを確実に推進するため、製品と工場での取り組みについてそれぞれ禁止物質と管理物質を規定した化学物質管理ランク指針を発行し、当社グループ内はもちろん、購入先様にも対応を求めています。2012年度には化学物質管理ランク指針(製品版)の禁止物質に新たにレベル3を設定し、法規制などで禁止されている物質や禁止が予定されている物質の不使用だけでなく、ヒトや環境への影響が懸念されている物質の将来の禁止も検討しています。

禁止・管理物質を明記した化学物質管理ランク指針(製品版)と関連文書は、下記のサイト「グリーン調達サイトについて」から、PDFでダウンロードいただけます。

▶グリーン調達について(化学物質管理ランク指針(製品版)PDFダウンロード)

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/procurement/green.html>

化学物質管理ランク指針(製品版)の体系

ランク	定義
禁止	レベル1 現在法規制で製品含有が禁止、あるいは含有濃度の上限が定められている物質 本指針が改定されて1年以内に法規制で製品含有が禁止、あるいは含有濃度の上限が定められる予定の物質
	レベル2 禁止物質レベル1に定める物質以外で条約・法規制により期限を定めて製品含有が禁止される物質 当社として条約・法規制で定められた期限を前倒して製品含有の禁止を推進する物質 当社の自主的な取り組みで使用を制限する物質
	レベル3 禁止物質レベル1およびレベル2に定める物質以外で、法規制等で禁止が検討されており、今後の法規制動向を踏まえ代替に向けた課題を明確にすると共に当社として禁止時期を検討する物質
管理	使用実態を把握し、健康、安全衛生、適正処理等に考慮すべき物質 意図的な使用を制限するものではなく、使用の有無および含有濃度についてデータを把握すべき物質

注：対象とする法規制および物質は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質、労働安全衛生法の第五十五条で製造等が禁止される有害物、EU RoHS指令、EU REACH規制 Annex XVIIなど。詳細は化学物質管理ランク指針(製品版)の第6章「規定管理物質」を参照

化学物質管理ランク指針(工場版)の体系

ランク	定義
禁止	万一使用している場合には、即時に使用中止しなければならない下記に該当する物質： ヒトに対して発ガン性がある物質 オゾン層破壊物質 当社として使用を禁止している物質 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第一種特定化学物質 労働安全衛生法製造禁止物質 国際条約において製造、使用などが禁止されている物質
削減	使用量、排出・移動量を把握し排出・移動量を削減すべき物質 禁止ランク以外でヒト・環境に対して有害性があるとされる物質

注：対象とする法規制は、PRTR法(化学物質)、環境基本法における環境基準、労働安全衛生法、ストックホルム条約など。
詳細は化学物質管理ランク指針(工場版)の「化学物質管理ランク指針(工場版)制定の主旨」を参照

当社化学物質負荷削減のあゆみ

	1989	1992	1996	2002	2006	2007			
社会の動き	モントリオール 議定書発効	リオ宣言 アジェンダ 21	特定フロン 先進国全廃	ヨハネスブルグ サミット	RoHS指令 発効	REACH規則 発効			
パナソニック	1990	1995	2000	2005	2010	2015			
全製品		1992 塩ビ樹脂 包装材の廃止		2003/3 鉛はんだ グローバル 廃止 ^{※3}	2005/10 RoHS6物質 グローバル 廃止 ^{※3}	2009/3 塩ビ内部配線 日本新製品で 廃止 ^{※3}	2011/3 塩ビ内部配線 グローバル 新製品で廃止 ^{※3}	2018/7 (計画) RoHS指令禁止 フタレート4種 グローバル廃止	
個別製品	1991 水銀ゼロ マンガン 乾電池発売	1992 水銀ゼロ アルカリ 乾電池発売	1995 冷蔵庫の CFC冷媒 グローバル廃止	2002 エアコンの HCFC冷媒 廃止(日本)	2004 冷蔵庫 ノンフロン化 完了(日本)	2006 PDP(プラズマ ディスプレイパネル) 鉛フリー	2010 CO ₂ 冷媒ノン フロン冷凍機・ ショーケース 発売	2013 低GWP冷媒 R32使用 エアコン発売 (日本)	
工場使用			1996 塩素系有機 溶剤を全廃	1997 PRTR 把握開始	1999 33/50削減活動 ^{※4} 活動開始	2004 (国内) 自主行動計画達成 使用量75%削減 排出・移動量62%削減 (1998年度比)	2010 (グローバル) 自主行動計画達成 重点削減物質 排出・移動量46%削減 (2005年度比)		

※3 安全性など品質が保てない用途・法規制などで材料が指定されている用途を除く

※4 化学物質の使用量、排出量および移動量について、3年間で33%、6年間で50%の削減(1998年度比)を実践する活動

製品の環境影響低減の取り組み

製品における化学物質の環境影響を低減する取り組みとして、使用する部品や原材料の含有化学物質情報の把握に努めるとともに、EUのRoHS指令などの法規制によって主要な先進国で製品への含有が禁止されている物質については、代替が困難で使用することが不可避な一部の用途を除いて、グローバルで不使用・不含有がなされるように禁止物質に指定して管理しています。また、製品の管理物質については用途や使用量に基づく環境影響評価を進め、ヒトや環境への影響が無視できない物質については自ら使用の削減や禁止を計画しています。

化学物質含有情報の把握

当社が生産・販売する電気・電子製品は、原材料を生産する素材メーカーに始まり、多数の部品・部品メーカーに至る長いサプライチェーンによって成り立っています。WSSDで合意された目標を達成するには、このサプライチェーンにおいて、製品に含まれている化学物質情報を円滑に開示・伝達することが重要であり、そのための仕組みをつくり、普及させていく産業界全体での取り組みが不可欠です。当社は、化学メーカーや部品メーカーから機器メーカーにおよぶ有力企業約440社の会員とともにアーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)に参加しています。化学物質管理基準や情報伝達の仕組みを構築して活用するとともに、より広い事業者への普及活動に積極的に取り組んでいます。

また、2004年度から製品化学物質管理システムを運用し、当社へ部材・部品を納入いただく購入先様より、化学物質の含有量データを提供いただきました。2009年7月からは、共通のJAMP情報伝達フォーマットで当社への化学物質の含有情報提供を購入先様へお願いして、約1万社の購入先様に使用していただいています。

一方、日本国内だけでも、JAMP情報伝達フォーマット等標準的なフォーマット以外の独自の調査様式による含有物質調査がサプライチェーンの中で多数行われ、各企業の負荷が増大していました。こうした経済産業省による課題認識に基づき、製品含有化学物質情報の伝達新スキームchemSHERPAが提案されました。chemSHERPAで利用されるフォーマットはJAMPフォーマットに後続する標準的な情報伝達フォーマットであるため、当社としても利用に賛同し、当社システムでの情報収集フォーマットとして採用、JAMPの現在の仕組みの維持管理が終了する2018年6月までに代替利用を完了する計画です(業界標準の仕組みが既に構築されている、自動車分野向け車載機器等の情報伝達は除く)。

また、化学物質情報の取り扱いについては、サプライチェーンがグローバルに拡大している現在、特に海外の購入先様により理解を深めていただくことが重要です。2018年のchemSHERPAへの代替完了に向け、JAMPやJAMPの各国カウンターパートと協力しながら、購入先様への啓発に努めていきます。

▶JAMPホームページ <http://www.jamp-info.com/>

▶経済産業省 製品含有化学物質の情報伝達 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/other/cip_index.html

▶chemSHERPAホームページ <https://chemsherpa.net/>

電子部品を調達する企業は、調達部品の選定や使用において、EUのRoHS指令やREACH規則を順法するために、これらで規制されている物質に関する含有情報を把握することがあります。とくにREACH規則における高懸念物質(SVHC)の含有情報は、半年ごとに新たな物質が追加されるため、最新の含有情報について調達先から迅速に情報提供されることを期待しています。

当社では電子部品を調達する企業様が迅速かつ効率的に化学物質含有情報を把握できるように、2012年11月より主要な汎用電子部品について、RoHS指令への適合情報やREACH規則のSVHCの含有情報を当社WebサイトのRoHS/REACH確認報告書で公開しています。

▶汎用電子部品のRoHS/REACH確認報告書

<http://industrial.panasonic.com/jp/downloads/rohs-reach>

化学物質の影響評価

環境負荷の低い製品開発に向けて、製品に含まれる化学物質が、ヒトや環境にどのような影響を与えるかを科学的に把握することが重要です。当社は、製品の使用時において使用者であるお客様が高懸念物質に暴露する可能性やそのときの安全性などを評価する取り組みを進めています。

これまでは、電源ケーブルに含まれるフタル酸エステルについてお子様がケーブルを口にするようなケースでの経口暴露の影響、業務用電子レンジの一部の機種で用いられていたセラミックファイバーの影響について評価を行い、EUのREACH規則で製品が所定量の高懸念物質を含有する場合に求められる、安全に使用するための情報を作成する一環として、安全性評価書を作成・公表しています。双方とも使用者への暴露はほとんどなく、健康影響の懸念は小さいと判断しています。

また、2014・15年度には電源ケーブルなどへの接触による、フタレート類の経皮暴露のリスク評価を行いました。想定される当社製品での含有濃度では、健康に懸念を与える暴露の可能性は小さいと判断しています。

▶Management of Chemical Substances in Products(英語)

<http://www.panasonic.com/global/corporate/sustainability/eco/chemical/reach.html>

化学物質の使用・排出の削減

冷凍や空調の冷媒、断熱材などに使用されてきたフロンガス(フッ素化炭化水素)は、オゾン層破壊や地球温暖化を引き起こす性質を持っています。当社では、これらの影響が極めて小さいCO₂を冷媒として使用する技術開発を進め、2001年よりCO₂冷媒を使った家庭用給湯器を

提供してきましたが、このCO₂冷媒は加温には適しても冷凍・冷蔵用途に使うことが難しく、とくに大型の業務用設備には装置の大型化や効率面で不向きでした。当社は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の支援を受けて、CO₂冷媒を使用したノンフロン冷凍機システムの開発に取り組み、2010年よりノンフロン冷凍機とショーケースを日本国内のスーパーマーケットやコンビニエンスストアに納入しています。

さらに、CO₂専用冷却器の新開発により、2015年5月から、今まで機種を限定して対応していたラインナップを272機種から651機種に拡大、受注を開始しました。



CO₂冷媒を使用したノンフロン冷凍機
OCU-CR2001MVF



CO₂冷媒対応ショーケース
FPW-EV085

また、フロンによるオゾン層破壊の対策として、ルームエアコンではR410Aと呼ばれるオゾン層を破壊しない冷媒が使用されていましたが、地球温暖化係数(GWP)が非常に高いという課題がありました。そこで当社は、2013年からGWPがより小さいR32という新冷媒を採用した機種を開発、販売を開始しました。さらに、インドネシアでのルームエアコン工場を有するパナソニック マニュファクチャリング インドネシアは、2014年度にオゾン層破壊につながるHCFC冷媒 R22を用いた生産設備を、R32を使用する設備に一新、R32新冷媒エアコンの供給を開始することで、インドネシア政府が進めるHCFCの使用廃止に貢献しました。

またプロジェクターの光源に関しては、現在高輝度化が容易に実現できる水銀ランプが主流です。しかし水銀ランプは、取り扱いによっては水銀が人の健康や環境へ悪影響をもたらす可能性があるほか、寿命が短いため資源の使用量・環境負荷への負荷が大きくなることから、当社はレーザー光源を採用した商品の開発を進めています。業務用プロジェクターPT-RZ12Kシリーズは、高出力半導体レーザー光源モジュールや高耐熱性の蛍光体ホイールを搭載することで、高輝度化を実現。併せてキャビネットにはハロゲン系難燃材を使用しておらず、有害化学物質の削減に配慮した商品です。



業務用プロジェクター
PT-RZ12Kシリーズ

塩化ビニル樹脂の使用制限

塩化ビニル樹脂(PVC)は、廃棄時の不適切な処理による有害物質の生成や、PVCを軟らかくするための一部の添加剤(フタル酸エステル)の有害性が懸念される材料です。このPVC製の機器内部配線は、使用済み製品での分別処理が難しく、不適切に処理される可能性が高いため、当社は品質・調達上の問題がある場合を除いて、2011年4月以降の新製品において非PVC製電線で代替しています。

なお、塩ビ樹脂材料において含有されることが多いフタレート類については、EU RoHS2での2019年規制も見据えた予防的視点から、2016年6月に発行した化学物質管理ランク指針Ver.10(製品版)において、2018年7月22日以降の禁止物質レベル2及び3として設定し、代替化に向け取り組んでいます。

▶塩ビ樹脂フリー製品の一覧

http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/pdf/eco_pvclist2015.pdf

工場の環境影響低減の取り組み

当社は使用する有害物質を把握し、使用による影響を評価することで、自主的に使用廃止や排出抑制により環境影響の最小化に努めています。1999年より3年間で33%、6年間で50%削減を実践する、33/50削減活動を進めてきました。日本では1999年度から工場の化学物質の使用量および排出・移動量の削減を推進し、自主行動計画目標50%削減に対し、2004年度には1998年度比で使用量75%および排出・移動量の62%を達成しました。以降、さらに排出・移動量の多い物質に特化して削減に取り組み、グローバル全工場で2010年度は対象の重点化学物質の排出・移動量を2005年度比で自主行動目標30%に対して46%削減を達成しました。

また国際的な化学物質管理の動向を踏まえ、2010年度からはより有害な物質が優先的に削減されるように削減取り組みを実施しています。化学物質管理ランク指針(工場版)は、上記活動を支える管理指針として1999年に制定しました。Ver1では発がん性を有する物質リストを主体とした管理対象物質を整備し、2000年には、Ver2へ改定を行い日本：PRTR法を追加しています。2004年からのVer3ではこれらに加え、日本の化学物質管理に関係する法規制を網羅する物質リストを作成しています。2009年に改定のVer4以降の管理対象となる化学物質は、日本、米国、欧州、および国際条約を主体とした、ヒトの健康および環境に影響する法規制等を参照しています。

化学物質管理ランク指針(工場版)は、化学物質に関する主要な法規制からヒトの健康および環境に有害性を有する化学物質を選定し、パナソニックグループの管理対象の化学物質としています。加えて、当社独自の指標としてヒト・環境影響度^{※5}を策定し、グローバル全工場でのこの指標を使用しています。従来、化学物質の管理には、使用量・排出量などの量が指標として使われてきました。しかし量を指標とした場合、有害性が高いにも関わらず使用量が少ない場合などに、削減・管理の対象から外れ、使用によるヒトの健康および環境への有害性に対する影響評価からもれてしまうなどの問題がありました。また、物質の種類や地域の法規制ごとに有害性の基準が様々であり、グループとして統一した管理が難しいという課題もありました。そこで、社内外の専門家と協働し、有害性情報を総合評価した区分を行い、区分ごとに有害性の重み付けを表す有害性係数を付与しています。具体的には、国際機関発行の発がん性評価や一般公開されている有害情報、そして公になっているオゾン層破壊物質リストなどを活用し、物質ごとに有害性区分を選定しています。有害性情報が複数ある物質については、有害性が最も高いものを採用した有害性区分としています。これら社内独自指標を活用し、発がん性やオゾン層破壊物質など、有害性が高く影響が大きい物質が、リスクの大きさに応じて優先的に削減されるように、ヒト・環境影響度指標として、高有害性物質を徹底して減らす取り組みを推進しています。また、購入先様からも有害物質を含まない資材などのご提案の協力がいただけるよう、化学物質管理ランク指針を、当社グリーン調達活動のWebサイトにも掲載しています。

▶グリーン調達について

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/procurement/green.html>

※5 ヒト・環境影響度=有害性係数×排出・移動量

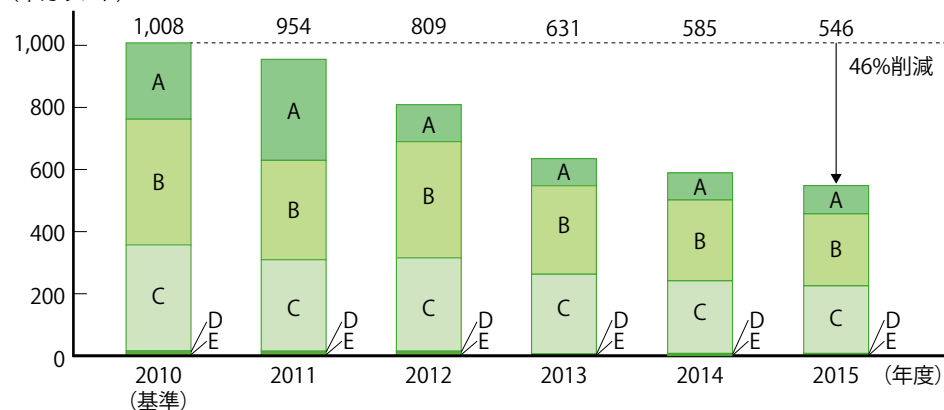
有害性区分

有害性区分	有害性 ^{※6}	有害性係数
A	発がん性・オゾン層破壊物質	10,000倍
B	影響大もしくは直接的な影響	1,000倍
C	影響中	100倍
D	影響小もしくは間接的な影響	10倍
E	影響極小もしくは評価されていない	1倍

※6 ヒトの健康に影響する有害性は発がん性の他に突然変異、生殖毒性、急性毒性を対象としている。環境に影響する有害性/物質は、オゾン層破壊物質の他に生態毒性、温暖化に影響する物質、光化学オキシダント発生の原因となる物質を対象としている

ヒト・環境影響度

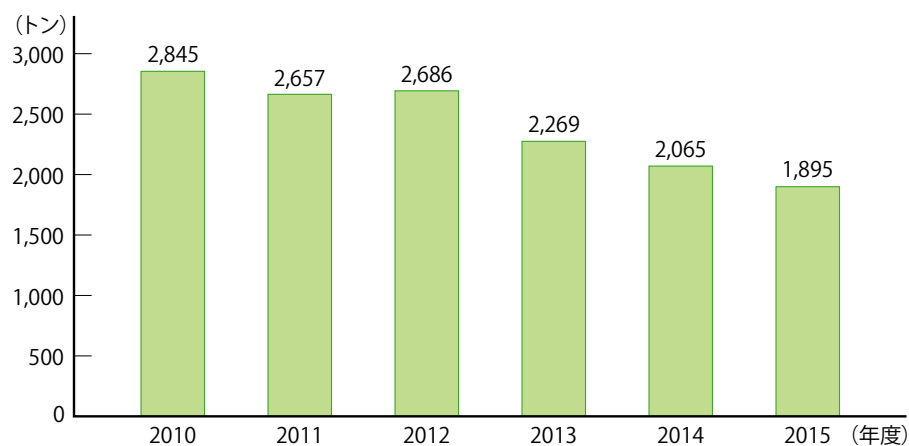
(千カウント)



注：2010～2011年度は旧三洋電機の海外事業場を含まず

2015年度は、塗料中に含まれる高有害物質の代替化、歩留まり向上、リサイクル推進、低溶剤・低有害性部材の導入、塗布量や洗浄回数見直し、除外・脱臭装置の効率化などの工法改善による使用量削減により、2010年度比で46%削減することができました。生産活動にともなう環境負荷物質の排出量を最小化する活動を継続して実践しています。

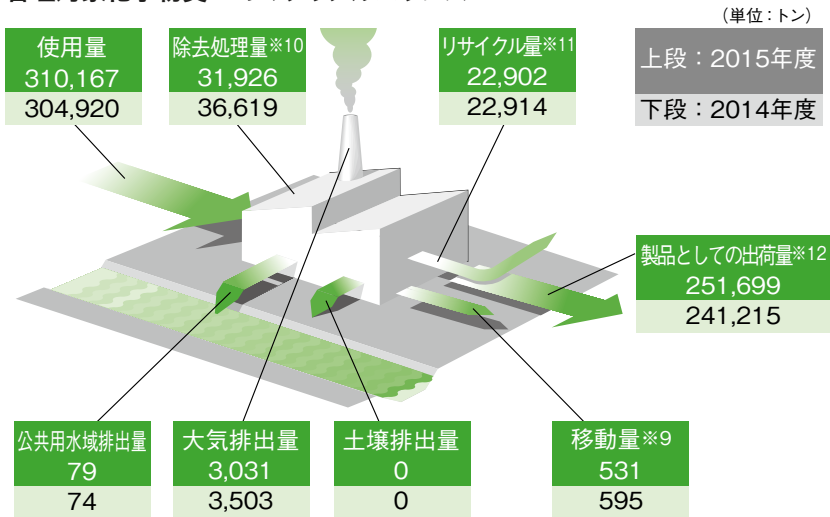
VOC※7排出量



注：2010～2011年度は旧三洋電機の海外事業を含まず

※7 揮発性有機化合物 (VOC) の使用にともなう大気への排出実績。集計は大気汚染防止法に記載されている当社選定の主なVOC100物質を対象とする

管理対象化学物質※8のマテリアルバランス



※8 化学物質管理ランク指針(工場版)によるもので、PRTR対象物質すべてを含む

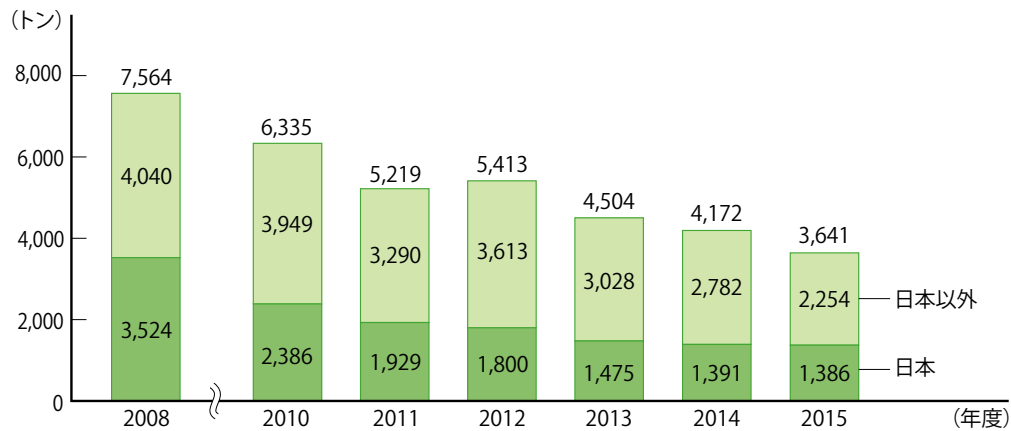
※9 廃棄物としての移動と下水道への排水移動を含む。なお廃棄物処理法上、廃棄物に該当する無償およびパナソニックグループが処理費用などを支払う(逆有償)リサイクルはリサイクル量に含む(PRTR法で届け出た移動量とは異なる)

※10 対象物質が中和、分解、反応処理などにより他物質に変化した量

※11 パナソニックグループが対価を受け取る(有償)リサイクル量、ならびに無償および逆有償のリサイクル量

※12 対象物質が反応により他物質に変化した、製品に含有もしくは付随して場外に持ち出される量

管理対象の化学物質 排出・移動量



注：2010～2011年度は旧三洋電機の海外事業場を含まず

環境：生物多様性保全

生物多様性に関する考え方

私たちの社会における企業経営や人間生活は、土壌、大気、水、動植物から成る自然資本によって提供される様々な自然の恵み(生態系サービス)によって成り立っています。自然資本の恩恵を将来にわたって継続的に享受するためには生物多様性保全が重要ですが、その一方で、生物多様性は史上かつてない速さで大規模に損なわれており、企業もその保全と持続可能な利用に取り組むことが求められています。

当社は、事業活動が生物多様性に与える影響を適切に把握し、その保全に貢献するという目標を掲げ、自治体や環境NGO、専門機関と連携して取り組みを推進しています。具体的には、生物多様性保全を事業へと落とし込んだ取り組みとして推進するために、2009年に生物多様性プロジェクトを発足。土地利用・調達・商品の3つを重点分野と位置づけています。重点分野の推進に当たっては適宜、生物多様性条約 第6条の基本的な考え方である生物多様性行動計画(BAP)を策定した上で、施策の実践、達成状況の確認、取り組みの改善などを行っています。

土地利用分野の取り組み

事業所の緑地は、地域の生物多様性保全に貢献できる大きな可能性を持っています。とくに都市部では野生生物が生息・生育できる自然環境がほとんど残されていないため、たとえ小さくても、その地域本来の植生や水辺などを備えていれば、事業所の緑地は閉鎖的な空間であり、外来種が混入されにくく、様々な生きものにとって大切な場所となります。

生物多様性の視点で事業所の緑地に期待される主な役割は、エコロジカルネットワークの強化と地域の希少な動植物の保全です。

行政や専門家などと連携、生きものの生息空間を守る

エコロジカルネットワークとは、緑や水辺など野生生物の生息・生育空間の有機的なつながりのことで、事業所緑地の存在によって、鳥やチョウ、トンボなどの生きものが周辺に点在する緑地や水辺の間を飛び石のように移動できるようになり、生息できる空間が広がることとなります。また地域の希少な動植物の保全は、環境省や自治体から絶滅危惧種に指定され、その地域から姿を消しつつある生きものを、行政との連携や、専門家の指導や協力を得ながら守っていく活動です。これらの取り組みを推進している当社の事業所として、滋賀県草津市 アプライアンス社草津工場のエコロジカルネットワーク、大阪府門真市 エコソリューションズ社のピオトープ、大阪府豊中市のパナホーム本社のつながりのひろばがあります。

下記のWebサイトには、取り組みの具体事例を紹介しています。

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/biodiversity.html>

定量評価手法に基づく外部認証の取得・ランクアップ

オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社 松本工場は2010年10月、日本国内の工場緑地として初めて、(公財)日本生態系協会が開発した生物多様性定量評価手法に基づくJHEP認証[将来見込型]を取得。地域に生息する野生の生きものが住みやすい環境をつくるという、生物多様性への貢献が見込まれる事業地として認証されました。

以後同工場は、工場緑地管理方針の策定に加え、芝生草地のススキ草地への転換、立枯木の設置、外来樹木の排除などの地道な保全活動を進めた結果、鳥類及びチョウ類の繁殖増加が認められました。具体的な成果が確認されたことから、認証更新年度に当たる2015年9月、評価ランクがAへとアップしました。

このランクアップは、生物多様性の保全効果を客観的に評価されたことを示すだけでなく、取り組みをさらに進める上でも大きな意義があるものと考えています。



設置された立枯木

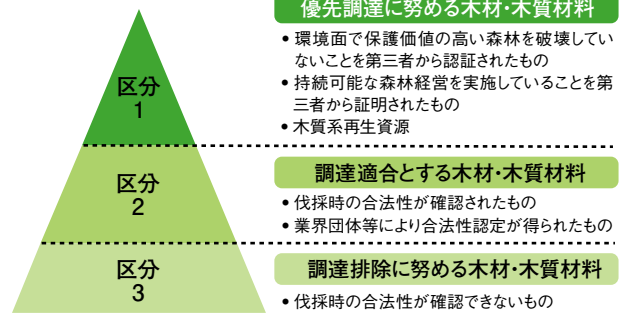


工場内で確認されたヒメウラナミジャノメ

調達分野の取り組み

生物多様性の保全と持続可能な利用を目指した木材グリーン調達ガイドラインを、WWF(世界自然保護基金)ジャパンと協議を重ねて策定。2015年度調査の結果、木材・木質材料の総調達量は約36万m³でした。区分ごとの内訳は、優先調達に努める区分1が79.6%(前年度差-2.7ポイント)、調達適合とする区分2が20.4%(前年度差+2.7ポイント)、調達排除に努める区分3が0%(前年度差±0ポイント)でした。調達ガイドラインの策定以来、区分3の調達ゼロ化を目指して取り組みを進めてきましたが、2014年度に初めて達成し、2015年度も継続することができました。今後も取り組みを継続推進し、区分3の調達ゼロを維持していきます。

WWFジャパンと協議・策定した木材グリーン調達の考え方



着実なPDCAと成果確認、対策検討を実施

木材グリーン調達では、毎年度計画を策定した上でPDCAを回し、年度末には達成状況の確認をするとともに、次年度に向けた対策の検討を行っています。また木材資源保全の観点から、天然素材の使用量削減にも取り組んでいます。フローリング(木質床材)のフィットフロアー ナチュラルウッドタイプ(耐熱・非耐熱)とフィットフロアー(耐熱・非耐熱)は、リサイクルされた木質材料を100%(接着剤は除く)使用する、当社独自の新素材フィットボードを採用しています。



フィットフロアー ナチュラルウッドタイプ(耐熱・非耐熱)、フィットフロアー(耐熱・非耐熱)断面図

商品分野の取り組み

生物多様性に貢献する商品の情報をお客様に提供できるよう、国際環境NGOバードライフ・インターナショナルと第三者評価手法を構築。この手法を用いて生物多様性に関わりの深い商品の評価を行っています。

また、グリーンプロダクツ(P22～24参照)の判定基準に生物多様性の項目を追加。生物多様性の保全に配慮した素材を主要な部位に活用した商品、生物多様性の保全に寄与する機能を有する商品などを生物多様性貢献商品と定義しています。

2013年度、パナソニック環境エンジニアリング(株)は船舶移動による周辺海域の海洋生態系破壊を抑制するバラスト水処理システム(BWMS) ATPS-BLUEsysを開発しました。バラスト水は、貨物船舶が船体バランスを保つため船舶空荷時に積載する海水です。航行による海域の移動で、バラストタンクに積み込んだバラスト水の採水国と排出国が異なることから、海水に含まれる外来性有害水生生物(プランクトン、バクテリアなど)による生態系、環境、資源への影響が問題となっています。ATPS-BLUEsysは、国内初のインライン電気分解方式により、フィルターを使用せずにバラスト水中の微生物を国際海事機関(IMO)に定められた排水基準以下に処理することができ、IMOによる基本承認(G9BA)の取得を完了しました。

▶バラスト水処理システム(BWMS) ATPS-BLUEsys <http://www2.panasonic.biz/es/air/eng/water/atps-blue/>

経団連自然保護協議会を通じたNGO・NPOとの協働

当社は産業界と連携した生物多様性の取り組み推進と、NGO・NPOを通じたグローバルでの生物多様性保全活動推進を目的に、経団連自然保護協議会に参加しています。

経団連自然保護協議会は、経団連加盟企業の中から、自然保護や生物多様性の保全に積極的に取り組む企業(110社以上)により構成される団体で、1992年の設立以降、NGOなどの自然保護活動支援、企業とNGOなどの交流の推進、企業への自然保護と生物多様性の啓発活動、自然再生を通じた東北復興支援等に取り組んでいます。当社を含む企業や個人からの募金による経団連自然保護基金を通じ、国内・海外のNGO活動等に対し、2015年度までの累計で、1,214件、約36億円の支援を実施しています。

当社は、同協議会が推進するプロジェクトへの基金提供・参画だけでなく、現場視察などを通じ推進状況の見届け責任を果たしています。2015年度活動では、9月に実施した東



震災メモリアルパーク中の浜での下草刈り

北復興支援プロジェクトに参画。環境省が2014年5月に開園した岩手県宮古市の震災メモリアルパーク中の浜では、在来種を中心とした植林活動や、植林地の管理作業などを通じ、生物多様性の保全に貢献しています。また、(公財)日本自然保護協会による岩手県南三陸町の休耕田における希少種(環境省の準絶滅危惧種にあたるミズアオイなど)の保護活動、宮城県気仙沼市のNPO法人 森は海の恋人による海草藻場の再生状況調査の確認とカキ養殖いかだの視察を行いました。

生物多様性保全の中でも自然保護活動は、企業が直接実施することが困難な取り組みのひとつですが、業界団体との協働やそれを通じたNGO・NPO支援により、確実な取り組みにつなげることが可能となります。今後もこうした施策に継続的に参画することで、生態系保全に貢献していきます。

市民ネットワークとの連携で希少種を保全

当社では国内の会社・労働組合と定年退職者会が、パナソニックエコリレー ジャパン(PERJ)として一体となり、さまざまな環境保全活動を行っています。

淀川のシンボルフィッシュと呼ばれるイタセンパラは、国の天然記念物・国内希少野生動植物種に指定されています。PERJは、淀川水系における生物多様性の保全・回復と、イタセンパラの野生復帰を目指して活動を行う、淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワーク(通称 イタセンネット)に参画しています。

2011年に設立したイタセンネットは、当社を初めとする企業のほか、行政・研究所・企業・大学・NPO・市民団体などの団体が連携。外来魚の調査や駆除、河川の清掃などの活動を行っています。これらの活動は、2015年7月、日本水大賞委員会と国土交通省が主催する、第17回日本水大賞で、環境大臣賞を受賞しました。今後もPERJは連携団体として、イタセンパラの保全・淀川水系での生物多様性保全を継続します。

▶パナソニック エコリレー ジャパン

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/citizenship/environment/perj.html>

▶イタセンネット

<http://www.itasenpara.net/index.html>



イタセンパラ



地引網による外来魚の調査

環境：サプライチェーン連携



購入先様・物流パートナー様との協働

多くの取引先様によって支えられている当社は、自社単独ではなくサプライチェーン全体で環境負荷を考慮する必要があります。CO₂削減、資源循環、水循環、化学物質管理、生物多様性保全など、様々な分野で当社の事業活動と密接な関係を持つ購入先様・物流パートナー様との連携を通じて、環境負荷の低減を図っています。

グリーン調達への取り組み

当社は1999年にグリーン調達基準書を発行して以来、その改定を行いながら、環境に配慮した製品づくりを購入先様とともに推進しています。グリーン調達基準書ではグリーンプラン2018に盛り込んだ購入先様との協働目標を達成するために、グリーン調達方針として、当社の環境基本方針に賛同し商品・物品を提供いただく購入先様群を構築することを掲げ、「購入先様の事業活動領域での環境負荷低減」「当社とのコラボレーションによる成果の共有」に加えて、環境負荷低減の取り組みをサプライチェーン全体に広めるための「購入先様による上流取引先への働きかけ」を要請しています。

また当社は、グリーン調達基準書に基づき、購入先様における当社要請内容の実践状況を把握し、購入先様とともに環境負荷低減活動をより効率的に推進するためにグリーン調達サーベイを実施しています。2012年度は試行的に、当社グループの主要購入先様415社を対象に、環境マネジメントシステムの構築、化学物質管理の徹底、温室効果ガス排出量の削減、資源循環の推進、生物多様性保全などの項目において購入先様の取り組みレベルを確認させていただきました。2013年度からは、当社グループ全体でのサーベイは実施せず、当社の各事業場が主体となり、購入先様とのコミュニケーション手段の一つとして実施しています。中国では、25年ぶりに環境保護法が改正されたことを受け、当社関係会社42社による中国の主要購入先様約700社を対象に汚染物質の環境中への排出や日常管理の状況を重点的に確認するサーベイを実施し、サプライチェーンでのリスク把握と環境負荷削減に努めています。

欧州RoHS指令に代表される製品含有化学物質に対する規制の強化、拡大に対応して、サプライチェーン全体での管理レベルを向上させるために、当社は2005年より継続的に購入先様への環境品質保証体制監査を実施しています。2015年度は、約1,600社の購入先様への監査を実施し、製品含有化学物質管理レベルの向上を支援しました。

▶グリーン調達について(グリーン調達基準書)

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/procurement/green.html>

購入先様の事業活動領域での環境負荷推計

当社は、国際的なGHG排出量の算定基準であるGHGプロトコルに準拠した、当社独自の算定プロセスによるサプライチェーン温室効果ガス排出量(スコープ3^{*1})の把握に向けて、2011年度より原材料、電気電子部品、加工部品の購入先様185社のご協力のもと、4回にわたって試行調査を実施しました。

また、2011年度より当社が購入する部材の量に日本政府公開の産業連関表に基づく部材別の温室効果ガス排出原単位を乗じて、当社の上流領域全体の温室効果ガス排出量を試算しています。2014年度の購入データによる試算結果は、1,299万トンとなり、当社の生産活動における温室効果ガス排出量の約5倍と推計しています。

※1 スコープ1(自社で所有・支配する施設からの直接排出量)とスコープ2(自社で所有・支配する施設で消費するエネルギーの製造時からの排出量)を除く、自社サプライチェーンでの排出量(例:購入先様での排出量)

当社とのコラボレーションによる成果の共有

当社は、2009年度より購入先様とともにECO-VC^{※2}活動に取り組んでいます。この活動は、当社と購入先様が協働して当社商品や購入先様の環境負荷削減と商品力強化・合理化成果獲得の両立を目指す活動です。2009年度は環境負荷削減の対象として省エネルギー(CO₂削減)に限定していましたが、2010年度より省資源・リサイクル材使用といった循環型モノづくりにまで拡大しました。また、活動地域についても、当初は日本中心でしたが、2012年度より中国や他のアジア地域での活動を本格化させ、2014年度には、グローバルでの活動に拡大しています。

これらのECO-VC活動の事例はデータベースに蓄積し、社内で有効活用ができるようにしています。また、優秀事例については、毎年秋に開催されるパナソニック エクセレントパートナーズミーティングで表彰するとともにミーティング会場に展示し、ミーティングに参加いただいた多くの購入先様と共有し、今後の活動の参考にさせていただくようにしています。

2015年度の事例提案件数は、前年度を下回る933件でしたが、優れた事例提案が多数寄せられました。優秀事例として新日鐵住金(株)様による「液晶テレビ下フレームの最適設計支援」などを選出しました。これは、従来フラグシップ・汎用モデル別に設計されていた液晶テレビの下フレーム部品において、剛性・強度・プレスCAE^{※3}解析支援をもとに図面設計時点での懸念点を抽出し、設計変更へ活かしかつ形状に合わせた最適鋼材を提案いただくというものです。これにより、金型数の削減、板厚低減、設計工数の削減などが可能となり、約1,300トンのCO₂削減と大幅なコストダウンを実現することが出来ました。今後も、より多くの購入先様とともにECO-VC活動を通じて環境負荷削減と商品力強化・合理化成果獲得の両立を実践し、当社と購入先様のパートナーシップ強化を図っていきます。

※2 VC: Value Creation

※3 CAE(Computer Aided Engineering)は、コンピューター技術を駆使した製品の設計やその検討を支援するツール



ECO-VCの優秀事例展示

応募による環境側面の成果

項目	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
提案件数	866件	1,077件	1,445件	933件
提案によるCO ₂ 削減量	41万2,000トン	48万3,387トン	51万2,675トン	48万4,532トン
提案による再生資源活用量	1万7,011トン	1万9,353トン	2万1,323トン	2万1,243トン
提案による投入資源活用量	1万8,431トン	2万1,211トン	2万4,311トン	1万9,153トン

環境NGOとの連携

当社は中国に50を超える製造事業場を有しています。国の発展にともなって環境課題が深刻化しつつある中国において、当社は環境NGOとの連携や、継続したコミュニケーションを通じて、環境課題の改善に取り組んでいます。

2015年9月、11月には、中国環境NGOの公衆環境研究センター(IPE)を訪問し、サプライチェーンにおける情報開示や環境負荷削減について意見交換を行いました。

また2015年10月に中国・天津市にて開催されたグリーンサプライチェーンフォーラムにおいて、2015年のグリーンサプライチェーンランキングが、IPEより発表され、パナソニックはグローバル企業167社中、総合評価で6位、IT企業群では2位となりました。これは、IPEのデータベースを活用した購入先様の環境法令順守状況の管理、更にはECO・VC活動などのグリーンサプライチェーンに対する当社独自の取り組みが評価されたことによるものです。また、これら取り組み事例の一端をこのフォーラムで紹介しました。

今後、中国ではより一層の環境規制厳格化が予測されます。当社は、ブランド価値の更なる向上を目指し、グリーンサプライチェーンの取り組みの強化に努めていきます。



グリーンサプライチェーンフォーラム

環境：人材育成

すべての従業員が環境活動の実践者に

当社は、環境経営活動の推進において、その基盤となる人材の育成が重要であると考え、従業員の専門性や階層に応じた教育カリキュラムを設定しています。環境知識や当社の環境方針・活動について学ぶ全従業員向けの一般教育と、より専門的な環境スキル向上のための専門教育を実施しています。

一般教育は毎年、各事業場において共通の知識として、エネルギー問題、グローバルな社会動向や当社の環境取り組みなどについて幅広く習得できるよう実施しています。加えて、それぞれの事業の特性に応じ、業務に直結する独自の内容を組み込んだ研修を行っています。また、新入社員や技術系社員別の経験やスキルにあわせた環境教育も実施し、自らの業務で実践できるよう専用テキストを作成するなど、工夫した取り組みを継続しています。

専門教育は、ISO14001内部環境監査員養成コース、環境法規制、化学物質管理や工場省エネ診断ほか、計8講座を開催し、2015年度は計135人が受講しました。また、これらの対象者は環境職能に限定せず関連部門にも範囲を広げ、環境活動の実践者の拡大を図っています。



新入社員テキスト

グローバルに競技大会や現地研修を実施し、環境意識・スキルを醸成

高いスキルを持ち当社のモノづくりを支えるトップランナーを育成するため、グローバル全従業員を対象に毎年開催している、パナソニックグループモノづくり競技大会の環境競技として、エコマインド競技と省エネ診断競技を実施しています。社員の環境意識向上と継続的な取り組みを事業の中に根付かせ、広範囲な環境課題や事業リスクへの対応と改善に向けた、積極的な提案へとつなげたいと考えています。

エコマインド競技では、地球環境問題や、当社の環境経営など幅広い環境知識力と、身近な環境負荷低減を改善提案・実践できる環境改善力を競います。各事業場では、有望な競技者の入賞を目指し、エコマインド競技用テキストの活用、事前勉強会や模擬試験を開催するほか、競技者の知識の習得・向上を支援するため、自主的な取り組みも活発に行われています。2015年度は1,121人が競技に臨みました。

また、当社の戦略地域の一つである中国において、2011年度より杭州の製造技術学院(当社のモノづくり教育の企業内学校)で中国エコマインド競技を継続実施し、2015年度は北京でも開催しました。作業現場で実践すべき環境負荷低減や省エネ改善活動、中国の環境動向や法律概要など、地域独自の内容を盛り込み、従業員の環境意識のさらなる向上を図っています。



エコマインド競技

省エネ診断競技は、実技を含めた競技で、空調、炉・熱などテーマ別に実施し、2015年度は54人が参加しました。この競技は設備稼働状況やエネルギー利用状況の分析を通じ、省エネ課題の抽出とその対策案を時間内に記述することが求められます。高い環境技術の専門知識や経験に基づいた課題解決力が必要となる競技です。競技大会では成績優秀者を表彰し、より実践的に活躍できる人材の育成を進め、全社のレベルアップに取り組んでいます。



省エネ診断競技

環境：環境コミュニケーション

環境コミュニケーションの推進

当社は従来よりステークホルダーとのコミュニケーションに注力してきました。お客様、ビジネスパートナー、地域社会、政府、投資家、従業員、NGO、有識者などを対象に、商品・サービス、工場、環境活動での連携、広告・展示会・Webサイトなど様々な側面から環境情報の発信を積極的に行うとともに、ステークホルダーの方々からいただいたご意見を環境経営のさらなる改善に活かしています。

環境政策への提言活動

当社は、日本経済団体連合会や業界団体を通じた渉外活動だけでなく、個社としても様々な機会を通じて、日本はもちろん各国政府に対して環境政策の提言を行っています。現在の社会が抱える環境課題に関する政策議論をはじめ、持続可能な社会の実現に向けた国家、産業界、国民生活の将来構想や国際活動に関する情報共有と意見交換を重ねる中で、政府方針のより深い理解に立脚し、製造販売、技術開発の立場から積極的に提言を実施するなど、事業リスクの回避とビジネス機会の創出を意識した環境経営の推進を行っています。

評価機関や投資家とのコミュニケーション

当社は、評価機関や投資家とのコミュニケーションを継続的に実施、当社の環境貢献活動の理解促進に取り組んでいます。

2015年12月、パナソニック ヨーロッパ(PE)はチューリッヒとロンドンで、有力3評価機関・機関投資家を対象に、CSRに特化したIRミーティングを実施しました。環境関連では、グリーンプロダクツの取り組みなどを説明。評価機関からは当社のサステナビリティ活動に対する肯定的な意見をいただきました。今後、同様のミーティングを継続的に開催していきます。

また同月には、ロンドンで第1回目のPE インベスターズ・デーを開催しました。PEの環境責任者が、12人の機関投資家に対し、当社のサステナビリティ活動や、Fujisawa サステナブル・スマートタウン(Fujisawa SST)のコンセプトを紹介。活発な議論や意見交換も行われました。



第1回 PE インベスターズ・デーの様子

第三者との意見交換

当社は日本国内外の様々な有識者と積極的にダイアログを行い、いただいたご意見を環境戦略策定などに活かしています。

国際NGOナチュラル・ステップとは、2001年からパートナーシップを構築してきました。毎年意見交換の場を設定し、先進の欧州環境情報を共有していただくとともに、当社の環境戦略や活動について提言をいただき、施策への反映を行っています。



ナチュラル・ステップとの意見交換会

環境情報開示

当社は1997年から冊子の環境報告書による情報開示を行ってきましたが、2010年からはWebサイトのみでの開示としています。2013年からは、環境活動を紹介するWebサイトはCSR活動のWebサイトと一本化し、サステナビリティという観点から総合的かつ網羅的な情報発信を推進しています。2015年度からは、Webサイトで開示している情報のうち、方針や考え方、パフォーマンスデータなどの主要な情報を、PDFのサステナビリティ データブックに抜粋しています。

▶サステナビリティ データブック 2016

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/downloads.html>

また、世界中の一般のお客様に、環境行動計画 グリーンプラン2018の主要5分野(CO₂削減・資源循環・水・化学物質・生物多様性)への認識を深めていただけるよう、世界56の国・地域(33言語)のWebサイトで、取り組みの概要を紹介しています。例えば化学物質は、一部の化学物質が人々の健康や環境に有害な影響を及ぼすことを踏まえ、サプライチェーン全体でそれらを管理する当社の取り組みについて、分かりやすく紹介しています。

▶ 一般のお客様向け Webの事例(オーストラリア)

<http://www.panasonic.com/au/corporate/sustainability/eco.html>

下記のWebサイトには、その他の環境コミュニケーション事例を掲載しています。

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/communication.html>



化学物質管理 取り組み紹介の例

環境：環境活動のあゆみ



年代	年	パナソニックグループの取り組み	世界の動き	日本の動き
～ 1970 年代	1967			・公害対策基本法制定
	1968			・大気汚染防止法制定
	1970	・公害調査委員会設置		・水質汚濁防止法制定 ・廃棄物処理法制定
	1971			・環境庁設置
	1972	・環境管理室設置	・国連人間環境会議(ストックホルム開催) 人間環境宣言採択	
	1973		・第1次オイルショック	
	1975	・環境管理規程制定		
1980 年代	1979		・第2次オイルショック	・省エネ法制定
	1985		・オゾン層保護条約(ウィーン条約)採択	
	1987		・オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書採択 ・環境と開発に関する世界委員会(ブルントラント委員会)持続可能な開発理念提唱	
	1988	・フロン対策委員会設置		・オゾン層保護法制定
1990 年代	1989	・環境保護推進室設置		
	1991	・松下環境憲章(環境宣言・行動指針)制定 ・松下製品アセスメント策定、実施		・経団連 地球環境憲章発表 ・再生資源利用促進法制定
	1992	・環境政策委員会設置	・環境と開発に関する国連会議 地球サミット開催、リオ宣言・アジェンダ21採択 ・気候変動枠組条約採択	
	1993	・環境ボランティアプラン(2000年目標)策定 ・グローバルな松下グループ環境内部監査を開始		・環境基本法制定
	1995	・AV門真地区がISO14001認証を取得(松下グループ初)	・気候変動枠組条約第1回締約国会議(COP1)(ベルリン会議)開催	・容器包装リサイクル法制定
	1996		・環境マネジメントシステム国際規格ISO14001発行	
	1997	・環境本部設置 ・環境会議設置(年2回開催)	・COP3(京都会議)開催、京都議定書採択	・経団連 環境自主行動計画発表
	1998	・地球を愛する市民活動(LE)開始 ・リサイクル事業推進室設置 ・初の環境報告書(1997年度版)発行		・家電リサイクル法制定-2001年施行 ・地球温暖化対策推進法制定 ・省エネ法改正-トップランナー方式導入
	1999	・グリーン調達開始 ・化学物質管理ランク指針制定 ・グローバルに全製造事業場でISO14001認証取得完了		・PRTR法制定
	2000 年代	2000	・鉛フリーはんだプロジェクト発足 ・初の社外向け環境展示会(大阪)開催	・GRI 持続可能性報告のガイドライン発表
2001		・環境ビジョン・グリーンプラン2010策定 ・環境フォーラム(東京、フライブルグ)開催 ・パナソニック エコテクノロジーセンター(PETEC)稼働開始	・COP7(マラケシュ会議)で京都議定書の運用ルールについて最終合意	・環境省に組織改編 ・PCB特別措置法制定
2002		・パナソニックセンター東京開設	・ヨハネスブルグサミット(リオ+10)開催	・京都議定書を批准 ・自動車リサイクル法制定 ・土壌汚染対策法制定
2003		・2大事業ビジョンの一つに地球環境との共存を掲げる ・新たなくらし価値創造の指標としてファクターXを提唱 ・グローバルで鉛フリーはんだ導入完了 ・スーパーGP認定制度導入 ・日本国内製造事業場における廃棄物ゼロエミッション達成 ・環境フォーラム(東京)開催	・EU廃電気電子機器指令(WEEE指令)制定	
2004		・環境ビジョン・グリーンプラン2010改定 ・PCB対策推進室設置 ・ダントツGP認定制度導入		・アスベスト含有製品の製造、使用などを原則禁止
2005		・愛・地球博にオフィシャルパートナーとして参画 ・グリーンプラン2010改定 ・ライトダウン活動を継続実施 ・3Rエコプロジェクト発足 ・製品含有特定化学物質(6物質)不使用完遂 ・松下グループ グリーンロジスティクス方針策定 ・CF認定制度導入 ・パナソニックセンター大阪開設 ・Eco&Ud HOUSE(イーユーハウス)新設 ・家庭用燃料電池の商用第1号を首相官邸に導入 ・日本経済新聞社 環境経営度ランキング 製造業1位	・京都議定書発効	・日本国際博覧会 愛・地球博開催 ・地球温暖化防止の国民運動 チーム・マイナス6%立ち上げ ・電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示JIS規格(J-Moss)制定
2006		・環境職能を設立 ・日本国内全製造事業場でETマニフェスト導入完了 ・CF認定制度をグローバルに拡大 ・プラズマディスプレイパネルの無鉛化を実施し市場導入 ・物流分野でバイオディーゼル燃料を本格導入	・EU電気電子機器有害物質使用規制指令(RoHS指令)施行	・石棉被害救済法制定 ・省エネ法改正-荷主責任、対象機器の拡大、トップランナー基準の改定

2007	<ul style="list-style-type: none"> ・マレーシアの工場省エネルギー活動をグリーン開発メカニズム(CDM)として国連が初めて承認 ・新環境マークとしてエコアイデアマークを制定 ・パナソニックセンター北京開設 ・環境フォーラム(北京)開催 ・中国環境貢献企業宣言を発信 ・エコアイデア戦略を発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書公表 ・EU化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則(REACH規則)施行 ・ハイリングダムサミット(G8)CO₂削減について大枠で合意 ・COP13 (パリ会議)でポスト京都議定書に向けた行程表パリ・ロードマップ合意 ・電子情報製品汚染防止管理弁法(中国版RoHS)施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・安倍内閣総理大臣 クールアース50を提唱 ・21世紀環境立国戦略策定 ・第三次生物多様性国家戦略策定 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令公布 ・国内排出量取引制度検討会の設置 ・第2次循環型社会形成推進基本計画策定
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・全社CO₂削減推進委員会を発足 ・全国環境展示会エコアイデアワールド開催 ・エコアイデア工場びわこを発信 ・10月 社名をパナソニック(株)に変更 ・エコアイデア宣言 を発信(欧州) ・ES(Environmental Strategy)リサーチセンター発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・G20(地球温暖化問題の主要国閣僚会合)開催 ・北海道洞爺湖サミット開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・福田首相がクールアース推進構想を発表 ・古紙パルプ配合率の偽装事件が発覚 ・エネルギー長期需給見通し発表 ・国内排出量取引制開始
2009	<ul style="list-style-type: none"> ・家まるごとCO₂±0 (ゼロ)の暮らしを提案するエコアイデアハウス開設 ・エコアイデア宣言を発信(アジア大洋州) ・エコアイデア工場を発信(ビルゼン、マレーシア、タイ、シンガポール) ・三洋電機(株)がパナソニックグループに加入 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国版WEEE公布 ・COP15 (コペンハーゲン会議)で2013年以降の地球温暖化対策の新たな枠組み(ポスト京都議定書)についての政治合意(コペンハーゲン合意)を採択 ・リーマンショックからの脱却を求め、世界各国でグリーン・ニューディールへの取り組み加速 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法改正-工場単位から法人単位の規制に変更 ・家電リサイクル法の対象に薄型テレビと衣類乾燥機が追加 ・エコポイント(家電・住宅)制度開始
2010年代	<ul style="list-style-type: none"> ・創業100周年ビジョンを発信 ・新中期計画『Green Transformation 2012(GT12)』発信 ・エコアイデア宣言を発信(中南米、アジア大洋州、ロシア) ・工場まるごとの省エネ支援サービス事業開始 ・エコアイデアフォーラム 2010 (東京・有明)開催 ・グリーンプラン2018を発信 ・パナソニック エコリレー・フォー・サステナブル・アース開始 ・環境配慮型工場 加西グリーンエナジーパーク完成 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約締約国会議開催-名古屋合意採択 ・横浜でAPEC首脳会議開催 ・米国中間選挙で与党敗北-温暖化の流れに変化 ・COP16 (カンクン会議)でカンクン合意採択。ポスト京都議論は実質先送り 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止対策基本法案提出されるも継続審議へ ・東京都排出量取引制度削減義務開始 ・廃棄物処理法改正-自ら処理の規制強化 ・化学物質審査規制法、化学物質排出把握管理促進法改正
2011	<ul style="list-style-type: none"> ・エコアイデア宣言を発信(北米、台湾) ・家電リサイクル会社 杭州パナソニック大地同和頂峰資源循環有限公司設立を発表 ・FujiSawaサスティナブル・スマートタウン構想を発表 ・改正大防法、水濁法施行 ・職能部門横断組織 節電本部設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・レアアース価格高騰 ・EU、改正RoHS指令施行 ・COP17 (ダーバン会議)で、2020年以降の枠組みに関する道筋に合意、京都議定書第2約束期間を設定(日本は不参加を表明) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家電エコポイント制度終了 ・東日本大震災 ・改正大防法、水濁法施行 ・再生可能エネルギー特措法成立(全量買取制度2012年7月開始)
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・パナソニック電工、三洋電機の完全子会社化による事業再編 ・資源循環商品シリーズ発売開始 ・一般家庭用白熱電球生産終了 ・モノづくり本部 環境・品質センター 環境経営推進グループ設置 ・エコアイデア宣言を発信(ベトナム) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国連持続可能な開発会議(リオ+20)開催 ・COP18 (ドoha会議)でドーハ・気候・ゲートウェイを採択、2020年以降のすべての国が参加する法的な将来枠組みを構築 ・欧州 改正WEEE 公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省主催の国民運動 活かそう資源プロジェクトスタート ・2012年度税制改正関連法成立(環境税2012年10月開始) ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・新中期計画 Cross-Value Innovation 2015発信 ・新ブランドスローガン A Better Life, A Better Worldを発信 ・PETECの廃家電リサイクル処理台数が累計1,000万台に到達 ・エコアイデア工場を発信(フィリピン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書第1約束期間終了。日本の目標は、森林吸収と京都メカニズムの活用と合わせ達成の見込み ・GRIがCSR報告書の次期ガイドライン G4発行 ・水銀の輸出入などを国際的に規制する水俣条約が国連の会議で採択 ・IPCC第5次評価報告書(第1作業部会)、人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の主な要因であった可能性は極めて高い。世界平均地上気温は最悪4.8℃上昇と予測 ・COP19 (ワルシャワ会議)、2020年以降の将来枠組みで、すべての国の参加を再確認。2015年のCOP21に先立ち約束草案の提出を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・小型家電リサイクル法施行 ・第三次循環型社会形成推進基本計画スタート ・日本経団連 低炭素社会実行計画スタート(～2020年度) ・改正省エネ法、改正温対法が成立。改正フロン法が公布(6月) ・電機電子業界の自主行動計画が終了。2008～2012年度平均(1990年度比)の実質生産高CO₂原単位35%改善の目標に対し、48%改善で達成 ・11月、日本の2020年度削減目標を2005年度比3.8%削減と発表。UNFCCC事務局に登録(ただし、原発再稼働を含まない暫定目標につき再検討の見込み)
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・杭州パナソニック大地同和頂峰資源循環有限公司稼働開始 ・FujiSawaサスティナブル・スマートタウン街びらき ・エコ宣言を発信(東南アジア大洋州地域) ・マレーシア国際グリーンテック&エコプロダクツ展(IGEM)で住宅と街を発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州で製品環境規制のターゲットが省エネ側面から資源効率、環境影響側面に移行開始 ・欧州議会改選が実施され、コンケル氏が欧州委員長に就任。循環経済の法案パッケージの見直し決定 ・IPCC第5次統合報告書、2℃未満抑制実現への道筋は複数あるものの、そのためには今世紀末にほぼゼロにする必要があると分析。また新たに適応の注目度が高まる ・生物多様性条約COP12 (ピョンチャン会議)、愛知目標進捗に関する中間評価、進展が見られたが達成には不十分と結論 ・COP20 (ハルバーン会議)、2020年以降すべての国が参加する新たな法的枠組みに向け、共通ルールによる削減目標策定方針で合意 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正省エネ法施行、従来の量的削減に加え、ピーク時節電への対応を織り込み ・日本経団連が推進する温暖化対策の自主取り組み、政府要請を受け目標年を2030年とする低炭素社会実行計画フェーズIIを新たに策定 ・トヨタ自動車から燃料電池車MIRAI一般販売開始
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・ザイード・フューチャー・エネルギー賞2015を受賞 ・Wonder Japan Solutions(東京)を初開催 ・CO₂削減貢献量に住宅・車載・B2Bソリューション分野での貢献を反映した間接貢献を導入することを発表 ・Tsunashima サスティナブル・スマートタウン開発構想を横浜市・野村不動産とともに発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・COP21 (パリ)にて2020年以降の地球温暖化の法的枠組みを国際的にまとめたパリ協定が採択 ・国連サミットにて持続可能な開発目標(SDGs)を中核とする、持続可能な開発のための2030アジェンダが採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年の温室効果ガス削減目標を13年度比26%削減とする約束草案が日本政府より発表 ・温室効果ガス削減に向けた新国民運動 COOL CHOICEがスタート

品質向上と製品安全の確保

マネジメントシステム

当社では、創業者が掲げた「お客様第一を基本に製品やサービスを通じて社会に貢献する」という経営理念のもと、グローバルな動向に先駆けて、「品質向上」と「製品安全の確保」に関わる各種の制度や仕組みを常に改善しながら、モノづくりを行っています。

品質については、品質に関わる「基本方針」を定め、品質担当役員を責任者として、カンパニー、事業場、海外会社のそれぞれに品質責任者を配置しています。そして、「パナソニック品質マネジメントシステム」の運用を通じて、お客様第一の視点に立った継続的な品質改善に取り組んでいます。

製品安全の確保については、FF式石油暖房機事故を深く反省し、製品安全を経営の最優先事項として取り組んでいます。さらに、製品安全レベルを向上させるために、全社横断の総合製品安全委員会を中心に、製品安全の確保に努めています。

方針

当社では、全社品質方針を「常にお客様および社会の要望に合致し、満足していただける製品およびサービスの提供を通じ、真にお客様に奉仕する」と定めています。

また製品安全に関しては、自主行動計画に係る基本方針を定めています。

※この基本方針は2007年6月27日開催の松下電器産業株式会社(当時)取締役会において決議した内容です。

▶製品安全に関する自主行動計画に係る基本方針

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/quality-policy.html>

さらにパナソニック行動基準でも、製品安全の確保に努めることを定めています。

▶パナソニック行動基準 第2章 事業活動の推進 II-2. 商品の安全

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/chapter-2.html#section2-2>

これらの基本方針に基づき、各カンパニー／事業部が品質方針を策定し、傘下の組織に徹底しています。

規程

品質マネジメントシステム

当社では、グループ各社の自己完結型の品質保証プロセスを確立するために、2004年に「品質マネジメントシステム構築ガイドライン」を日本語、英語、中国語で発行し、グループ各社が「パナソニック品質マネジメントシステム(P-QMS)」を構築しました。

P-QMSは、ISO9001の要求事項に当社独自の品質保証の手法やノウハウを加えた、当社が求める品質レベルの実現をめざした品質マネジメントシステムです。

このP-QMSの推進をベースに、継続的な品質改善と、品質問題の未然防止および品質のバラツキ低減の実現をめざして取り組みを強化しています。

2014年12月には、車載部品の品質に対する基本的な考え方を整理した「車載品質マネジメントシステム構築ガイドライン(車載P-QMS)」を作成し、適用を開始しました。

またISO9001の2015年改訂にあわせ、その要求事項も網羅しながらより扱いやすく、経営に有効なツールとなるよう進化させています。

教育

製品安全を第一優先とするモノづくりを企業風土に定着させるため、従業員に対して、eラーニング「製品安全の基礎」などの教育、技術者が自ら製品安全について学びあう「製品安全フォーラム」の開催など、製品安全教育に取り組んでいます。

また当社では、現場・現物に徹した「安全文化」の醸成と長期使用時の材料、部品の経年劣化などを考慮したライフエンド製品安全技術についての学習を目的に、大阪府枚方市の人材開発カンパニー内に「製品安全学習室」を設置しています。製品安全学習室では、FF式石油暖房機事故の伝承と7大不安全事故の撲滅に向け、過去のリコール製品の現物、原因・対策を可視化して展示しています。

今年度の来場者数は、6,445名で、人材開発カンパニーに研修で訪れた新入社員から幹部社員まで利用しています。



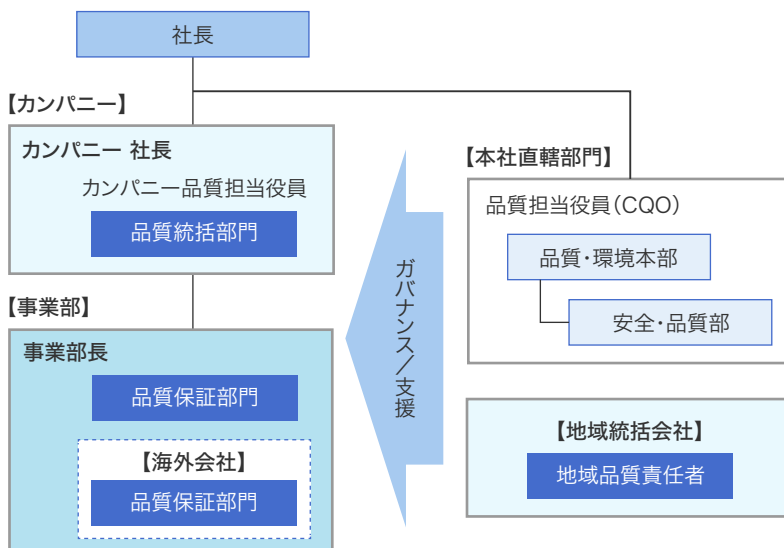
製品安全学習室

責任者・体制

品質担当役員(CQO)は、代表取締役専務の宮部 義幸です。(2016年8月現在)

その管轄下に、各カンパニーが自主責任・自己完結型で事業推進していく体制を築いています。

品質管理体制



また2014年9月より、北米、中南米、欧州・CIS、東南アジア・大洋州、インド・南アジア・中東亞、中国・北東アジアの6地域に、それぞれ地域品質責任者を設置しました。

地域の品質状況を監視し、品質リスク情報などは、市場で発生した軽微な事故も含めて適宜それぞれの事業部門にフィードバックし、迅速なリスク対応を実施しています。また、各地域の技術法規の情報収集に努め、最新情報はWeb上で一元管理し、「技術法規フラッシュ」として日々更新、社内共有しています。

委員会・組織

品質戦略会議／品質責任者会議の活動

全社での品質改善の取組み状況を総括する場として、各カンパニーCQO、ならびに職能関係者が参加する「環境品質活動意見交換会」を定期的に開催しています。会議では各カンパニーの品質改善活動におけるベストプラクティスの共有や、中長期視点での当社品質のあるべき姿の議論などを通して、全社の品質基盤をより強固なものにすることを追求しています。

また、より具体的な協議の場として、各カンパニーの品質統括部門責任者が参加する「品質責任者会議」を定期的に開催し、グループ内での連携を強化しながら品質改善活動を推進しています。

2015年度からは「グローバル品質責任者会議」として年一回、世界各地の品質責任者ならびに各カンパニーの品質統括部門責任者が一堂に会して課題とベストプラクティスを共有し、品質改善活動を促進する場を設けています。

総合製品安全委員会の活動

製品安全を第一優先とするモノづくりのために、2012年に全社の総合製品安全委員会を再編し、傘下に「安全技術部会」と「安全規格部会」を設けました。これら部会を通じて、2005年のFF式石油暖房機事故の反省から取り組んできた安全技術の開発と製品安全規格の整備の活動をしっかりと定着させ、より一層恒常的なものにしていきます。

また、自動車やロボットなどにおける安全性能へのニーズが高まる中で、安全性を担保するための安全規格の認証取得をグループ内で連携をしながら推進しています。

安全技術部会の活動

安全技術部会では、設計時の想定を超えてお客様が長期にご使用になる場合を考慮して、材料の耐久性を把握するための加速劣化試験など科学的な評価手法を開発してデータを蓄積し、データベース化しています。

また、AV機器だけでなく、エアコンや冷蔵庫のような白物家電もインターネットと接続されるようになり、さらに今後、モノのインターネット (Internet of Things : IoT) 技術の進展が予想されるなど、セキュリティ対策の重要性が高まっています。当社では、製品セキュリティに関し、脅威分析などのガイドラインの整備や関連部門への教育を強化するとともに、リスク情報の収集拠点を国内のみならず欧州や中国にも設置し、脆弱性の早期発見と迅速な対策が実施できる体制を構築しています。

2016年1月には、製品セキュリティセンターを設立し、製品セキュリティに関する全社行政機能、人材育成機能、技術開発、機器検証機能を集結させ、体制強化を図っています。

安全規格部会の活動

公的安全規格の順守はもちろんのこととして、より安全性を高めるため、製品開発において守るべき設計規則を1999年に「パナソニック安全規格(PCSS)」として制定しました。

安全規格部会では、安全技術部会の活動から得られた知見をPCSSに反映し、長期使用や難燃化対策、落下防止といった重要安全事項の規格を強化しています。また、事業領域の拡大で発生が見込まれるリスクを未然に防ぐため、製品安全規格の拡充にも取り組んでいます。例えば当社の成長事業の一つである蓄電池システムの安全性を確保するために、創蓄エネルギーマネジメントシステムなどを対象とした「パナソニックシステム安全規格(Panasonic System Safety Standards、略称PSSS)」も制定しています。また、今後が期待される人共存ロボットの安全性を確保するために、「パナソニック人共存ロボット安全規格(Panasonic Personal-care Robot Safety Standards、略称PRSS)」を国際安全規格(ISO13482)の策定に先立って制定しました。当社規格はISO13482に当社独自の視点を加えることで、さらに安全性を高めています。

国際安全規格の認証取得事例

《生活支援ロボットISO13482^{*1}認証を取得》 2014年2月

ベッドと車椅子を合わせた機能を持つロボット介護機器「リショーン」が、生活支援ロボットの安全性に関する国際安全規格ISO13482に基づく認証を世界で初めて取得しました。当社は、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)のプロジェクトに参画することで、国際安全規格の構築に貢献してきました。今後も、お客様が安心して使用できる生活支援ロボットを提案していきます。

《自動車機能安全規格ISO26262^{※2}認証を取得》 2012年2月

当社は、自動車向け機能安全^{※3}規格ISO26262のプロセス認証を、第三者機関であるドイツTÜV SUD(テュフ・ズード)より取得し、車載機器、デバイスのソフトウェア開発プロセスにおいて、本規格の最高安全水準であるASIL-Dまで対応可能と認められました。

今回のプロセス認証を機に、さらなる安全な製品づくりに取り組み、安心・安全で環境にやさしく、便利で快適な車社会の創造に貢献していきます。

※1 国際標準化機構(ISO)から発行されたパーソナルケアロボット(生活支援ロボット)の安全性に関する唯一の国際規格。physical assistant robot、mobile servant robot、person carrier robotの3タイプのロボットを対象としたもの。

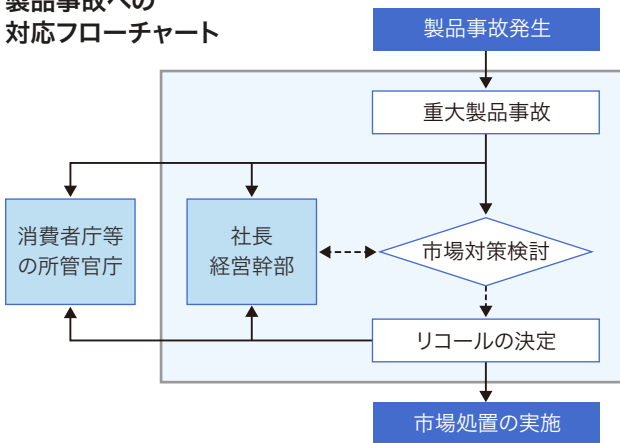
※2 2011年11月15日に発行された自動車向け機能安全の国際規格。この規格では安全度水準(ASIL;Automotive Safety Integrity Level)が4段階(ASIL A～ASIL D)に定められています。

※3 マイコンなどの電気・電子的な装置の働き(機能)により実現されている安全性のこと。例えば、故障の検出や、安全な停止制御、ユーザーへの警告などが機能になります。

製品事故への対応

市場において製品事故が発生した場合、直ちに事実確認を行い、原因解析と検証を行います。重大製品事故と判断した場合には、社長や経営幹部と、消費者庁などの所管官庁へ迅速かつ正確に状況報告をします。同時に、お客様の安全を確保するため、当社グループが一丸となり、適切な対策をとることに努めています。

製品事故への対応フローチャート



重大製品事故情報

国内では、消費生活用製品安全法ならびに製品安全に関する自主行動計画に係る基本方針に基づき、重大製品事故^{※1}について、製品起因が疑われる事故^{※2}、ならびに製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した事故^{※3}を公表しています。

※1 「重大製品事故」とは、消費生活用製品安全法に規定された下記の事故です。

1. 死亡事故
2. 重傷病事故(治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病)または後遺障害事故
3. 一酸化炭素中毒
4. 火災(消防が火災として確認したもの)

※2 「製品起因が疑われる事故」としては、以下のようなものがあります。

- ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因が否か特定できていない事故を含む)
- ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故を速報段階で公表しています。

※3 「製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した事故」とは、

製品起因が否か特定できない事故として消費者庁から公表された事故を指します。このうち、経済産業省の消費経済審議会製品安全部会において、製品に起因して生じた事故かどうか依然として不明であると判断された事故を公表しています。

重大製品事故情報一覧 http://panasonic.co.jp/info_psc/

下記のWebサイトには、その他の品質向上と製品安全確保の取り組みを掲載しています。

<http://panasonic.com/jp/corporate/sustainability/safety.html>

お客様対応

マネジメントシステム

当社は、お客様からのご相談やご不満に対して、全社として適切な対応が行えるよう、基本規程として「お客様対応基本規程」を定めています（ISO10002 / JIS Q 10002に準拠）。本規程は、本社CSセンター統括のもと、国内の当社および当社の商標を表示している製品を取り扱う関係会社のお客様対応に関する業務に適用しています。国内の対象事業場においては、お客様からの情報を経営に活かす仕組み「お客様対応マネジメントシステム」を構築し、定期的な自己監査の実施等でお客様対応の品質向上に努めています。

また海外でも、「お客様対応基本規程」をベースに、各国／地域ごとの法制度に則り、ISOに準拠したマネジメントシステムを構築しています。

方針

お客様満足（CS）の基本的な考え方

当社は創業以来、「お客様第一を基本に製品やサービスを通じて社会に貢献する」という経営理念のもと、CS向上に向け、世界中のお客様の暮らしを豊かにする商品やソリューション、サービスを提供しています。

またカスタマーサービスは、創業者の「真のサービス」の理念に基づいて、誠実、正確、迅速を心がけ、謙虚な姿勢と感謝の念を持って対応し、お客様に信頼と安心、喜びを提供することを基本としています。

CS基本コンセプト（お客様満足の追求）

われわれ生産人として真の信用を勝ち得るには、製作部門たると販売部門たるとを問わず、すべての点で需要者の求めるところに完全に合致し、十分に役立ち得る優良品以外は一品たりとも製作せず販売せぬ建て前とし、これを厳守することより他にない。単に製作の上のみにとどまらず、わが社製品に関しては、その流れ先まで慎重に留意、果たして需要者をして満足せしめ得たりしや、サービスに不親切なきや等の点まで進むところに、はじめて完璧を期し得られる。

松下 幸之助

昭和15年8月 優良品製作総動員運動を提唱

（松下電器五十年の略史より）

サービス理念（真のサービス）

お客様の喜びは私たちの喜び

喜び、喜ばれる姿の中にこそ、真のサービスがある

商売にはサービスがつきものである。サービスをともなわぬ商売は、もはや商売ではない。その意味においては、サービスは商売人にとっての一つの義務とも言える。しかし、これを単なる義務としてのみ受け取り、仕方なしにやむを得ずやっているとしたら、これほど疲れることはない。こちらが疲れるだけでなく、お客様にもその“仕方なさ”が自然に通ってしまう。

サービスは相手を喜ばせるものであり、そしてまたこちらにも喜びが生まれてこなければならないものである。

喜び喜ばれる姿のなかにこそ真のサービスがあると言えよう。

松下 幸之助

昭和42年 PHP誌8月号

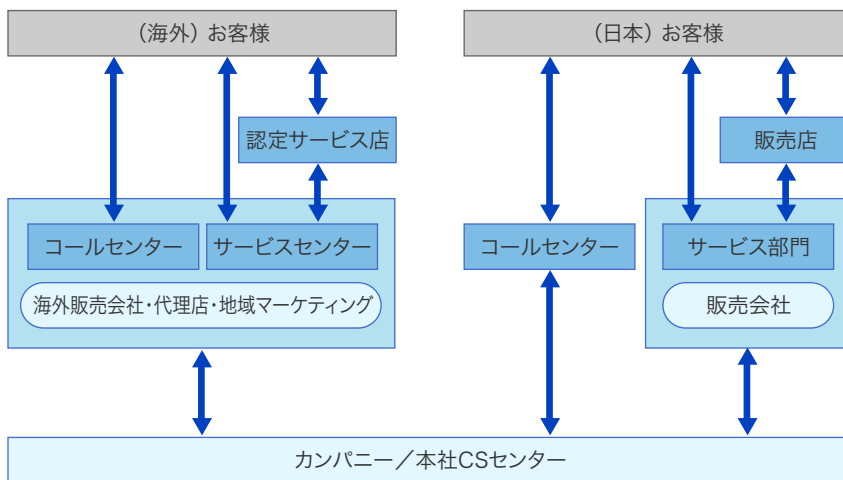
責任者・体制

当社のCS担当役員は、代表取締役副社長の高見 和徳です。(2016年8月現在)

当社のCS活動は、本社CSセンターと4カンパニー(アプライアンス社、エコソリューションズ社、AVCネットワークス社、オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社)CS部門が連携し取り組んでいます。また海外においても世界各地の販売会社CS部門から現地のサービス・品質情報、お客様のご要望などの情報を収集し、製品品質や安全性の確保に努めるとともに、各市場のお客様のニーズに合わせた商品開発に取り組んでいます。

国内外のCSスタッフは、それぞれに蓄積した知識やノウハウを共有することで、世界各地で、より良いカスタマーサービスを提供できるよう努めています。

お客様対応の仕組み



問い合わせ対応体制

日本のお客様の商品購入前のご相談や、購入後の使い方に関するご相談は、「お客様ご相談センター」にて対応しています。お客様ご相談センターでは、365日9時から20時まで受け付けるとともに、商品別の電話番号を用意し、電話がつながりやすく、的確・迅速なサービスを行なえる体制を整えています。

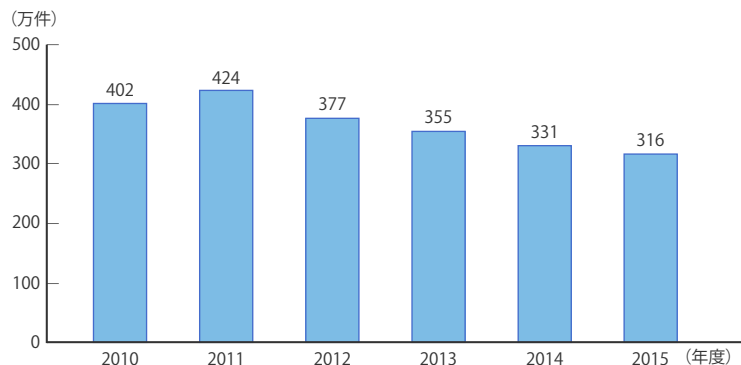
当社Webサイトからのお問い合わせでは、お客様が質問を入力すると、関連する複数のFAQ(よくあるご質問)を表示し、ご質問に迅速に対応できるよう努めています。表示内容については、お客様の検索キーワードや閲覧回数分析により、必要とされる情報を迅速・的確に表示できるよう精度向上を図っています。

このように、お客様が「お客様ご相談センター」に問い合わせされる前に問題解決できるしくみを整えることで、「お客様ご相談センター」での相談件数は減少傾向にあります。

また、海外においては、国あるいは地域ごとに「コールセンター」を運営し、お客様の各種ご相談への対応や、修理受付を行っています。

また、各国のWebサイトでもFAQを提供し、日本と同様に、お客様ご自身で問題を解決できる仕組みづくりに努めています。

お客様ご相談センター(個人のお客様向け)相談件数推移



修理サービス体制

日本の家電商品の修理サービスは、パナソニック コンシューマーマーケティング株式会社内のCS社(修理・部品サービス部門)が担当しています。また住宅設備系商品は、パナソニック エコソリューションズ テクノサービス株式会社が担当しています。

これらサービス会社は全国にネットワークを設け、地域密着のもと高度な技術とノウハウを備えたカスタマーエンジニアが常駐し、お客様からの修理のご依頼に対して、「迅速・確実」な出張修理サービスを行っています。修理受付は24時間365日の体制を整備し、とくに生活必需品のトラブルについては一刻も早い修理サービスの提供に努めています。

[パナソニック コンシューマーマーケティング(株) CS社 サービス拠点数]

全国102カ所(2016年3月現在)

[パナソニック エコソリューションズ テクノサービス(株)サービス拠点数]

全国40カ所(2016年3月現在)

修理サービス窓口強化の取り組み

お客様が修理を依頼される際の利便性向上を目的に、宅配便による修理品の受け渡しやWebサイトでの受付体制を整えています。また、デジタルカメラ(LUMIX)とノートパソコン(Let's note)については、東京(秋葉原)の修理工場に即日修理対応の窓口を設けています。さらに、修理工場とパナソニックセンター大阪ではデジタルカメラの商品相談・修理相談・クリーニングサービスを実施する「LUMIXコンシェルジュサービス」を開始しました。ワンストップサービスを提供するなど、お客様のライフスタイルや生活シーンに合わせたサービスメニューの提供に積極的に取り組んでいます。



LUMIX & Let's note修理工場(秋葉原)



LUMIXコンシェルジュサービス(大阪)

グローバルな修理サービス拠点

世界のどこでもお客様にご満足いただけるサービスをめざし、グローバルなサービスネットワークの構築に注力しています。また近年、海外からの訪日観光客の増加に伴い、海外のお客様が日本に旅行された際に当社製品を購入いただくケースも増えてきたため、海外における観光客向け製品の修理サービス機能の強化を図っています。

修理サービス拠点数 (海外は2014年度)

地域	修理サービス拠点数
日本	102
北米	1,605
中南米	1,032
欧州・CIS	676
東南アジア・大洋州	1,714
インド・南アジア・中東阿	1,144
中国・東北アジア	776

※日本：パナソニック コンシューマーマーケティング(株)CS社

法人向け事業のCS体制

住宅設備関連商品

照明、情報機器、電設資材、住宅設備・建材、および太陽光発電・蓄電設備などのエネルギー関連商品に関する法人向けお問い合わせ窓口では、お得意先様(パートナー)からの施工や設置・設定でのお困り事を365日迅速に対応できる体制を整えています。

業務用機器

映像、セキュリティ、情報通信、自動車、産業空調など業務用機器分野では、各分野の販売会社が商品のご提案から設計・施工、修理サービスに至るまで一貫してサポートし、お客様のニーズに合ったトータルソリューションの提供によるCS向上に取り組んでいます。

業務用ネットワーク機器

業務用ネットワーク機器を担当する当社グループの販売会社や、当社商品の販売パートナー様によって、お客様ごとに異なるニーズを把握し、商品の提案からシステム構築、販売、施工、保守、修理、運用サービス、クラウドサービスまでトータルソリューションをご提供しています。併せて、お客様の事業戦略の実行や業務改善をサポートする“新たな価値”をお届けしています。

CS活動においてはご相談窓口、修理サービス、保守メンテナンスなどお客様との接点から信頼関係を構築し、お客様のお困り事に継続的なサポートを提供し、お客様の生産性と収益向上への貢献をめざしています。

自動車用機器

自動車用機器については、当社グループ販売会社(パナソニック カーエレクトロニクス株式会社)が販売店様と連携を取りながら、当社製のカーナビゲーションやカーオーディオなどへのアフターサービスを担い、CS向上に取り組んでいます。

また、純正車載機器の供給にあたっては、カーメーカー様のご要望にお応えすべく、不具合品の早期発見・早期解決を実現する仕組みと体制を整え、スピーディーできめ細かなサービスを提供しています。

管理指標

サービス品質の高位平準化を目的にグローバル共通の管理項目を設け目標を設定し、定期的に達成度を測定し、その結果に基づき改善に取り組んでいます。また、サービスコストの適正化を目的に、新たな基準や指標づくりにも取り組んでいます。

BtoB向けシステム・ソリューション事業における お客様満足度向上活動

営業提案から保守・修理まで、ソリューション事業におけるお客様との一連の接点業務について、お客様の当社に対する「期待と評価のギャップ」を年1回、満足度調査を実施することで確認し、お客様へのお役立ち改善につなげています。調査は、当社の国内BtoB向けシステム商材の再販のお取引先様および直販のお客様の中から約400社を対象として、2008年より継続的に実施しています。調査内容は、営業提案、商品・SE、修理保守、施工、CSRの5つの項目に関し、46の設問についてお客様に評価いただくとともに、自由記述によるご意見・ご要望を頂戴しています。その分析結果に基づき、「改善取り組み計画策定→実行計画と改善活動→改善取り組み確認→満足度調査」の改善サイクルを回しています。商品企画、設計、技術、品質などの商品開発・製造部門、およびマーケティング、販売、施工、保守サービスなどのお客様サポート部門が連携し、調査の結果をBtoB向け商品やシステム・ソリューションの総合的な改善に活用することで、お客様満足度の向上に取り組んでいます。

下記のWebサイトには、その他のお客様対応の取り組みを掲載しています。

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/customer/satisfaction.html>

情報セキュリティ・個人情報保護

方針

▶パナソニック行動基準 第2章 事業活動の推進 II-4. 情報の活用と管理

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/chapter-2.html#section2-4>

個人情報保護方針

<http://www.panasonic.com/jp/privacy-policy.html>

情報セキュリティマネジメントシステム

当社は、お客様からお預かりした情報や個人情報の保護が重要であることを認識し、情報セキュリティの管理体制を設けて、グローバル規程の策定と実施により、全社で適切な管理に取り組んでいます。

また、従業員一人ひとりへの教育の実施を通じて、意識や知識を高めるとともに、的確な対応が実施できるように努めています。

▶当社のISO270001認証取得事業場リスト

<http://www.panasonic.com/jp/privacy-policy/iso27001.html>

公正な事業活動

マネジメントシステム

国境を越えたグローバルな企業活動が活発になるなか、意図的な不正行為や犯罪だけでなく、関係者の意識不足や認識不足によるさまざまな不祥事が頻発しています。また、法制度が未整備な国や地域で事業活動を行なう従業員は、常に高い規範意識を維持続ける必要があります。

パナソニックでは、世界のどの国・地域においても公正な事業を推進し、持続可能な社会を実現していくために、経済協力開発機構(OECD)の多国籍企業行動指針などの要素を組み入れた「パナソニック行動基準」の中に、「法令と企業倫理の順守」を明記して、グローバルに徹底しています。

行動基準の運用にあたっては、カンパニー・事業部や海外の地域統括会社などに設置した法務部門、行動基準順守担当取締役・役員、輸出管理責任者や各職能責任者がグローバルに連携して取り組んでいます。

従業員に対しては、毎年9月を「コンプライアンス月間」と位置づけて、倫理・法令順守意識の強化に努めるとともに、「コンプライアンス意識実態調査」を実施して世界の従業員への浸透度を確認しています。また、年一回、世界の全拠点における「パナソニック行動基準」の順守・実践状況について確認しています。

さらに、不祥事の防止や早期解決を目的に、国内外の拠点やお取引先様から公益通報ができるホットラインを設けています。

これらの取り組みで把握された課題に対しては、事業場単位で是正に取り組むとともに、本社にも一元的・網羅的に情報が集約され、社会情勢等も踏まえた上で、全社施策に反映し、これらを繰り返すことにより継続的な改善を図っています。現在は「独占禁止法順守」「公務員贈賄防止」を重点テーマとして活動を推進しています。

また、当社は1997年の一般社団法人 経営倫理実践研究センター(BERC)発足時からの会員企業として、BERCや他の会員企業との部会、研究会、情報交換活動などを通じ経営倫理の研究と実践、啓発、普及活動に取り組んでいます。

方針

当社は、創業者松下幸之助が制定した綱領「産業人たるの本分に徹し社会生活の改善と向上を図り世界文化の進展に寄与せんことを期す」を経営理念として、事業を通じて世界中の人々のくらしの向上と社会の発展に貢献することを目指し事業活動を行っています。この経営理念を実践するために、経済協力開発機構(OECD)の多国籍企業行動指針などの要素を組み入れた「パナソニック行動基準」を制定し、22言語に翻訳し、Panasonicブランドの目指す姿と、企業の社会的責任(CSR)に関する社会の要請に対する当社の基本姿勢を全取締役・社員でグローバルに共有しています。

パナソニック行動基準(一部抜粋)

「社会の公器」として公正な事業慣行に取り組むことを定めています。

第1章 私たちの基本理念

企業は社会の公器

私たちの会社は私企業であっても、事業には社会的責任があります。

私たちは、「企業は社会の公器」との理念のもと、その責任を自覚し全うしなければなりません。さらに、さまざまなステークホルダーとの対話を通じて、透明性の高い事業活動を心がけ、そして説明責任を果たします。そのために、私たちは、常に公正かつ正直な行動をスピーディーに行うよう努めます。

▶パナソニック行動基準 第1章「私たちの基本理念」

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/chapter-1.html>

第2章 事業活動の推進

II-3. 法令と企業倫理の順守

(1) 法令と企業倫理の順守は経営の根幹

私たちは、常に法令はもちろん、企業倫理を順守して、誠実に業務を遂行します。業務のあらゆる場面で、法令と企業倫理を順守することは、会社存立の大前提であるとともに、経営の根幹です。

(2) 公正な行動

私たちは、公正かつ自由な競争を尊重し、独占禁止法その他関係法令を順守します。

また、接待や贈答その他形態の如何を問わず、法令または社会倫理に反して、利益の提供を行わないとともに、個人的な利益供与を受けません。

反社会的勢力、団体に対しても、毅然とした態度で対応します。

(3) 関係法令の社内徹底

私たちは、法令やその精神の順守をより確実なものにするため、社内規程の整備に努めるほか、事業活動にかかわる法令に関する情報を積極的に収集し、教育研修など、あらゆる機会を活用して、社内への徹底を図ります。

(4) 法令違反の早期是正と厳正な対処

私たちは、業務に関して法令や企業倫理に違反する疑いがある場合には、上司あるいは法務部門など適切な関係部門や社内通報窓口に報告します。不正な目的でなく、法令違反またはそのおそれがあることを報告した者が、これを理由に解雇、降格等の不利益な取り扱いを受けることは、一切ありません。このような報告を取り扱うにあたっては情報管理を徹底します。

また、法令違反の行為が生じた場合には、速やかにその違反状態を是正し、再発防止を図るとともに、違反行為に対して厳正に対処します。

▶パナソニック行動基準 第2章 事業活動の推進 II-3. 法令と企業倫理の順守

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/chapter-2.html#section2-3>

コミュニケーション

当社では、事業の最高責任者のコンプライアンス意識が最も重要であるとの考え方のもと、行動基準順守担当取締役・役員、カンパニー・事業部や海外の地域統括会社などに設置した法務部門、輸出管理責任者や各職能責任者を通じて、グローバルに事業現場でのコンプライアンス、フェアビジネスの浸透を図っています。具体的には年度初めのグローバル法務会議で当年度のコンプライアンス方針をカンパニーや地域統括会社と共有し、毎年9月をコンプライアンス月間と定めています（詳細は「コンプライアンス教育」をご参照ください）。また、当社事業に関係のある法改正、政省令、官庁通達等が発信された場合は、都度、カンパニー法務責任者や関連組織等に通達、連絡を行っています。

コンプライアンス教育

「パナソニック行動基準」やコンプライアンスに関する教育としては、入社時、昇格時などに定期的に研修を実施しています。

また、行動基準のコンプライアンスに関わる事項の実践ツールとして、「コンプライアンスガイドブック」を整備しています。腐敗防止やカルテル防止など、当社従業員が日常の業務活動において法令を順守し、社会からの期待に応えるうえで必要な事項を事例形式でわかりやすく解説した内容で、コンプライアンスの観点からとくに重要と思われる54項目を挙げています。

また、各カンパニーで営業、調達、技術職能などにカルテルを含む独禁法、輸出管理、著作権法等、各種法令の順守に関するeラーニングを実施しています。

当社グループでは、毎年9月を「コンプライアンス月間」と位置づけ、倫理・法令順守意識のグローバルな定着とリスクへの対応力向上をめざした取り組みを実施しています。近年では、事業環境や当社事業の変化に伴い、特定の事業分野・部門、国・地域におけるリスクの変化や法令違反・不祥事の兆しを的確にとらえる機会として取り組みを強化しています。

期間中には、社長・カンパニー長・事業部長・地域総代表などの経営幹部が倫理・法令順守の方針・姿勢を明示し、コンプライアンスの重要性を現場レベルまで浸透させています。

また、従業員に対する「コンプライアンス意識実態調査」もこの期間に実施しています。

2015年度に実施したコンプライアンスeラーニングは8言語で実施され、19地域の拠点から、4万7000人の従業員が受講しました。

責任者・体制

担当役員は、常務取締役の石井 純です。(2016年8月現在)

カンパニー・事業部や海外の地域統括会社などに設置した法務部門、行動基準順守担当取締役・役員、輸出管理責任者や各職能責任者を通じて、グローバルに事業現場でのコンプライアンス、フェアビジネスの浸透を図っています。

2015年度からは、複数の職能にまたがるコンプライアンス、リスク、ガバナンス関連課題への対応機能を一元化した組織を新設。事業部門での公正な事業慣行への支援のスピードアップを図ってまいります。

内部通報制度

当社はコンプライアンスに関する様々な内部通報を受け付ける窓口として、以下のような通報窓口を整備しています。

- 国内外のコンプライアンス全般に関する「公益通報・グローバルホットライン」
- 職場における均等取扱い、セクシュアルハラスメントなどの相談に関する「イコールパートナーシップ相談室」
- カルテルや贈賄、下請法違反などに関する「公正取引ホットライン」
- 不適正な会計処理に関する「内部統制推進室ホットライン」
- 取引先様からの通報を受け付ける「フェア・ビジネス・ホットライン」
- 当社の会計・監査に関する「監査役通報システム」

「パナソニック行動基準」においては、「不正な目的でなく、法令違反またはそのおそれがあることを報告した者が、これを理由に解雇、降格等の不利益な取り扱いを受けることは、一切ありません。このような報告を取り扱うにあたっては情報管理を徹底します」と定めており、いずれのホットラインでも、通報者に対する不利益な取扱いは固く禁止され、秘密が守られます。また、通報者の方への連絡が不要な情報については、匿名でも通報することができます(一部のホットラインは除く)。

2015年度は、上記の通報窓口で約230件の通報、相談を受けました。受け付けた全ての通報、相談については、各通報窓口が関係部門と連携しつつ、調査、事実確認のうえ対応しています。

海外では「グローバルホットライン」に加え、北米、欧州、アジア、中南米の各地域内に通報システムを開設しています。

公正な事業活動：評価

コンプライアンスに関する方針の理解度、施策の有効性や定着度合いについてモニタリングするため、年1回、グローバルな全拠点において「パナソニック行動基準」の順守・実践状況についての確認を行っています。

具体的には、グループ各社での「行動基準順守担当取締役・役員等」の任命、行動基準に関する教育・研修の実施、行動基準の順守に関する誓約書の取得などの状況について確認を行うとともに、監査法人による内部統制監査を実施しています。

従業員に対しては、年1回「コンプライアンス意識実態調査」を実施しています。この調査は、コンプライアンス、情報セキュリティなどに関するグローバル共通設問と、各カンパニー・事業場や地域の状況に応じて設定する独自設問とで構成されています。2015年度は、グローバルに約132,000人が回答しました。調査結果は、地域や会社、また従業員の役職別など、さまざまな観点から分析し、コンプライアンスに関する方針・施策の立案や課題対応策の策定に広く活用しています。

例えば、当社の海外戦略地域に位置づけられているアジアでは、2012年度の調査結果を活用し、2013～2015年度の中期活動計画を策定しました。アジアは地域内でも国により法整備の段階にばらつきがあり、腐敗防止の面でもリスクが高い地域です。そういった事業環境のなかでBtoB、BtoGを含むソリューションビジネスを強力かつ公正に展開するにあたり、本調査を通じて、(1)コンプライアンス意識の継続的な醸成の必要性、(2)コンプライアンス教育の再徹底の必要性、(3)コンプライアンス意識の各国間格差、などの課題認識が確認できました。この結果を受け、(1)地域本社による活動ガイドラインの制定や啓発キャンペーンの実施、(2)各国言語でのeラーニングや研修プログラムの強化、(3)地域内の法務部門連携の強化やコンプライアンス監査による底上げ、などを中期活動計画に織り込み、日々の事業活動のなかで実践しています。

重大な違反と是正の取り組み

2015年度、ブラウン管事業における過去の欧州競争法違反に関し制裁金(係争中のものを除く)を支払いました。このことを真摯に受け止め、引き続き再発防止に向けた管理を徹底してまいります。(カルテル防止策については次章で報告いたします。)

万一、重大な倫理、法令違反が発覚した場合は、直ちに違反行為を停止し、経営幹部に報告するとともに、関係部門で事実確認や原因分析のうえ対応策を検討します。また、必要に応じ取締役会への報告を行い、取締役会で決議を経て、迅速かつグループ横断的に是正します。

公正な事業活動：公正取引

カルテル防止

当社は、複数の国際カルテル事件に関与していた事実を厳粛に受け止め、「カルテル防止」を全社重要課題と位置づけています。ひとたびカルテルを起こすと、お客様からの信頼を失うだけでなく、高額な制裁金や損害賠償金の支払い、公共調達における指名停止処分など、事業活動への様々な悪影響が発生することから、徹底して防止に取り組んでいます。

基本方針

カルテルや談合を防止するために以下のような基本方針を掲げて取り組んでいます。

- 競合他社との接触は必要最低限に限るものとし、やむを得ず競合他社と接触する場合、事前に必要な承認を取得するものとします。
- 競合他社との間で、価格や数量など競争に関わる事項について情報交換や取り決めを行うことは厳に禁止します。
- カルテルの疑いを招く行為に遭遇した場合には、異議を述べ退席する等の行動をとるとともに、社内に必要な報告を行うものとします。
- 社内通報制度や社内リニエンシー制度を設け、会社としての自浄能力向上に取り組むとともに、リスク評価に基づいた適切なモニタリングを実施し、効果的なカルテル防止体制を構築します。

腐敗防止

公務員への贈賄防止

各国当局が腐敗行為に対する取締りを強化するなか、当社においても新興国でのビジネスやソリューション事業の拡大に伴い、公務員への贈賄リスクが高まっています。腐敗指数の高い国・地域でビジネスを行う事業場を中心に、経営幹部からの贈賄防止方針の発信、公務員との会食等に関する出費の基準や承認プロセスの策定、ビジネスパートナー管理、役員・従業員への教育啓発活動の徹底など、公務員贈賄防止の取り組みを継続的に行っています。

公務員への対応に関する規程

公務員への贈賄およびその疑いを招く行為を防止することを目的として、2010年に「公務員への対応に関する規程」を制定しています。この規程では、商取引の獲得または維持に関連して、公務員に対して利益供与またはその約束、申出、承認を行ってはならない、と定めています。

公務員との会食などについての具体的な基準や承認プロセスを定め、公務員に対する直接的な利益供与を防ぐとともに、コンサルタント、代理店やロビイストなどのビジネスパートナーを通じた間接的な利益供与を防止するため、ビジネスパートナーを慎重に審査・選定し、贈賄禁止条項を契約書に織り込むことを求めています。

この規程に違反する行為があった場合、速やかに是正措置を講じるとともに、違反行為に対して厳正に対処します。

また、接待や贈呈などの交際費の支出時に、事前許可申請、並びに、実績報告を義務付け、公務員が対象となっていないかを確認するプロセスを組み込み、腐敗行為の未然防止を図っています。

人権の尊重

マネジメントシステム

パナソニックは「行動基準」に、「人権を尊重し、各国・各地域において法令を順守するとともに、文化・宗教・価値観などを正しく理解・認識することに努め、それらに対し敬意をもって接し、誠実に行動」することを明記しています。当社は、世界人権宣言、労働の基本原則および権利に関する国際労働機関(ILO)宣言、OECD多国籍企業行動指針の基本原則を支持し、その主要内容を「パナソニック行動基準」に採り入れています。

また、2011年6月に国連人権理事会で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」を参照するなど、グローバルな人権の考え方を、経営に反映していくために積極的なアプローチを行っています。

2014年度には「行動基準」を補完し、人権尊重に関する方針をより具体的に定めた「グローバル人権・労働方針」を制定するとともに、方針を順守するためのマネジメントシステムを構築いたしました。マネジメントシステムは、人権に関するリスクや影響を正しく評価し、リスク特定のための自主精査チェックリスト、特定されたリスクを是正し、継続的改善を行なうための手順を定めたマニュアル等で構成されています。今後も従業員はもちろん、世界各地の購入先様とも協力し、各国の法律・労働慣行を正しく理解し、人権尊重の取り組みを進めてまいります。

方針

グローバルに事業を展開している当社は、従業員のみならず、あらゆるステークホルダーの人権について、最大限の配慮と尊重をもって接することを事業活動の原則としています。当社の人権についての方針は、「行動基準」および「グローバル人権・労働方針」に明記しています。これらの方針には、労働時間、賃金、人道的処遇、差別禁止、プライバシーの保護、外国人労働者・実習生・若年労働者の人権への配慮、結社の自由と労使対話、等に関する項目が含まれています。

▶パナソニック行動基準 第3章 会社と従業員とのかかわり

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/chapter-3.html>

教育

当社は、人権の尊重を定めている行動基準の研修を、入社時・昇格時など定期的にも実施しています。

日本から海外会社に赴任する出向者に対しては、「海外勤務者・赴任前研修」を実施し、海外で特に留意すべき人権問題として、公正な処遇、雇用差別の禁止、組合活動の尊重等についての教育を実施しています。

責任者・体制

担当役員は、代表取締役専務の佐藤 基嗣です。(2016年8月現在)

担当部門としては、本社部門に人事労政部、4つの社内カンパニー(アプライアンス社、エコソリューションズ社、AVCネットワークス社、オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社)、および、傘下の事業部、グループ会社に、それぞれ人事部門を設置しています。

人権に関する相談窓口

当社は、本社に「イコールパートナーシップ相談室」を設置し、専任の相談担当者を設置するとともに、各カンパニー・事業部にもそれぞれ相談窓口を設置し、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、(性的マイノリティ(LGBT[※]))に関する内容など、人権に関する従業員からのあらゆる相談を受け付ける体制を整えています。

イコールパートナーシップ相談室では、職場の課題解決や働きやすい職場づくりにつながるための活動も行っています。例えば、2015年度に実施した、職場風土の活性化などに関する管理者向け研修では、受講者の97%が「意識改革を図ることができた」と回答しました。具体的には、「初期対応の大切さを再認識し、取り組むべき内容について明確に理解できた」「改めて自分の言動を見つめ直すよい機会となった」「人格尊重・コミュニケーション・相互の支え合いを職場メンバー全員と共有し、実践できる職場づくりに努めたい」といった肯定的な意見に加え、「研修対象層を拡大するとともに、定期的な開催が必要」といった相談室の活動に対するさらなる改善提言も寄せられました。

海外会社においても、同様の相談室や意見箱の設置など、相談者や通報者のプライバシーに留意した対応を行っています。

※LGBT: レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字

人権の尊重：評価

世界各国で事業を行う当社は、国際基準、各国・地域の法令、および、当社行動基準の順守を前提として、人権尊重に取り組んでいます。そのうえで、2007年からは、海外における人材マネジメントと労務管理における課題の特定・理解や解決のため「海外人事・労務アセスメント」を実施しています。調査に活用するチェックリストは約300項目から成り、労務管理の適切な実施、現地の労働法や雇用制度・慣行への合致、また事業への悪影響や問題を引き起こす潜在的な労務リスクの抽出などの内容が含まれています。

現地会社がチェックリストをもとに自主精査した後、地域統括会社のサポートのもと日本のカンパニー・事業部に所属する「アセッサー（評価担当者）」が監査をします。アセスメントを通じて明らかになった課題は、アセッサーリーダー（主に人事責任者）が中心となり課題解決に取り組み、労務マネジメントレベルの向上をめざしています。なおアセッサーの育成やチェック能力の向上を体系的に進めるために「アセッサー講習」を定期的に開催しています。

アセスメントは、2015年度は中国3社、アジア6社の合計9社で実施しました。今後も、日本と海外諸国間での緊密な連携を通じて労務管理能力の向上を図ることで、当社の全事業において人権を尊重する能力の向上をめざしていきます。

さらに、2014年度からは、同年に策定した人権・労働に関する「自主精査チェックリスト」によるリスク評価と改善の取り組みを導入いたしました。2015年度は実施対象を拡大し、海外会社52社において自主精査と是正・改善の取り組みを実施いたしました。

自主精査の結果、一部の会社において労働時間管理に課題が見られたため、人員体制や勤務管理方法の見直し、設備自動化等の改善計画を立案し、是正に向けた取り組みを推進しています。

人権の尊重：基本的人権への取り組み状況

強制労働、児童労働の禁止、若年労働者への配慮

従業員の採用にあたっては、基本的人権を擁護する観点より、各国の法令に基づき、コンプライアンスを順守した採用活動を行っています。また、強制・意思に反しての就労や児童の就労をさせません。児童労働を防止するため、「自主精査チェックリスト」に入社時の年齢確認等をチェックする項目を盛り込んでいます。特に、中国・アジアでは児童労働のリスクが高いと考え、年齢確認を徹底しています。18歳未満の従業員には重労働をさせず、教育の機会を得られるよう配慮、支援しています。

若年への就業機会の提供

当社は産学協同のProfessional Internship Program (PIP)を年に2回実施しています。PIPの目的は以下の3つです。

- 産学協同の人材育成
- 就業体験を通じた気付きの場の提供
- 就業適性の確認を通じた就職のミスマッチ解消

外国人労働者の雇用

地方からの出稼ぎ労働者や外国人労働者については、人権・労働リスクが高くなる傾向にあるため、人材派遣会社による手数料の徴収や、会社によるパスポート・身分証明書の保管がないか、雇用条件を含む雇用契約書を労働者の母国語で渡しているか、等をチェックする項目を策定し、意思に反しての就労が行われたり労働条件が不当に不利にならないよう、各国の法令に基づいて採用・派遣受け入れを行っています。

差別の禁止

当社では、各国の法令を踏まえ、人種・性別・年齢・国籍・信条・宗教・社会的身分・障がい・性的指向・性自認などに関わらず多様な人材が重要なパートナーとして尊重し合い、いきいきと活躍できる働きやすい職場づくりを進めています。

採用選考に当たっては、応募者の適性・能力・意欲に基づき採用選考することを採用規程に定めています。その徹底のため、例えば国内では、国が設置する公共職業安定所(ハローワーク)が策定する、公正な採用選考のための手引書「採用と人権」をもとに、面接者教育を実施しています。

社員規律としては、人権の尊重や不法行為の禁止、職場におけるセクシュアルハラスメントの禁止などを規定するとともに、違反が発生した場合の懲戒措置を社員就業規則に明記しています。

さらに、セクシュアルハラスメントなどの性差別やパワーハラスメント防止のため、以下のことに取り組み、公正で明るい職場づくりに努めています。

- セクシュアルハラスメントに対する方針の策定と周知徹底
- セクシュアルハラスメントに関するリーフレット・マニュアルの配布
- 職場風土の活性化・セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントに関するセミナー・研修会の開催
- LGBT研修の開催

労働時間の管理

各国の労働基準法や労働協約に基づき、適切な労働時間および休憩時間、時間外労働、休日・休暇などに関する規則を社員就業規則で定めています。

また、これらの規則を順守するため、労働時間管理システムを運営するとともに、従業員の健康管理にも総合的に取り組んでいます。

また、勤務管理システムで、一定の超勤時間に達した時点で警告を出すなどの工夫、超勤が特定の従業員に偏らないための最適な人材配置、および、万一長時間労働となってしまった従業員への追加的健康診断の実施など、従業員の健康に配慮した取り組みを実施しています。

賃金の管理

各国の労働基準法や労働協約に基づき、適切な賃金、通勤等の諸手当、賞与、その他臨時に支払われる給与、退職金などを社員給与規程で定めています。

当社は「現在担う仕事・役割」に基づき報酬を決める「仕事・役割等級制度」を導入しており、報酬体系上、性別による格差はありません。従業員への給与が正しく支給されているかについては、日本では、労働組合が年に一度、組合員の賃金実態調査を行い、労使間で決定した賃金交渉結果が、正しく組合員へ支給されているかどうかをチェックしています。

海外においては、国ごとに、最低賃金、法定給付、超過勤務等に関するすべての賃金関連法令を順守した規則を定め、これに基づいて運用し、決められた支払い期間と時期で、給与明細および電子データにより従業員への通知を行い、直接支給しています。

国・地域において金銭的懲罰が法令で認められている場合には、当社としては懲罰の一選択肢として認め、禁止はしていません。ただし、懲戒手続や懲罰金額が法令の範囲内かつ生活への影響を配慮した範囲内で設定され、社内規程に明文化されていること、従業員にも周知徹底されていることを前提としています。なお、日本の法律は金銭的懲罰を禁止していませんが、当社の国内の懲罰規程には金銭的懲罰は含まれていません。

結社の自由、団体交渉権の尊重

当社は、「結社の自由」「団体交渉権」を、企業として尊重すべき基本的人権の1つと考えています。

労働組合の結成を認めている国や地域においては、例えば日本では、当社とパナソニックグループ労働組合連合会とで締結している労働協約において、組合が団結権、団体交渉権、争議権を保有することを認める、と定めています。

また、法令や労働慣行により労働組合の結成が認められていない国や地域においても、「結社の自由」「団体交渉権」の目的である労使間対話を通じた課題解決を実質的に推進することを行動基準に定めるとともに、購入先様に対しても取引条件の一つとして取引基本契約書に明記し要請しています。

「パナソニック行動基準」(一部抜粋)

第3章 会社と従業員とのかかわり

(略)

(2) 人権の尊重

5. 会社は、各国の法令や労働慣行を踏まえ、常に従業員との積極的かつ誠実な対話を通じて、健全な関係の構築と課題解決に努めます。

▶パナソニック行動基準 第3章 会社と従業員とのかかわり

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/chapter-3.html>

「取引基本契約書」(一部抜粋)

(人権尊重についての購入先様への要請)

常に自社の従業員との積極的かつ誠実な対話を通じて、健全な関係の構築と課題解決に努めるものとする。

日本

当社は正社員に登用された時点で自動的に労働組合員となるユニオンショップ制を採用し、パナソニックグループ労働組合連合会との間で労働協約、基本協定を締結しています。当社の管理職以外の正社員は、経営に関する業務に携わる一部の社員を除き、全て労働組合に加入しています。また、非正規社員に対しても労働組合に加入できる権利について尊重しています。当社では経営上の重要事項について、労働組合に事前に説明し意見を求める場として「経営委員会」、特に重要な意思決定事項について、労働組合に説明し、承認・提言を得るための場として「労使協議会」を設置しています。

「経営委員会」「労使協議会」とも、それぞれ全社レベル、カンパニーレベル、事業部レベルで定期的開催しています。全社レベルの「経営委員会」は、社長、人事担当役員、労働組合中央執行委員長などが出席して毎月1回実施します。全社レベルの「労使協議会」は、常務以上の全取締役および労働組合の全中央執行委員などが出席して毎年2回開催しています。

構造改革など重要な協議事項が発生する場合、その最低通知期間は定めていませんが、会社からの申し入れ後、全社、カンパニー、事業部の各レベルで、必要であれば毎日でも協議を行い、労使双方が合意に至るまで議論を尽くすことを徹底しています。

欧州

欧州では1994年に採択されたEU指令※を受け、健全な労使間の協議の場として労使にて自主協定を締結し、パナソニック欧州従業員会議(PEEC)を設置しています。

2015年度は29人の従業員代表と13人の会社側代表がポーランド(ワルシャワ)に集まり、経営戦略や事業課題などに関する情報交換や活発な協議を行いました。

※ EU指令：欧州連合域内の2カ国以上にわたって1,000人以上を雇用するすべての企業に汎欧労使協議会の設置を義務づける指令

中国

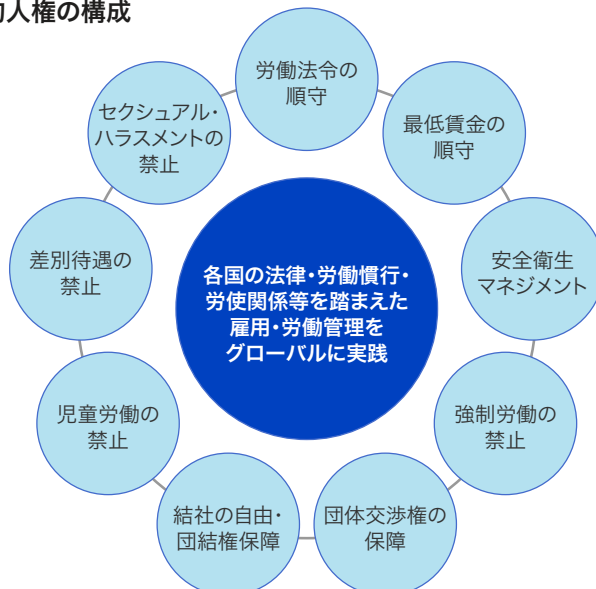
中国における民間企業の組合組織率は会社によって異なりますが、当社では、ほとんどのグループ会社で組合(工会)が組織され、活発な取り組みを行なっています。

具体的には、定期的な労使対話、積極的な労使合同レクリエーションの開催、重要な経営判断についての組合への事前説明などを行ない、事業発展の基盤となる良好な労使関係づくりに力を注いでいます。

尊重する基本的人権の構成

当社が尊重する基本的人権の主な構成を示すと下図のようになります。

尊重する基本的人権の構成



人権の尊重：グローバルな基準・法令等への取り組み状況

ILO中核的労働基準への取り組み状況

当社は、国連の世界人権宣言、労働の基本原則および権利に関する国際労働機関（ILO）宣言、OECD多国籍企業行動指針の基本原則を支持し、主な内容を「パナソニック行動基準」に採り入れています。人権・労働に関する重要な法的要請の変更等については、本社および地域統括会社が情報を収集して各拠点に徹底し、コンプライアンス強化に努めています。

結社の自由および団体交渉権

87号（結社の自由および団結権の保護に関する条約）

98号（団結権および団体交渉権についての原則の適用に関する条約）

▶「結社の自由・団体交渉権の尊重」 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/approach/#freedom

強制労働の禁止

29号（強制労働に関する条約）

105号（強制労働の廃止に関する条約）

▶「強制労働、児童労働の禁止、若年労働者への配慮」 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/approach/#labor

児童労働の実効的な廃止

138号（就業の最低年齢に関する条約）

182号（最悪の形態の児童労働の禁止および廃絶のための即時行動に関する条約）

▶「強制労働、児童労働の禁止、若年労働者への配慮」 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/approach.html#labor

雇用および職業における差別の排除

100号（同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約）

111号（雇用および職業についての差別待遇に関する条約）

▶「差別の禁止」 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/approach/#discrimination

奴隷労働、人身取引防止の取り組み

現代の奴隷労働には、隷属、強制、義務的労働、人身取引などの様々な形態が考えられ、その全てにおいて、他者による個人（成人、児童を問わず）の自由の剥奪を伴います（以下、「現代の奴隷労働」）。本文書は、当社の事業あるいはサプライチェーン上における現代の奴隷労働の発生を阻止するために導入した手段を説明するものです。

パナソニックは、当社が事業を行う各国の法律と規制に従い、現代の奴隷労働のない労働環境の確立に向け、徹底して取り組んでいます。私たちは、現代の奴隷労働を絶対に容認せず、全ての商取引ならびに取引関係において倫理的かつ誠実に行動します。また、当社の事業またはサプライチェーンで現代の奴隷労働が行われていないことを確実にするための効果的な制度や管理を実施、強化すべく、徹底的に取り組んでまいります。私たちは、当社が使用する製品、サービスの供給のいずれにおいても、現代の奴隷労働を故意に利用しません。また、現代の奴隷労働を利用していると考えられるサプライヤーからの物品、製品、サービスの提供を受けません。

当社の事業と主な高リスク領域

当社の事業

パナソニックの事業は以下の4つのセグメントから成り立っています。

- アプライアンス
- エコソリューションズ
- AVCネットワークス
- オートモーティブ&インダストリアルシステムズ

当社のサプライチェーン

当社のサプライチェーン管理には、電気製品の提供や製造に関連する原材料や鉱物の調達原則を含んでいます。より詳細な情報については、http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/supply_chain/minerals.html をご参照ください。

当社の主なリスク地域

現代の奴隷労働が発生するリスクは、特定の地域で特に高いと考えられます。パナソニックはこれらの地域において、現地の法規を順守すべく、徹底的な確認を実施してまいります。

現代の奴隷労働防止のためのデュー・デリジェンス(適正評価)プロセス

当社のサプライチェーン上で現代の奴隷労働が決して行われないう、リスクを特定、緩和するための当社のイニシアティブの一環として、当社は以下のような取り組みを行っています。

「パナソニック行動基準」(一部抜粋)

第3章 会社と従業員とのかかわり

(略)

(2) 人権の尊重

2. 会社は、強制・意思に反しての就労や児童の就労をさせません。従業員の雇用については、事業活動を行う各国・各地域の法令に常に準拠します。

▶ 行動基準「会社と従業員とのかかわり」 <http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/chapter-3.html>

「取引基本契約書」(一部抜粋)

(人権尊重についての購入先様への要請)

強制労働、児童労働、外国人労働者の不法就労その他の違法ないし不当な雇用を行わないとともに、賃金・労働時間を含む従業員の雇用条件については、事業活動を行う各国・各地域の法令に準拠するものとする。

3ステップの調達方針

人権の尊重と労働の安全を確実にするための方針です。

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/procurement/policy.html>

購入先様へのお願い

購入先様に、人権および労働安全衛生を含む、当社のCSR(企業の社会的責任)要件を満たすようお願いしています。

「パナソニック サプライチェーンCSR推進ガイドライン」(一部抜粋)

1-1 強制的な労働の禁止

すべての労働者を自由意思において雇用し、強制的な労働を行わせない

<具体的取り組み事項>

- あらゆる形態の強制、非自立的囚人労働、奴隷、拘束、年季契約労働、または人身取引を行わない。
- 寮や職場の出入りに不合理な制約を課さない。
- 正式契約の前に(外国人労働者は母国を発つ前に)、母国語の文書で労働条件について労働者に通知し、契約書を取り交わす。
- 労働者の離職の自由を認める。
- 購入先、派遣会社および人材斡旋業者は、政府発行の身分証明書、パスポート、労働許可書(労働許可書の保持が法律で義務付けられている場合を除く)、移民申請書などを保持しない。
- 購入先、派遣会社や人材斡旋業者、労働者から採用手数料の徴収を行わない。
- 労働者に給与からの控除項目を全て伝える。
- 派遣会社や人材斡旋業者へ上記の項目に対応することを要請し、確認する

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/procurement/for-suppliers.html>

研修

当社では、全新入社員に対し、経営理念と行動基準に関する研修を実施しています。研修の内容には、現地の法令順守、本人の意思や現地の雇用法に反した雇用を行わないことに重点を置いた基本的人権の尊重が含まれます。

採用

当社は厳格な採用方針を定めており、各国の法令に則った採用を行っています。当社の「自主精査チェックリスト」には、児童労働防止のための年齢確認、人材派遣会社による労働者からの手数料請求やパスポート・身元証明書類の保持の禁止、また、労働者の母国語で記載された雇用条件を含む雇用契約書の提供などが含まれます。

購入先様向けCSR自主チェック

当社では現在、購入先様が当社の定める「サプライチェーンCSR推進ガイドライン」にどの程度準拠しているかを評価するためのツールの構築、試行を行っています。この中には、現代の奴隷労働に関する項目が含まれており、CSRならびに現代の奴隷労働に関する基本方針への順守状況を自主チェック形式で回答いただいています。すでに、日本、中国、その他アジア諸国の約700社の購入先様にお願いしました。

匿名による内部通報

私たちは、従業員向けに匿名の内部通報窓口を提供し、通報者を保護しています。従業員には、定期的に内部通報窓口の存在を通知し、違法性のある行動や慣習が疑われる場合に通報窓口の利用を奨励しています。

今後に向けた継続的な改善計画

私たちは、当社のサプライチェーンについての理解を深め、サプライチェーン上で働く労働者への責任の遂行と透明性の向上に尽力することを表明してきました。今後も、購入先様と協力し、現代の奴隷労働防止の方針および関連法規の順守を推進してまいります。

当社は、購入先様に、現代の奴隷労働に関して当社が定めるCSRの主要理念と方針に順守いただくべく、CSR自主チェックの配布を開始いたしました。この取り組みを継続し、コンプライアンスの確保に努めてまいります。購入先様からの回答をいただき次第、現代の奴隷労働に関する法律と当社のCSR方針に対する各社のコンプライアンス状況を評価し、継続的改善に取り組んでまいります。

SA8000要請事項への取り組み状況

SA8000 は、米国のNGO(Social Accountability International) が公表する労働・人権に関する国際規格です。職場における労働者の権利、労働環境およびマネジメントシステムなど雇用者が満たすべき自主的な要求基準が示されています。SA8000 が要求する8つの要求事項ならびに各マネジメントシステムへの当社の対応状況については、以下のWebサイトで公表しています。

1. 児童労働

▶「強制労働、児童労働の禁止、若年労働者への配慮」 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/approach/#labor

2. 強制労働

▶「強制労働、児童労働の禁止、若年労働者への配慮」 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/approach/#labor

3. 健康と安全

▶「労働安全衛生」 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html

4. 結社の自由と団体交渉権

▶「結社の自由・団体交渉権の尊重」 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/approach/#freedom

5. 差別

▶「差別の禁止」 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/approach/#discrimination

6. 懲罰

▶「差別の禁止」 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/approach/#discrimination

7. 労働時間

▶「労働時間の管理」 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/approach/#hours

8. 報酬

▶「賃金の管理」 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/approach/#wages

人材育成・多様性：LGBT※(性的マイノリティ)に関する取り組み

方針

当社は「行動基準」の中で、各国の法令を踏まえ、性的指向、性自認に関する差別的言動を行わないことを明記しています。

▶パナソニック行動基準 第3章 会社と従業員とのかかわり (2)人権の尊重

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/chapter-3.html>

※ LGBT：レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字。本項ではLGBT等の性的マイノリティを「LGBT」と表記いたしております。

処遇面での人事関連制度の取り扱い

個人を尊重し、その個性を認め、活かしていくことを基本としたダイバーシティ経営推進の一環として、パナソニック株式会社では、2016年4月より、人事関連制度において、法的要件等で対象外となるものを除き、同性パートナーにも配偶者に準じた適用を行っています。国内外の関係会社においては、各国毎の法令順守を前提とし、各社毎に対応しています。

理解促進

LGBTへの理解を促し、LGBT社員の働きやすい職場を実現するために、2016年2月より、人事職能、管理職、社員への研修を順次、実施しています。人事職能への研修では、LGBTに関する基礎知識に加え、差別的言動への対処方法、当事者のニーズへの対応方法などを伝えています。社内イントラネットでもLGBTへの理解促進のための情報や、LGBTを支援するイベントへの参加を呼びかけるための情報発信を行っています。

外部活動支援

当社は、2014年度から、LGBTの働きやすい職場づくりに取り組む任意団体work with Prideへの協力を行っています。2014年のイベント開催では、東京の当社ビル内のホールを会場として提供し、企業の人事部門を中心に約200人に参加いただきました。

2015年度も、work with Prideの東京レインボーウィーク出展や、株式会社リクルートホールディングス様会場でのイベント開催に引き続き協力しました。2015年12月から2016年5月まで開催された、企業のLGBT評価指標の策定ワーキンググループでは、事務局メンバーとして運営に貢献しました。

下記のWebサイトには、その他の人材育成と多様な人材の活用の取り組みを掲載しています。

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/employee.html>

労働安全衛生

マネジメントシステム

当社グループの安全衛生管理活動の目的は、先進的な取り組みを行うことで安全で快適な職場環境の実現を図り、従業員の幸福と事業の発展に貢献することにあります。併せて、構内に常駐している請負会社の社員の安全衛生についても配慮すると規程に定めています。

当社は、労働安全衛生に関する活動を継続的に維持・向上していくために、グローバルにほぼ全ての製造拠点（一部は現在構築中）で労働安全衛生マネジメントシステムを導入しています。当社拠点では、OHSAS18001の内容を包含し、さらに当社独自の視点を追加した「パナソニック労働安全衛生マネジメントシステム」を中心に導入していますが、顧客企業からの要請がある拠点では、OHSAS18001の外部認証も各国で取得しています。

このシステムを運用することで、全ての従業員が明確な役割と責任のもと、明確な目標を設定して安全衛生活動を推進するとともに、事業場長による定期的なレビューを行い、活動の見直しを図っています。また、職場に潜む労働災害や疾病の潜在リスクを洗い出し、優先度の高いものから確実にリスク低減を行う、リスクアセスメントを年1回以上、定期的実施するほか、社内で発生した労働災害事例を社内のイントラネットで共有化し、各事業場にて再発防止に向けた活動を実施しています。

日本の各事業場では、労使メンバーで構成される安全衛生委員会が、従業員に影響を及ぼす安全衛生管理の問題について調査・審議しています。さらに、協力会社の従業員への対応を図るために労働安全衛生協議会を設置し、労働安全衛生ポリシーをはじめ、各種情報提供などの活動を行っています。

また、パナソニックグループの安全衛生担当者が参加する「健康・安全衛生フォーラム」を年1回開催し、各事業場の活動事例の学び合いや、外部講師による講演などにより、担当者の知見を高め、各事業場での取り組みにつなげています。

さらに、一定の無災害記録を達成した事業場や、他事業場の範となる安全・衛生・健康づくり活動を行っている事業場に対し表彰を行っています。

方針

パナソニック行動基準（一部抜粋）

従業員の健康に配慮し、安全で快適な職場環境の確保に努めることを定めています。

第3章 会社と従業員とのかかわり

(2) 人権の尊重

4. 会社は、従業員の健康に配慮した安全で快適な職場環境の確保に努めます。

▶パナソニックの行動基準「会社と従業員とのかかわり」

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/chapter-3.html>

パナソニック労働安全衛生ポリシー

当社は、「パナソニック労働安全衛生ポリシー」として、労働安全衛生宣言とともに、労働安全衛生行動指針を定め、8項目にわたる取り組み内容を示して、その徹底に努めています。

労働安全衛生宣言

わが社は、経営理念に示された「人間尊重」の精神に基づき「心身ともに健康で安全に働ける快適な職場」の実現に向けて万全の配慮と不断の努力を行う。

労働安全衛生行動指針

1. 法の順守

各事業場は、安全衛生に関係するすべての法律、規則、通達を含む法的要求事項を満たす自らの規程・基準を確立し、これを順守しなければならない。

2. 経営資源の投入

各事業場は、心身ともに健康で安全な快適職場を実現するために、人的、技術的および資金的な資源を投入しなければならない。

3. 労働安全衛生マネジメントシステムの構築と維持向上

各事業場は、安全衛生活動を向上させるために、労働安全衛生マネジメントシステムを構築し、その維持向上を図らなければならない。

4. 役割、権限、責任の明確化・組織体制の整備

労働安全衛生マネジメントシステムを円滑に運用し、自主的継続的改善の推進を図るために、各事業場は安全衛生組織、法的資格選任者および管理監督者の役割、権限、責任を明確にしなければならない。

5. 危険・有害要因の除去・低減

各事業場は、リスクアセスメントを実施し、危険・有害要因を特定して改善を図り、これを除去・低減しなければならない。

6. 安全衛生目標の設定・管理計画の作成と実行

各事業場は、安全衛生委員会等により事業者（経営者）と従業員が一致協力して、安全衛生活動の評価を行ない、災害および健康影響の危険性を特定し、適切な目標を設定し、目標の達成を確実にする安全衛生計画を作成し、これを実行しなければならない。

7. 監査の実施と事業者（経営者）による見直し

各事業場は、安全衛生活動状況を監視する定期監査を行なうと共に、その結果に基づき事業者（経営者）による適切な見直しを行ない、継続的な改善を実施しなければならない。

8. 教育・訓練

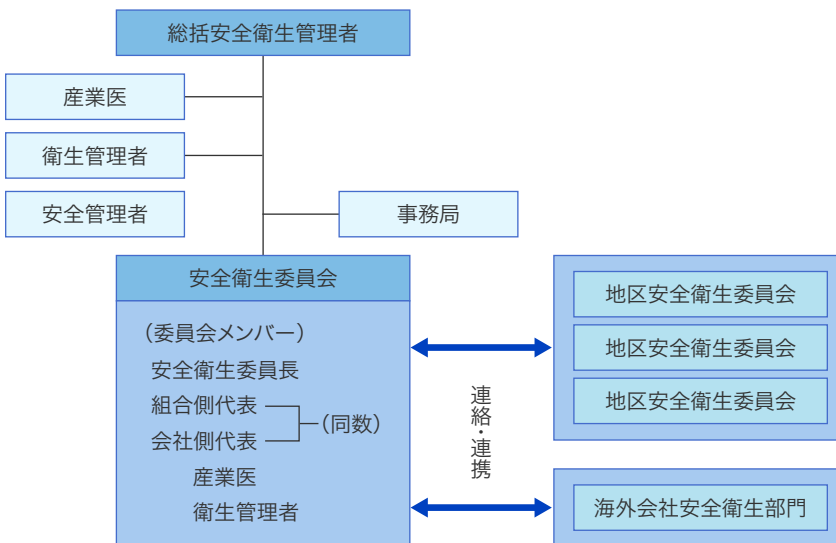
各事業場は、従業員および構内協力会社に対し安全衛生管理計画に沿った教育・訓練を実施し、安全衛生ポリシーおよび労働安全衛生マネジメントシステムを周知徹底しなければならない。

責任者・体制

担当役員は、代表取締役専務の佐藤 基嗣です。（2016年8月現在）

組合側代表ならびに会社側代表が同数でメンバーを構成する安全衛生委員会を組織しています。

事業場安全衛生管理組織（日本）



労働安全衛生に関する相談窓口

当社では、従業員の精神的・肉体的ストレスに対する予防や対応の窓口として、以下の相談窓口を設置しています。

従業員相談員(または所属事業場の人事部門)

当社では、業務経験の豊富な従業員を「相談員」として任命し、他の従業員からの相談に対応する「相談員制度」を1957年から導入しています。相談員は、従業員からの福祉制度に関する相談に乗ったり、仕事や私生活の悩みやトラブルを主体的に解決するための支援を行っています。

EAP※相談室

従業員の個人的な悩みや心配ごとを、会社や健康保険組合に知られることなく相談できる、専門のカウンセラーを設置しています。

※EAP(Employee Assistance Program) : 従業員援助プログラム

健康管理室

産業医・産業保健スタッフが常駐して、業務中の疾病の処置、心身の健康相談、生活習慣病予防や禁煙などの健康支援プログラムを提供しています。

健康問題への取り組み

HIV・AIDSの予防、感染者と家族の支援

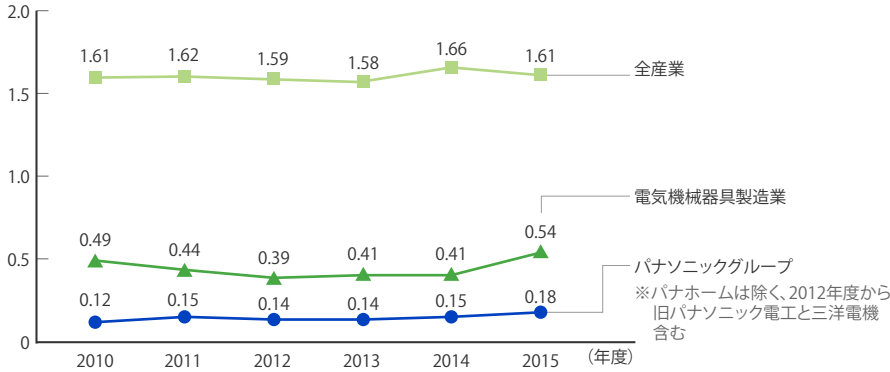
当社では、「エイズについて正しい知識を持って対応すれば予防でき、無用な不安や職場での混乱を避けることができる」との考えのもと、従業員への啓発活動を最優先に取り組むことを基本としています。また、人事管理面では感染者の人権保護を第一義として対応するものとし、個人情報の守秘、人事上の差別の禁止、同意なしのHIV抗体検査の禁止、啓発活動の実施の4点を対応の原則としています。

労働安全衛生：評価

労働災害の発生状況と対応

労災発生率

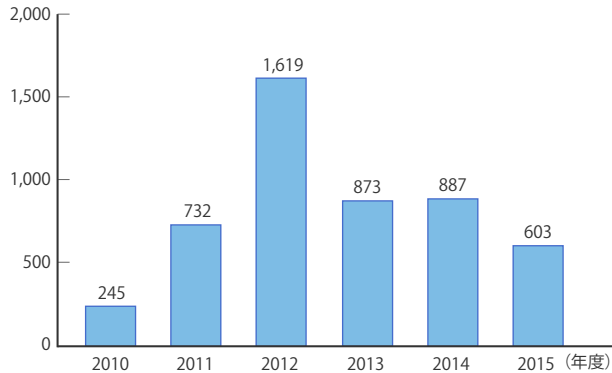
(件/100万時間)



出典：「全産業」「電気機械器具製造業」のデータは厚生労働省のWebサイトより

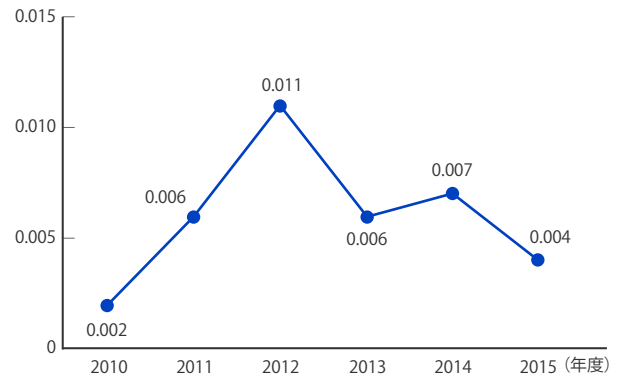
労災による損失日数

(日)



※ 労働災害によって失われた被災者の労働日数の合計

労災による強度率



※ のべ労働時間1,000時間あたりの労働損失日数の割合

労災発生事業場では、発生原因の追及と再発防止対策を行うとともに、全社で災害事例の共有化を行い、各事業場で未然防止の取り組みを実施しています。

重量物や化学物質を扱うなどの特殊作業については、SDSによる作業確認や適切な保護具の提供を行い、出来るだけ、作業を減らすよう努めるとともに、法令に基づく追加の健康診断を実施し、健康への影響が発生しないよう継続的にモニターしています。

間接部門におけるVDT作業についても、1日4時間以上の作業を行ない、本人、または上司・産業医が必要と判断した従業員に対して、年1回の特殊健康診断を実施しています。

責任ある調達活動

マネジメントシステム

環境や人権への配慮など、調達活動における社会的責任が求められる中、当社は、優れた技術と品質を提供するだけでなく、「クリーン調達」「グリーン調達」「コンプライアンス」「情報セキュリティ」「人権・労働・安全衛生」など社会的責任を果たされている購入先様と取引を行うよう努めています。

調達業務に従事する従業員に対しては、CSR調達に関する社内規程やマニュアル類、必要な情報を、配布物、イントラネット、研修会等を通じて共有し、CSR調達への理解とCSR意識の向上を図っています。

購入先様に対しては、当社の経営理念やCSR調達方針に賛同いただき、人権、安全な職場環境、環境への配慮など、CSRに関する項目を含む取引基本契約を締結しています。

また、購入先様に順守いただきたい内容を「サプライチェーンCSR推進ガイドライン」として発行・配布し、品質・コスト・納期・サービス(QCDS)の評価基準、経営実績に加え、CSRに関する取り組みについても、定期的に購入先様の評価を実施しています。

紛争地域で人権侵害や環境破壊、汚職など不正に関わる組織の資金源となっている紛争鉱物については、経済協力開発機構(OECD)の「紛争鉱物デュー・ディリジェンス・ガイダンス」に沿った取り組みを行っています。

このような取り組みを通じて、購入先様とともに、持続可能なサプライチェーンに取り組んでまいります。

方針

調達方針

当社は、調達についての基本的な考え方を「調達方針」として3項目にまとめています。その根底にあるのは、「購入先様は当社との相互の信頼関係に基づき研鑽や協力を重ねながら、お客様が求める価値を創造するための不可欠なパートナーである」との考え方です。

●グローバル調達活動の実践

グローバルでの生産活動に対応するために、グローバルに購入先様とのパートナーシップを築き、相互の信頼、研鑽、協力のもと、求められる機能・価値を創造してまいります。

●CSR調達の実践

法令や社会規範、企業倫理を順守し、人権・労働・安全衛生、地球環境保全、情報セキュリティなど社会的責任を果たす調達活動を購入先様と共に推進してまいります。

●購入先様と一体となった調達活動

お客様に受け入れられる商品価値を実現するために、部材・商品の市場動向や新技術・新材料・新工法等、購入先様との情報窓口としての役割を果たし、購入品の品質確保と維持・向上、競争力ある価格の実現、市場変化への対応を推進してまいります。

詳細は、調達活動「調達方針」をご覧ください。

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/procurement/policy.html>

フェア・ビジネスの徹底

●購入先からの金品の受領の禁止

当社は「購入先などからの接待等の規律に関する規程」を定め、物品の購入や役務の提供を受ける取引相手先および取引の可能性のある相手先から、供応接待・会食、金銭・物品・不動産の受領、便宜の提供、その他の利益供与を受ける行為の禁止など、取引における厳格なルールを示しています。また、違反行為などの発見時には、職場上司、人事・法務などの関係部門または社内通報規程に定めるホットラインへの通報・相談を促すと同時に、違反者に対する懲戒についても定めています。

●購買オンブズマン「フェア・ビジネス・ホットライン」の設置

当社ではクリーン調達宣言に基づき、公平かつ公正な調達活動を推進しています。

万一、当社の調達社員が法令・規則、購入先様との契約、パナソニックの「行動基準」や調達の行動規範に違反が生じている、または、生じようとしている疑いのある場合の通報制度として、客観的で公正な組織として「フェア・ビジネス・ホットライン」を設置しています。

▶クリーン調達宣言

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/procurement/declaration.html>

教育

CSR調達に関する研修を導入、基礎、実践にわけて、年間7回開催しています。

研修を通じてCSRに関する考え方や調達コンプライアンスの基礎的な知識を習得し、調達業務における社会的責任を果たせる人材の育成を図っています。

責任者・体制

担当役員は、代表取締役専務の宮部 義幸です。(2016年8月現在)

担当部門はグローバル調達社です。また各カンパニーおよび傘下の事業部、関係会社には調達部門が設置されています。

当社では、グローバル調達社がCSR調達活動の全社的な推進を行い、各カンパニーおよび傘下の事業部、関係会社と連携しながら、強化に取り組んでおります。

各カンパニー・事業部は調達業務に関する全社規程、マニュアルなどに沿って取り組みを計画、推進する形でPDCAサイクルを回しています。推進上の課題は、カンパニー・事業部の調達職能責任者で構成する会議などで討議し、適切な対応を行っています。

責任ある調達活動：購入先様へのCSRの徹底

「パナソニック サプライチェーンCSR推進ガイドライン」発行

2016年3月、パナソニックグループでは国際基準や業界での標準的な考え方を参照し、パナソニックグループのCSR調達の考え方を伝えるとともに、購入先様に順守いただきたいCSRの要請項目を「パナソニック サプライチェーンCSR推進ガイドライン」(以下、調達ガイドライン)として発行しました。

調達ガイドラインは日本語、英語、中国語で作成し、ホームページへ掲載するとともに、すべての購入先様にメールで配布し周知徹底を図っています。

詳細は、調達活動「購入先様へのお願い」をご覧ください。

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/procurement/for-suppliers.html>

関連情報

▶奴隷労働、人身取引防止の取り組み

http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/global_standards#anti-slavery

購入先様へのCSR自主チェックのお願い

2015年度より、人権・安全衛生・環境・倫理に関する取り組み状況について、購入先様に自主チェックのお願いを開始しました。自主チェックの結果に基づき、購入先様のリスクを分析・評価し、必要な際はヒアリングや監査を行います。

2015年度は日本と中国の購入先様を中心に約700社にCSR自主チェックをお願い致しました。

今回の自主チェックでは深刻な課題のある購入先は見られませんでした。引き続き、自主チェックをお願いする購入先様を拡大し、課題が見られた場合は早急に是正処置を講じ、健全なサプライチェーン構築に努めてまいります。

環境負荷低減に関する購入先様との連携

当社は購入先様・物流パートナー様との連携を通じて、環境負荷の低減を図っています。

▶サプライチェーン連携

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/supplychain.html>

▶2016年度【ECO・VC活動】の趣旨と応募要項

<http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/procurement/partner/contest.html>

責任ある調達活動：紛争鉱物対応

紛争鉱物に対する基本的な考え方

当社は、コンゴ民主共和国(DRC)および周辺諸国(以下、対象諸国)で人権侵害、環境破壊、汚職など、不正に関わる組織の資金源となっている紛争鉱物※問題を重大な課題として懸念しています。

そして、調達活動における社会的責任を果たすため、このような不正に関わる紛争鉱物を原材料として使用しない方針です。

万一、使用が判明した場合は、ただちに不使用化に向けて取り組みます。

このために、2010年12月に全グループに対して、不使用の徹底を要請する通達を発信し、2011年2月には、主要な購入先様に鉱物調達先の確認を求める取り組みも開始しました。

ただし、対象諸国には、不正と関わりなく、合法的に事業活動を行っている企業や人々もいます。不正と関わりのある鉱物不使用の取り組みにより、そのような人々の事業活動や暮らしを阻害することのないよう、十分な注意を払いながら取り組んでいかなければなりません。

そのためには、対象諸国で公正な鉱物サプライチェーンの構築に取り組む国々や企業、NPOを含め、さまざまなステークホルダーと連携して取り組む必要があります。こうした認識をもとに、当社は、経済協力開発機構(OECD)が2011年8月より開始した「紛争鉱物デュー・ディリジェンス・ガイダンス」実施プロジェクトに参加しました。

本プロジェクトへの参加をはじめとして、OECDガイダンスに沿った取り組みを行い、グローバルスタンダードに即したマネジメントプロセスを構築することで、紛争鉱物問題の解決に向けた国際的な取り組みへの貢献をめざしていきます。

※ 錫・タンタル・タングステン・金

紛争鉱物対応体制

モノづくり総括・調達担当役員(代表取締役専務 宮部 義幸(2016年8月現在))を最高責任者とし、全社体制を構築して取り組んでいます。2013年4月の4カンパニー制開始に伴い、各カンパニーに「紛争鉱物調査・報告責任者」を設置しました。各カンパニーで紛争鉱物調査・報告責任者の下、それぞれの事業特性に応じた体制構築と調査実施に取り組んでいます。

デュー・ディリジェンスの取り組み

購入先様に当社方針をお伝えするとともに、「DRCコンフリクトフリーに向け、合理的な努力を払っていただくこと」「可能な限り紛争とかかわりのない製錬所(以下、CFS)から調達いただくこと」をお願いしています。

紛争鉱物調査は、製錬/精錬所に至る全ての購入先様のご協力が必要なことから、購入先様の対応負荷低減と調査効率向上のため、共通の調査ツールや説明資料を使用することが効果的です。このことから当社では、調査ツールとして「コンフリクト・フリー・ソーシング・イニシアティブ(CFSI)」の発行する「コンフリクト・ミネラル・レポーティング・テンプレート(CMRT)」を使用しています。また、JEITA「責任ある鉱物調達検討会」で実施する調査説明会に説明員として参加し、自動車メーカー・自動車部品工業会と共通の調査実施マニュアル・手引きを積極的に活用しています。

調査の状況

2015年度は、パナソニックグループ全体で1300社の購入先様に対し紛争鉱物調査を実施し、86%を回収しました(2015年12月末時点)。回収した調査票(CMRT)に基づき、リスク分析と評価を実施しリスクに応じて購入先様へ更なる調査をお願いしました。

パナソニックグループで特定した製錬所は、対象4鉱物で256社でした。そのうちCFSと認定されている製錬所は錫が65%、タンタルが100%、タングステンが66%、金が65%でした(2015年12月末時点)。

「対象諸国を原産地としている」との回答をいただいた金属について、現時点、直接・間接に武装勢力の資金源となっている鉱物は確認されていませんが、引き続き製錬所情報の精査、特定を続けてまいります。

また、業界活動などを通じて、精錬所にCFS認定の取得を働きかけるとともに、購入先様に、引き続きデュー・ディリジェンスに取り組んでいただき、万一、紛争に加担する鉱物が見つかった場合には、調達先の変更など不使用化に向けた取り組みを行っていただくことをお願いしています。

「責任ある鉱物調達のためのデュー・ディリジェンス実施」 フォーラム参加

当社では2011年より、「OECD紛争鉱物デュー・ディリジェンス・ガイドランス」実施プロジェクト(現、「責任ある鉱物サプライチェーン・フォーラム」)に参加しています。2013年11月のフォーラムでは、ルワンダで責任ある鉱物調達に取り組む鉱山、取引所、鉱石のトレーサビリティシステム、鉱物の組成および年代分析により鉱山を特定する取り組みなどを確認し、コンフリクトフリーの鉱物調達に向けた努力が行われていることを理解しました。2016年5月にパリで開催されたフォーラムにも参加し、紛争鉱物問題への効果的なアプローチについて、関係者との意見交換を行いました。

業界連携の取り組み

紛争鉱物調査ではサプライチェーン上のすべての購入先様のご協力が不可欠です。このことから当社では、電子情報技術産業協会(JEITA)「責任ある鉱物調達検討会」の共同主催、および、共同リーダーとして、業界連携によるサプライチェーンへの啓発活動や調査効率の向上に取り組んでいます。

具体的には、国内外の業界団体と連携し、紛争鉱物に対する正しい取り組みを促進するためのセミナー開催や調査説明会の実施、製錬/精錬所情報の精査、米国の紛争鉱物に関するデータ転送規格IPC-1755策定への参画などに取り組んできました。「責任ある鉱物調達検討会」は2013年11月に、日本の自動車メーカーと「コンフリクト・フリー・ソーシング・ワーキンググループ」を発足し、製錬業界との対話や製錬/精錬所情報精査の取り組みを加速させました。当社はこの活動にも参画しています。

2016年1月よりCFS認証をまだ取得されていない製錬所に対しJEITA「責任ある鉱物調達検討会」加盟企業とともに、CFS認証を取得いただくよう働きかけを行っています。

また日本国内の製錬所を訪問し、紛争鉱物対応に関する状況や課題について情報交換を行い、合理的な紛争鉱物対応のあり方を検討しました。

コンゴ民主共和国及び周辺諸国での取り組み支援

当社は、川下企業の社会的責任として自社のサプライチェーンのデュー・ディリジェンスに取り組んでいますが、紛争鉱物問題解決のために最も重要な取り組みは、対象地域で責任ある鉱物調達の仕組みを確立することであると考えます。

この考えに基づき、2013年3月より、業界団体、米国政府、市民団体などによる「責任ある鉱物取引のための官民連携(PPA)」に参画しています。

PPAは、アフリカ大湖周辺地域で、紛争と関わりのない鉱物取引のための認証・トレーサビリティの仕組みづくり・能力開発などの取り組みを支援するとともに、参加組織の対話・連携の場を提供することにより、当該地域での持続可能で責任ある鉱物取引の実現をめざしています。

当社はPPAに参画し、責任ある鉱物取引の取り組みを支援することで、当該地域の健全な経済発展に貢献したいと考えています。

関連情報

▶PPAのWebサイト <http://www.resolv.org/site-ppa/>

対象諸国の持続可能な発展への支援

当該地域に関する当社の企業市民活動としては、2010年から、アフリカ諸国の課題解決に取り組むNPO/NGOの広報基盤強化を支援するプログラム「Panasonic NPOサポート ファンド for アフリカ」を立ち上げ、アフリカ諸国で社会課題の解決に取り組む団体を支援しています。当社がこれまで助成してきた団体の中には、ウガンダ・コンゴ民主共和国などで地雷、小型武器、子ども兵の問題に取り組む認定NPO法人「テラ・ルネッサンス」(2011～2013年)や、ルワンダで女性に職業訓練の機会を提供し、経済的自立を支援するNPO法人「リボン・京都」(2014～2016年)が含まれています。2016年3月には、コンゴ民主共和国で人道支援活動を行う国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) に対し、当社のソーラーランタン約500台を寄付しました。

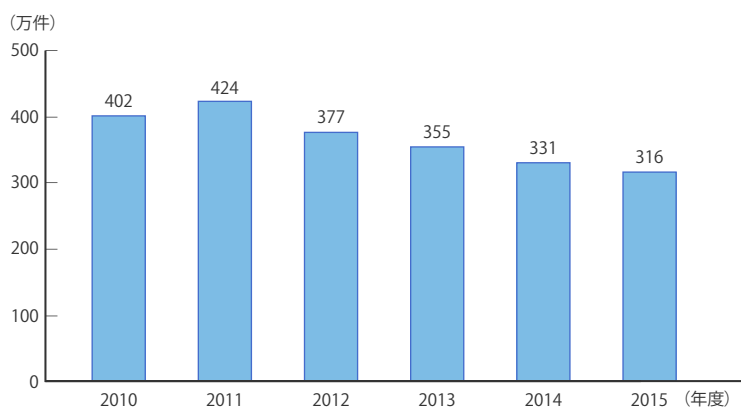
NGOとの対話

紛争鉱物対応についてNGOとの対話を行っています。2015年3月には、国際環境NGO A SEED JAPANが推進する「エシカルケータイキャンペーン」のセミナーに登壇し、当社の紛争鉱物対応の取り組みと考え方を企業やNGOの皆様と共有しました。また、セクター連携による紛争鉱物への取り組みの重要性などについて意見交換を行いました。今後とも、このような対話、連携を続けてまいります。

CSR実績データ一覧

お客様対応

お客様ご相談センター(個人のお客様向け)相談件数推移



修理・サービス体制

[パナソニック コンシューマーマーケティング(株)CS社 サービス拠点数]
 全国102カ所(2016年3月現在)

[パナソニック エコソリューションズ テクノサービス(株)サービス拠点数]
 全国40カ所(2016年3月現在)

修理サービス拠点数 (海外は2014年度)

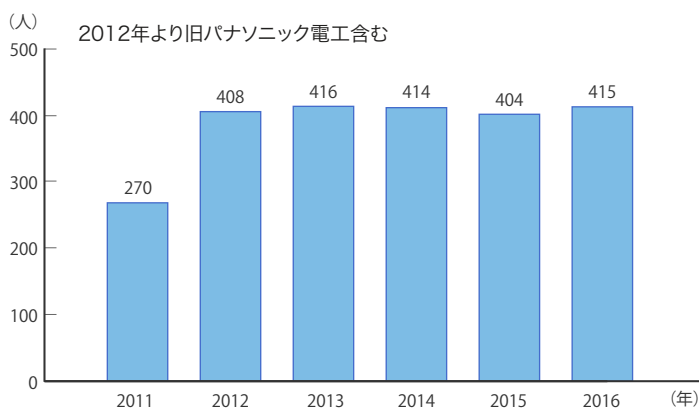
地域	修理サービス拠点数
日本	102
北米	1,605
中南米	1,032
欧州・CIS	676
東南アジア・大洋州	1,714
インド・南アジア・中東阿	1,144
中国・東北アジア	776

※日本：パナソニック コンシューマーマーケティング(株)CS社

お客様満足度向上にむけて

消費生活アドバイザー資格取得の推進

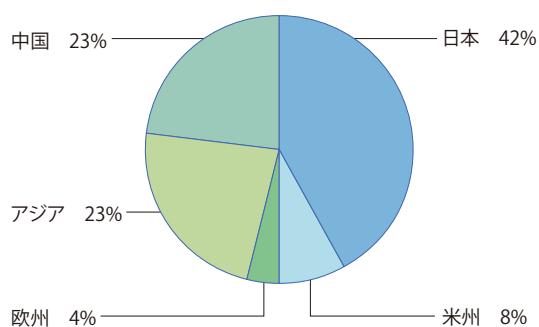
資格者 在籍者数の推移(2016年4月現在)



従業員関連データ

地域別従業員比率

グローバル連結従業員数 249,520人 (2016年3月末現在)



研修参加人数、研修時間

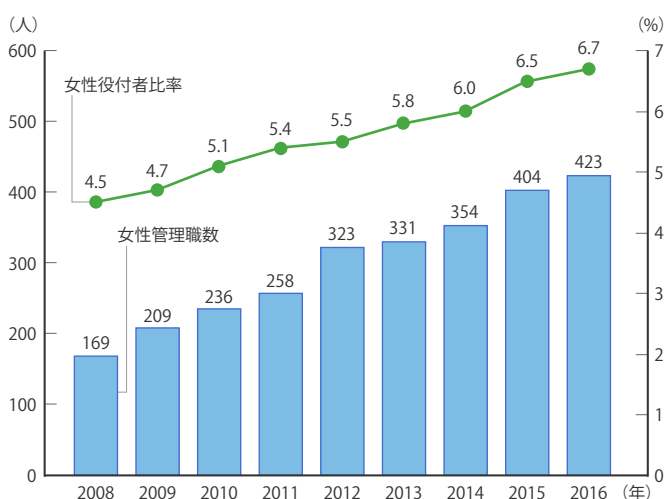
2015年度の人材開発カンパニーにおける延べ受講者人数は73,200人日です。

職種別の主な研修は下記の通りとなります。

- 階層別研修 : 11,729人日
- 技術研修 : 18,735人日
- モノづくり研修 : 26,898人日
- スキルチェンジ研修 : 15,386人日

※人日: 人数×日数

女性管理職数、女性役付者比率

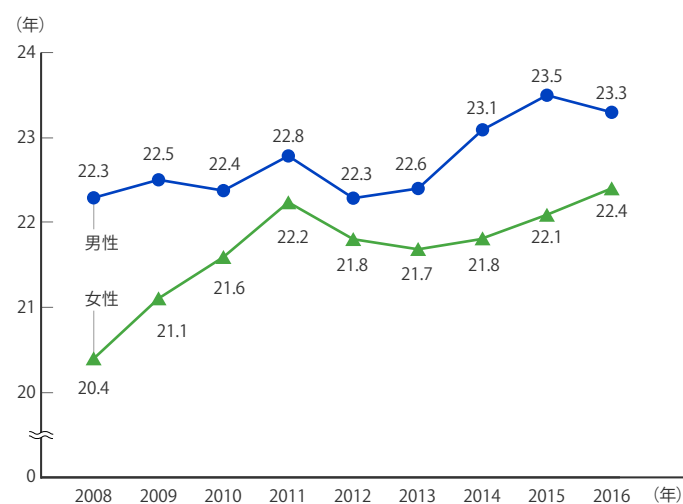


※各年度の4月時点の数字

※女性管理職数：課長クラス以上。当社および国内主要関係会社（ただし三洋電機は除く。2012年から旧パナソニック電工含む）の合計

※女性役付者比率：役付者には主幹と主務を含む。当社および国内主要関係会社（ただし三洋電機は除く。2012年から旧パナソニック電工含む）の合計

男女別平均勤続年数



※各年の3月時点の数字

※当社および国内主要関係会社（ただし三洋電機は除く。2012年から旧パナソニック電工含む）の合計

障がい者雇用率の推移(日本)

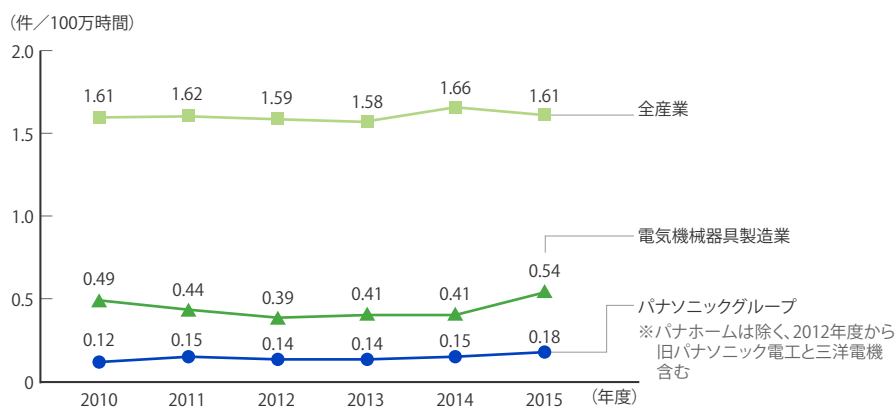
	2009年6月	2010年6月	2011年6月	2012年6月	2013年6月	2014年6月	2015年6月
パナソニック株式会社	1.93%	2.01%	2.07%	2.04%	2.15%	2.16%	2.15%
主要グループ会社	2.16%	2.10%	2.08%	2.11%	2.21%	2.24%	2.46%
グループ全体	2.00%	2.07%	2.08%	2.06%	2.17%	2.18%	2.21%

特例子会社(従業員数は2015年6月時点)

会社名	設立	従業員数 (うち障がい者数)	業務概要
パナソニック吉備株式会社	1980年	76人(32人)	ビデオカメラ液晶ユニットの組立、ビデオアクセサリの組立
パナソニック交野株式会社	1981年	38人(30人)	アビオニクス製品の組立、AVアクセサリの検査・梱包
パナソニックアソシエイツ滋賀株式会社	1994年	55人(32人)	電子回路の組立(マッサージ椅子・シェーバー等)
パナソニックエコシステムズ共栄株式会社	1980年	32人(21人)	換気扇部材の組立、取り扱い説明書の印刷
三洋ハートエコロジー株式会社	1998年	72人(35人)	洋蘭の育成・販売、社内メール集配
播磨三洋工業株式会社	1982年	45人(22人)	掃除機部品の組立、構内の環境整備
千代三洋工業株式会社	1992年	39人(13人)	LED応用商品の製造、光検知センサーの製造

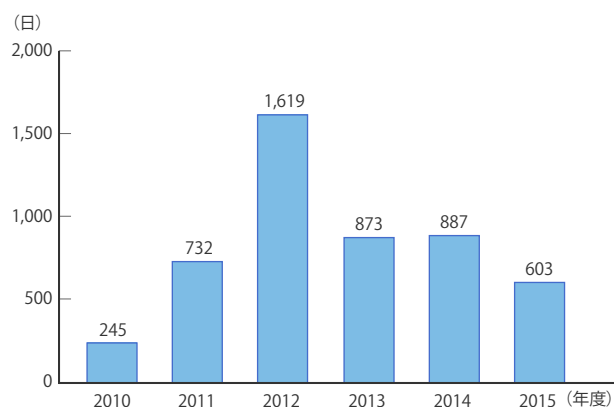
労働災害の発生状況

労災発生率



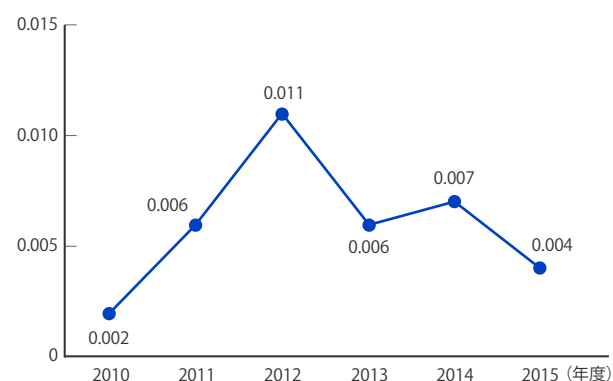
出典：「全産業」「電気機械器具製造業」のデータは厚生労働省のWebサイトより

労災による損失日数



※労働災害によって失われた被災者の労働日数の合計

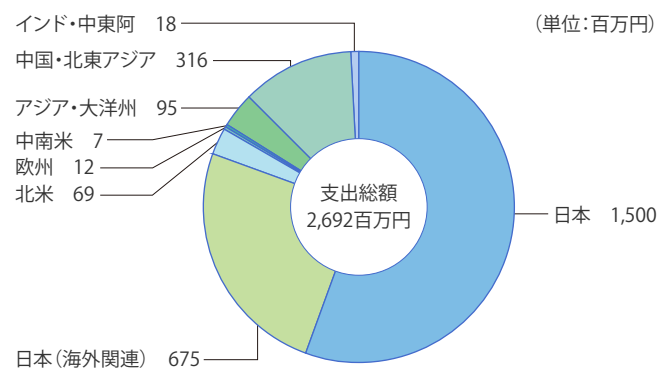
労災による強度率



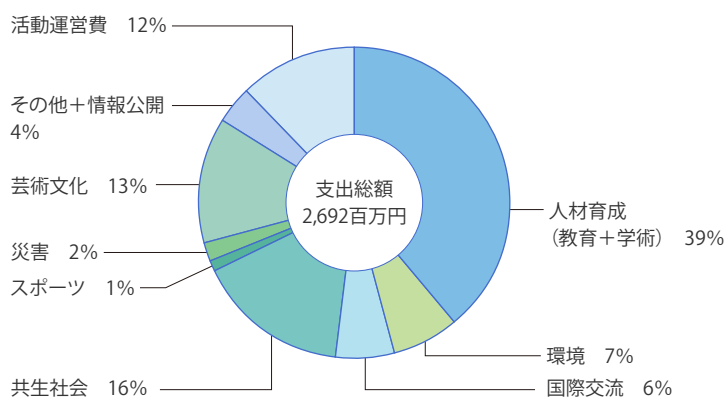
※のべ労働時間1,000時間あたりの労働損失日数の割合

企業市民活動の費用支出

企業市民活動の地域別活動費(2015年度)



企業市民活動への支出の活動分野別内訳(2015年度)



寄附の種類

(百万円)

寄付の種類	金額	企業市民活動総額における割合
寄付金	754	28%
地域貢献	1,863	69%
各種協賛支援	75	3%
合計	2,692	100%

寄附の方法

(百万円)

貢献の方法	金額
キャッシュでの寄付	718
社員ボランティア関連費用	73
商品・サービス提供とプログラム協賛等	1,525
企業市民活動に関する運営費	376
合計	2,692

社外からの評価

CSR・環境の主な評価

Dow Jones Sustainability Indices

社会的責任投資(SRI)の世界的なインデックスとして高く評価されている「Dow Jones Sustainability World Indices (DJSI World)」の構成銘柄として12年連続選定されています。企業の経済、環境、社会面での持続可能性について年1回、世界的上場企業約2,500社を対象に評価し、上位約10%の企業がDJSI Worldに選定されます。

▶DJSI 関連ホームページ <http://www.sustainability-indices.com/>



FTSE4Good Index Series

世界の代表的な社会的責任投資(SRI)指標のひとつである「FTSE4Good Index」の対象銘柄に選定されています。この指標は、2001年にロンドンに本拠をおくFTSE社が始めたもので、当社の選定は開始以来、16年連続となります。

▶FTSE 関連ホームページ <http://ftserussell.jp/index.html>



RobecoSAM社のCSR格付け

世界の代表的なSRI評価会社RobecoSAM社(Sustainable Asset Management)による2016年CSR格付けで、「Bronze (銅)」クラスを受賞しました。

▶RobecoSAM社 関連ホームページ

<http://www.robecosam.com/en/sustainability-insights/library/the-sustainability-yearbook.jsp>



「CDP 2015」

英国の非営利団体CDP(旧名称:カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト)による、世界の企業を対象にした、気候変動への戦略や具体的な温室効果ガスの排出量に関する調査の第13回目の結果が、2015年秋に公表されました。

当社は情報開示が評価され、CDP ジャパン500において「先進企業」の1社に選定されました。



日経環境経営度調査

日本経済新聞社が2016年1月に発表した第19回「環境経営度調査」の企業ランキングで、製造業7位の評価を受けました。特に資源循環の部門では高得点を獲得しました。

日経BP環境経営フォーラム「環境ブランド調査」

日経BP環境経営フォーラムが2015年に実施した第16回「環境ブランド調査」では、前年から1ランク順位を上げ、3位を獲得しました。省・創・蓄エネルギーの推進、資源循環のほか、環境コミュニケーションなどにおいて高評価を受けました。

環境関連社外表彰

2015年度も当社の環境活動が評価され、グローバルで様々な表彰をいただきました。

主な環境関連社外表彰(2015年度)

分野	授賞機関名・表彰名	受賞タイトル	受賞社名・内容	
持続可能性 環境経営	日本・大阪府 平成27年度 おおさか環境賞	奨励賞・協働賞	パナソニック(株) エコソリューションズ社 会社構内におけるビオトープを通じた生物多様性保全活動 (協働賞は、(大)大阪府立大学 様、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所 様と共同受賞)	
	日本・(特非)キッズデザイン協議会 第9回キッズデザイン賞	子どもの未来デザイン 学び・理解力部門	バナホーム(株) 「つながりのひろば」と「住まいとくらしの情報館・千里」における総合体験学習	
CO ₂ 削減	製品・サービス	日本・(一財)省エネルギーセンター 平成27年度 省エネ大賞[製品・ビジネスモデル部門]	省エネルギーセンター会長賞	パナソニック エコシステムズ(株)((株)ダイヘン様との共同受賞) 太陽光発電向けパワーコンディショナ用冷却ユニット パナソニック(株)アプライアンス社 エアコンカンパニー エアコン事業部 家庭用ルームエアコン「エコナビ搭載エアコン WXシリーズ」
		日本・(公財)大河内記念会 第62回 大河内賞	大河内記念生産賞	パナソニック(株) 高周波数に対応した低伝送損失、高耐熱、高多層回路基板材料の開発
		台湾・リーダーズダイジェスト 信頼ブランド賞 2015	白金奨 ほか	パナソニック(株) 冷蔵庫・洗濯機 ほか
		日本・(一財)ヒートポンプ・蓄熱センター 平成27年度 デマンドサイドマネジメント表彰	一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター理事長賞	パナソニック(株) 高効率蒸気二重効用吸収冷凍機 WE型蒸気焚ジェネリック パナソニック(株)(日立アプライアンス(株)様、川重冷熱工業(株)様との共同受賞) 節電型ナチュラルデラー
		日本・(一社)レジリエンスジャパン推進協議会 ジャパン・レジリエンス・アワード(強靱化大賞) 2016	最優秀レジリエンス賞(エネルギー)	パナソニック(株)(東京ガス(株)様との共同受賞) 家庭用燃料電池 エネファーム
		日本・(公益)日本デザイン振興会 2015年度グッドデザイン賞	グッドデザイン・ロングライフデザイン賞 ほか	パナソニック(株) 照明器具 HomeArchi(ホームアーキ) ほか
		日本・日刊工業新聞社 第18回 オゾン層保護・地球温暖化防止大賞	優秀賞	パナソニック(株) CO2冷媒対応新冷凍機システムの開発
		日本・神奈川県/かながわ地球環境保全推進会議 平成27年度かながわ地球環境賞	かながわスマートエネルギー計画部門	FujisawaSST協議会 「自立共生型エネルギーマネジメント」のスマートタウンの実現
		日本・愛知県 2016愛知環境賞	優秀賞	パナソニック エコシステムズ(株) 太陽光発電向けパワーコンディショナ用冷却ユニット
		独・iFインターナショナルフォーラムデザイン iFデザインアワード2016	プロダクトデザイン部門 パッケージデザイン部門 ほか	パナソニック(株) エネルギー トーンズ オーガニック ほか
		日本・(特非)キッズデザイン協議会 第9回キッズデザイン賞	子ども視点の安全安心デザイン 一般部門 ほか	バナホーム(株) エコナビ搭載換気システムHEPA+ ほか
		省エネ活動	日本・(一財)省エネルギーセンター 平成27年度 省エネ大賞 [省エネ事例部門]	経済産業大臣賞(節電分野)
	投入資源削減	日本・日本経済新聞社 日経優秀製品・サービス賞 2015	日経MJ賞 最優秀賞	パナソニック(株) 家電シリーズ「Jコンセプト」
日本・(公社)日本インダストリアルデザイナー協会 JIDAデザインミュージアムセレクションVol.17 2015年		ゴールドセレクション ほか	パナソニック(株) Jコンセプト 紙バック掃除機 MC-JP500G/JP500GS ほか	
日本・(一財)国際ユニヴァーサルデザイン協議会 IAUDアワード2015		プロダクトデザイン部門 金賞 ほか	パナソニック(株) 日本の暮らしに合わせた統一コンセプトの家電シリーズ「Jコンセプト」 ほか	
再生資源活用	日本・(一社)産業環境管理協会 平成27年度 資源循環技術・システム表彰	経済産業大臣賞	パナソニック(株) アプライアンス社・生産革新本部 パナソニックエコテクノロジーセンター(株) 使用済み家電品廃棄混合樹脂からの樹脂循環リサイクル	
	日本・大阪府 平成27年度 おおさか環境賞	奨励賞	パナソニック(株) 生産技術本部 環境生産革新センター及び環境技術実用化グループ 社会課題解決に向けた、省エネ・リサイクル技術の開発・実用化活動	
水資源保全	シンガポール・公益事業庁 水効率建築表彰	水効率建築表彰 銀賞	パナソニック ファクトリーソリューションズ アジアパシフィック	
環境コミュニケーション	日本・日刊工業新聞社 第50回日本産業広告賞	日刊工業新聞広告大賞	パナソニック(株) 「あかりソリューション」3点シリーズ広告	
	日本・広告電通賞審議会 第68回 広告電通賞	総合広告電通賞	パナソニック(株) 「パナソニック河川監視カメラシステム」 ほか	
	日本・フジサンケイグループ 第44回フジサンケイグループ広告大賞	メディアミックス部門 グランプリ	パナソニック(株) Jコンセプトシリーズ	
	日本・フジサンケイビジネスアイ 第54回ビジネス広告大賞	ビジネス広告大賞	パナソニック(株) 「あかりシリーズ」広告	
	米国: League of American Communications Professionals LLC アニュアルレポートコンテスト2014/15 Vision Awards	総合1位 Report Narrative部門 最優秀賞	パナソニック(株) アニュアルレポート2015	
	日本・環境省、(一財)地球・人間環境フォーラム 環境コミュニケーション大賞	環境報告書部門 優良賞	パナソニック(株) サステナビリティ データブック 2015	

※会社名は受賞当時の名称

EICC行動規範対照表

「電子業界CSRアライアンス® (EICC®) 行動規範バージョン5.1」への当社の対応状況は以下の通りです。

項目	「CSR・環境」サイトでの該当先、関係サイトおよび注記 (リンク先URL)	管理体制	「CSR・環境」サイトでの該当先、関係サイトおよび注記 (リンク先URL)
A 労働	1) 雇用の自由選択 2) 若年労働者	1) 会社の取り組み	人権の尊重・方針 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights.html#policy
	3) 労働時間	2) 経営者の説明責任と責任	人権の尊重・責任者・体制 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights.html#structure
	4) 賃金および福利厚生	3) 法的要件および顧客の要件	人権の尊重・マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights.html#management 人権の尊重：グローバルな基準・法令等への取り組み状況 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/global_standards
	5) 人道的待遇	4) リスク評価とリスク管理	人権の尊重：マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights.html#management 人権の尊重：評価 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/performance.html
	6) 差別の排除	5) 改善目標	人権の尊重：評価 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/performance.html
	7) 結社の自由	6) トレーニング	人権の尊重・教育 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights.html#education
		7) コミュニケーション	人権の尊重・マネジメントシステム (従業員向け) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights.html#management 人権の尊重・方針 (従業員向け) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights.html#policy
		8) 労働者のフィードバックと参加	人権の尊重・マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights.html#management 人権の尊重：評価 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/performance.html
		9) 監査と評価	人権の尊重・マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights.html#management 人権の尊重：評価 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/performance.html
		10) 是正措置プロセス	人権の尊重・マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights.html#management 人権の尊重：評価 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights/performance.html
		11) 文書化と記録	人権の尊重・マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/human_rights.html#management
		12) サプライヤーの責任	責任ある調達活動：購入先様へのCSRの徹底 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/supply_chain/suppliers
B 安全衛生	1) 職務上の安全	1) 会社の取り組み	労働安全衛生・方針 ・パナソニック行動基準 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#policy
	2) 緊急時への備え	2) 経営者の説明責任と責任	労働安全衛生・方針 ・パナソニック労働安全衛生ポリシー http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#policy
	3) 労働災害および疾病	3) 法的要件および顧客の要件	労働安全衛生・責任者・体制 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#structure 労働安全衛生・方針 ・労働安全衛生行動指針 1. 法の順守 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#policy
	4) 産業衛生	4) リスク評価とリスク管理	労働安全衛生 労働安全衛生：評価 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#management 労働安全衛生・方針 ・労働安全衛生行動指針 5. 危険・有害要因の除去・低減 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#policy 労働安全衛生・マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#management
	5) 肉体的に過酷な作業	5) 改善目標	労働安全衛生・方針 ・労働安全衛生行動指針 6. 安全衛生目標の設定・管理計画の作成と実行 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#policy
	6) 機械の安全対策	6) トレーニング	労働安全衛生・方針 ・労働安全衛生行動指針 8. 教育・訓練 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#policy 労働安全衛生・マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#management

	7) 衛生設備、食事、および住居		7) コミュニケーション	労働安全衛生・マネジメントシステム (従業員向け) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#management 労働安全衛生・方針 ・パナソニック行動基準 (従業員向け) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#policy
	8) 安全衛生のコミュニケーション		8) 労働者のフィードバックと参加	労働安全衛生・方針 ・労働安全衛生行動指針 4. 役割、権限、責任の明確化・組織体制の整備 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#policy 労働安全衛生・責任者・体制 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#structure 労働安全衛生：評価 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety/performance
			9) 監査と評価	労働安全衛生・方針 ・労働安全衛生行動指針 7. 監査の実施と事業者(経営者)による見直し http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#policy
			10) 是正措置プロセス	労働安全衛生・方針 ・労働安全衛生行動指針 7. 監査の実施と事業者(経営者)による見直し http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#policy
			11) 文書化と記録	労働安全衛生・マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/health_safety.html#management
			12) サプライヤーの責任	責任ある調達活動：購入先様へのCSRの徹底 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/supply_chain/suppliers
環境	1) 環境許可と報告	環境マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/ems.html	1) 会社の取り組み	公正な事業活動・方針 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco.html
	2) 汚染防止と資源削減	環境配慮商品・工場 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/gp_gf.html	2) 経営者の説明責任と責任	環境ガバナンス http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance.html
		工場・オフィスの地球温暖化防止 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/co2/site.html		環境マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/ems.html
		工場省エネ支援サービス事業 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/co2/service.html		環境ガバナンス http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance.html
		グリーンロジスティクス http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/co2/logistics.html		環境マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/ems.html
		資源循環 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource.html		環境リスクマネジメント http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/risk.html
		投入資源の削減 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource/reduce.html		環境情報システム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/it.html
		製品のリサイクル http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource/recovery.html		水資源保全 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/water.html
		再生資源の活用 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource/reuse.html		環境ガバナンス http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance.html
	工場廃棄物管理 ゼロエミッション化 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource/zero.html	4) リスク評価とリスク管理	環境マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/ems.html	
	水資源保全 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/water.html		環境リスクマネジメント http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/risk.html	
	3) 危険物	化学物質管理 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/chemical.html		環境情報システム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/it.html
	4) 廃水および固形廃棄物	環境配慮商品・工場 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/gp_gf.html	5) 改善目標	環境基本方針 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco.html
		資源循環 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource.html	6) トレーニング	環境マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/ems.html
		投入資源の削減 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource/reduce.html		環境リスクマネジメント http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/risk.html
		製品のリサイクル http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource/recovery.html		人材育成 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/hr.html
再生資源の活用 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource/reuse.html		7) コミュニケーション	環境基本方針(従業員、購入先様、お客様向け) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco.html	
工場廃棄物管理 ゼロエミッション化 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/resource/zero.html			サプライチェーン連携(購入先様向け) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/supplychain.html	
水資源保全 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/water.html		環境コミュニケーション(購入先様、お客様向け) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/communication.html		

5) 大気への排出	環境配慮商品・工場 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/gp_gf.html	8) 労働者のフィードバックと参加	環境ガバナンス http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance.html
	化学物質管理 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/chemical.html		環境マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/ems.html
6) 資材の制限	化学物質管理 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/chemical.html	9) 監査と評価	環境リスクマネジメント http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/risk.html
	生物多様性保全 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/biodiversity.html		環境情報システム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/ft.html
7) 雨水の管理	サプライチェーン連携 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/supplychain.html	10) 是正措置プロセス	環境ガバナンス http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance.html
	(開示していません)		環境マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/ems.html
8) エネルギー消費および温室効果ガスの排出	環境配慮商品・工場 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/gp_gf.html	11) 文書化と記録	環境リスクマネジメント http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/risk.html
	省・創・蓄エネルギー商品 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/co2/product.html		環境情報システム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/ft.html
	工場・オフィスの地球温暖化防止 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/co2/site.html		環境ガバナンス http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance.html
	地球温暖化の緩和・適応 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/co2/solution.html		環境マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/ems.html
	工場省エネ支援サービス事業 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/co2/service.html		環境リスクマネジメント http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/risk.html
	グリーンロジスティクス http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/co2/logistics.html		環境情報システム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/ft.html
サプライチェーン連携 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/supplychain.html	12) サプライヤーの責任	環境マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/governance/ems.html	
		環境基本方針 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco.html サプライチェーン連携 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/eco/supplychain.html	

D 倫理	1) ビジネスインテグリティ	腐敗防止 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices/fairtrade#decrease	1) 会社の取り組み	公正な事業活動・方針 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices.html#policy
	2) 不適切な利益の排除	方針 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices.html#policy	2) 経営者の説明責任と責任	公正な事業活動・責任者・体制 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices.html#structure
		腐敗防止 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices/fairtrade#decrease		
	3) 情報の開示	行動基準 第2章 II-5. ティスクロージャー (情報開示) http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/chapter-2.html#section2-5	3) 法的要件および顧客の要件	行動基準 第2章 II-3. 法令と企業倫理の順守 (3) 関係法令の社内徹底 http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/chapter-2.html#section2-3
	4) 知的財産	行動基準 第2章 I-1. 研究開発 (3) 成果の活用と知的財産権の尊重 http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/chapter-2.html#section1-1	4) リスク評価とリスク管理	公正な事業活動・マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices.html#management
	5) 公正なビジネス、広告、および競合	責任ある広告・宣伝活動 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/communication.html	5) 改善目標	公正な事業活動：評価 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices/performance.html
	6) 身元の保護と報復の排除	内部通報制度 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices/whistleblowing.html	6) トレーニング	公正な事業活動・コンプライアンス教育 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices.html#education
	7) 責任ある鉱物調達	責任ある調達活動：紛争鉱物対応 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/supply_chain/minerals.html	7) コミュニケーション	公正な事業活動・マネジメントシステム (従業員向け) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices.html#management
公正な事業活動・方針 (従業員向け) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices.html#policy				
8) プライバシー	情報セキュリティ・個人情報保護 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/security	8) 労働者のフィードバックと参加	公正な事業活動：評価 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices/performance.html	
			公正な事業活動：内部通報制度 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices/whistleblowing.html	
		9) 監査と評価	公正な事業活動：評価 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices/performance.html	
			公正な事業活動：評価 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices/performance.html	
		10) 是正措置プロセス	公正な事業活動：評価 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices/performance.html	
		11) 文書化と記録	マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices.html#management	
12) サプライヤーの責任	責任ある調達活動：購入先様へのCSRの徹底 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/supply_chain/suppliers			

E 管理体制	1) 会社の取り組み	経営理念とサステナビリティ http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/management/philosophy.html
		行動基準 http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/list.html
	2) 経営者の説明責任と責任	CSR活動の推進体制 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/management/structure.html
3) 法的要件および顧客の要件	CSR活動の推進体制 ・グローバルな規格・規範・ガイドライン・イニシアティブを尊重 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/management/structure.html	

4) リスク評価と リスク管理	リスクマネジメント http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/management/riskmanagement.html		
5) 改善目標	※右欄の各「5) 改善目標」を参照ください		
6) トレーニング	コンプライアンス教育 (行動基準の教育) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices.html#education		
7) コミュニケー ション	経営理念とサステナビリティ (従業員向け) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/management/philosophy.html		
	行動基準 (従業員向け) http://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/list.html		
	「CSR・環境」サイト (お客様向け) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability.html		
	責任ある調達活動 ・方針 (購入先様向け) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/supply_chain.html#policy		
	責任ある調達活動：購入先様へのCSRの徹底 (購入先様向け) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/supply_chain/suppliers		
8) 労働者のフィード バックと参加	リスクマネジメント ・推進体制 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/management/riskmanagement.html#structure		
	リスクマネジメント ・リスク感性の向上 http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/management/riskmanagement.html#education		
9) 監査と評価	公正な事業活動 ・マネジメントシステム (行動基準の順守・実践状況の確認) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices.html#management		
	公正な事業活動 ・評価 (行動基準の順守・実践状況の確認) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices/performance.html		
10) 是正措置 プロセス	公正な事業活動 ・マネジメントシステム (行動基準の順守・実践状況の確認) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices.html#management		
	公正な事業活動 ・評価 (行動基準の順守・実践状況の確認) http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/fair_practices/performance.html		
11) 文書化と記録	※右欄の各「11) 文書化と記録」を参照ください		
12) サプライヤーの 責任	責任ある調達活動 ・マネジメントシステム http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/supply_chain.html#management		

KPMGあずさサステナビリティ株式会社による独立保証報告書

eco ideas



独立した第三者保証報告書

2016年7月21日

パナソニック株式会社
取締役会 御中

KPMG あずさサステナビリティ株式会社
大阪市中央区瓦町三丁目6番5号

代表取締役

斎藤 和彦

取締役

松尾 幸喜

当社は、パナソニック株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成し会社のウェブサイトを開示した「サステナビリティ データブック 2016」(以下、「データブック」という。)に記載されている2015年4月1日から2016年3月31日までの対象とした下表に示す環境パフォーマンス指標(以下、「指標」という。)に対して限定的保証業務を実施した。

表:独立保証の対象となる指標とデータブックにおける該当頁

指標名	頁	指標名	頁
間接的なCO ₂ 削減貢献量	29	生産活動における温室効果ガス排出量(CO ₂ 換算) (スコープ1排出量)	36
主要商品使用時のCO ₂ 排出量	30	生産活動における温室効果ガス排出量(CO ₂ 換算) (スコープ2排出量)	36
省エネ商品によるCO ₂ 削減貢献量	30	非製造拠点からのCO ₂ 排出量(日本の自社所有建物)	36
創エネ商品によるCO ₂ 削減貢献量	31	日本国内輸送におけるCO ₂ 排出量	37
生産活動におけるCO ₂ 排出量	33	廃棄物・有価物の発生量	50
生産活動におけるCO ₂ 削減貢献量	33	生産活動における水使用量	53
生産活動におけるエネルギー起源のCO ₂ 以外の 温室効果ガス排出量(CO ₂ 換算)	35	管理対象の化学物質 排出・移動量(総量)	60

会社の責任

環境省の環境報告ガイドライン2012年版及びGlobal Reporting Initiativeのサステナビリティ・レポート・ガイドライン第4版等を参考にして会社が定めた指標の算定・報告基準(以下、「会社の定める基準」という。会社のウェブサイトに記載。)に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。

当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準(ISAE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」、ISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」及びサステナビリティ情報審査協会のサステナビリティ情報審査実務指針に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主としてデータブック上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- データブックの作成・開示方針についての質問及び会社の定める基準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した3事業場における現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論

上述の保証手続の結果、データブックに記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める基準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性及びその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質管理基準第1号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

以上

当社の事業活動に関するご報告

CSR・環境活動に関する詳細情報については「CSR・環境サイト」を、株主・投資家向けの事業戦略や財務状況などの情報については「投資家向け情報サイト」をご覧ください。

CSR・環境サイト

▶<http://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability.html>

サステナビリティデータブック(PDF)も掲載しています



投資家向け情報サイト

▶<http://www.panasonic.com/jp/corporate/ir.html>

事業戦略や財務状況、ESG(環境・社会・ガバナンス)などの情報を開示する「アニュアルレポート」(PDF)も掲載しています



Panasonic

お問い合わせ

パナソニック株式会社 CSR・社会文化部／品質・環境本部

〒105-8301 東京都港区東新橋1-5-1

Tel:03-3437-1121

2016年8月